

令和２年第２回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(4)
------------	-----

第１日（６月１５日）

開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案第 4 号 議案第 2 0 号 町長等の給与等の特例に関する条例	5
議案第 5 号 議案第 2 1 号 議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	8
議案第 6 号 議案第 3 0 号 令和２年度与論町一般会計補正予算（第５号） ..	9
一般質問	23
沖野一雄君	24
高田豊繁君	39
林 敏治君	49
遠山勝也君	61
野口靖夫君	65
林 隆壽君	77
川村武俊君	82
大田英勝君	93
町 俊策君	106
散 会	113

第２日（６月１６日）

議案第 2 2 号 与論町税条例等の一部を改正する条例	119
議案第 2 3 号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	120
議案第 2 4 号 与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	122
議案第 2 5 号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例	123
議案第 2 6 号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例	125
議案第 2 7 号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	126
議案第 2 8 号 与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例	127

議案第 29 号	ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例	129
議案第 31 号	令和 2 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	137
議案第 32 号	和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて	140
議案第 33 号	知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて	146
議案第 34 号	与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について	147
議案第 35 号	与論町茶花生活館の指定管理者の指定について	148
議案第 36 号	与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	149
議案第 37 号	与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について	150
議案第 38 号	与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	151
議案第 39 号	与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について	152
議案第 40 号	与論町叶生活館の指定管理者の指定について	153
議案第 41 号	与論町城青少年センターの指定管理者の指定について	154
議案第 42 号	与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について	155
議案第 43 号	与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について	156
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度与論町一般会計補正予算（第 4 号））	160
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））	163
同意第 1 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（内野豊信）	165
同意第 2 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（山本池富）	165
同意第 3 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（原田新一郎）	165
同意第 4 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（遠山和歌子）	165
同意第 5 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（保喜久男）	165
同意第 6 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（長尾さとみ）	165
同意第 7 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（白石茂一）	165
同意第 8 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（白尾憲雄）	166
同意第 9 号	与論町農業委員会委員の任命の同意について（山下みどり）	166
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（喜村雅子）	169
選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙		170
散 会		171

第3日（6月19日）

議案第44号	報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	177
議案第45号	ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について	178
議案第46号	与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定について	180
陳情第2号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）	182
陳情第3号	増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）	184
発議第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について（高田議員ほか2人提出）	185
共同墓地調査検討特別委員会報告の件（共同墓地調査検討特別委員長）		186
議員派遣の件		189
閉会中の継続審査・調査について		190
閉 会		190

令和2年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6 月 15 日	月	全員協議会 本会議(開会、議案審議、一般質問)
6 月 16 日	火	本会議(議案審議) 常任委員会
6 月 17 日	水	常任委員会
6 月 18 日	木	常任委員会 予備日(議事整理日)
6 月 19 日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和 2 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 6 月 1 5 日

令和２年第２回与論町議会定例会会議録
令和２年６月１５日（月曜日）午前９時００分開会

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 議案第２０号 町長等の給与等の特例に関する条例

第５ 議案第２１号 議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

第６ 議案第３０号 令和２年度与論町一般会計補正予算（第５号）

第７ 一般質問

2 出席議員（１０人）

１番 遠山勝也君	２番 沖野一雄君
３番 川村武俊君	４番 林敏治君
５番 高田豊繁君	６番 町俊策君
７番 大田英勝君	８番 野口靖夫君
９番 林隆壽君	１０番 福地元一郎君

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１９人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	選挙管理委員会委員長 平田暢孝君
総務企画課長 兼選挙管理委員会書記長 沖島範幸君	会計管理者兼会計課長 大角周治君
税務課長 武東真奈美君	町民福祉課長 田畑文成君
環境課長 白尾与志一君	農業委員会事務局長 久野泰司君
産業振興課長 山下哲博君	商工観光課長 松村靖志君
建設課長 町本和義君	教育委員会事務局長 田畑博徳君
教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君	水道課長 仁和男君
与論こども園長 富士川智恵美君	茶花こども園長 富千加代君
那間こども園長 龍野勝志君	

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長 川 上 嘉 久 君 書

記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、令和2年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、3番川村武俊君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月19日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から与論辺地総合整備計画の変更に係る専決処分 of 報告について、提出されています。その写しを配付してありますので、御一読ください。

閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第20号 町長等の給与等の特例に関する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第４、議案第２０号「町長等の給与等の特例に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

議案第２０号、町長等の給与等の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策及び感染拡大に伴う緊急経済対策の財源確保を目的に、町長、副町長及び教育長の給料、期末手当を減額するために必要な事項を定めるものです。

給料等の減額内容は、６月からの３か月間、町長が３０％、副町長及び教育長が２０％減額とし、期末手当については、６月支給分を町長が３０％、副町長及び教育長が２０％減額としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

８番。

○８番（野口靖夫君） ただいまの町長の趣旨説明で十分意味はわかりました。私がお聞きしたいのは、今回の６月の第２回定例会において、９人の議員が、新型コロナウイルス感染症の影響についての対策を求めて一般質問が出されています。それはお互いに議員も執行部も、それなりに本町の町民のことを考えて、真剣に取り組まなければならないという意思の表れだと思います。そうすると、町長の趣旨説明がありましたが、これから一般質問するにおいて、町長が本当に真剣に取り組んでいくというただ単なるパフォーマンスではなくて、どういうことでもって本当に真剣に取り組んでいくかという、そのあふれんばかりの決意をちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。このコロナウイルスの感染症というのは、私が町長になってから、本当にこういうことが起こるんだなというふうに思っています。与論は御承知のとおり、医療機関それから医療体制も脆弱です。また、離島という条件から本当に自分たちの島で、もしコロナウイルス感染が起こった場合には、感染対策をこの島で完結しなければならないという、本当に必死な思いでございまして、とにかくまず島にコロナウイルスが入ってこない、そういうふうな対策をまず考えていたわけでありまして、空港や港でできる限りのまず防衛措置を

していくということ、そして対策本部を立ち上げまして、全部で医療機関とあるいは徳之島の保健所からお招きをして対策会議を行っています。とにかく私たちの町民の命を守るのは、この際、町民の意識の高揚とそして職員のまた一生懸命な努力と現議会議員の皆様方にも協力をいただきながら、みんなで真剣に取り組まなければいけないというふうに考えて、これからもまだまだ続くようですが、一生懸命頑張っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 町長の熱意を僕は確かに受け止めました。この決意のもとにただパフォーマンスで終わるのではなくして、本当に心底、我々議員も執行部も、町民が今の農業はあるいは観光は、その基幹産業である職場の中でどれだけ苦しんで、どれだけ必死になってもがいておられるかということの実態を我々が受け止めて、それで対策を練っていかなければならないと私は思っておりまして、今度の一般質問は、それを中心に恐らくほかの 9 人の議員もされるのではないかと思いますので、新しいその町長の今の決意を今聞いて、すっかり安心いたしましたので、一般質問の時間を有効に活用できればと思います。御答弁ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） ただいまの町長の減額が 30%、そして副町長の減額が 20%、そして教育長が 20%の減額というふうに決定をされているようですが、これは何を基準にして取り決めをされたのか。あるいはまた近隣の沖永良部の金額によって、またそれを参考にしながら決定されたのかお伺いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私たちの与論町は、観光で成り立っている島です。よそからお客様が来ることによって、私たちの経済に及ぼす影響は非常に多大なものと考えておりまして、ほかの島々の農業を担っている島とかいろいろなので比べれば、私たちは、本当にそれ以上のことを考えて実行しなければならないという切実な思いです。そういうことで、ほかの島も参考にしながら、私たちでできるだけことをしてまいりたいというふうなことです。とにかく観光業、それに関する産業あるいは農業の花弁等、たくさんの産業に、町民の生活に影響を及ぼしていて、大変だなとつくづく思うわけですので、我々少ないことは少ないのですが、精一杯みんなと心をついにしようということでやっているところです。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） やはり町民の立場になって考えていかなければいけないと思いますが、本当に私は、すばらしい考え方でこれを決定されたのではないかと思います、本当に皆さんの今後の考え方、そしてこれからのまた与論町の発展のためにひ

とつ努力されていただきますように、重ねてお願いをいたしまして終わります。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

5 番。

○5 番（高田豊繁君） それでは、総務企画課長にちょっとお伺いします。この今の議案と次に議会議員の分が出ているわけですけど、8 月までということですが、総額でどのくらいの見積もりになりますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

まず、町長、副町長、教育長の給与それから期末手当につきましては、給与につきましては3 カ月間、それから期末手当は6 月の手当分で合計1 9 1 万8 7 8 0 円です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2 0 号は、会議規則第3 9 条第2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2 0 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2 0 号、町長等の給与等の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2 0 号、町長等の給与等の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第2 1 号 議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第2 1 号「議会議員の議員報酬等の特例に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 21 号、議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

本条例は、議長から申入れがあった新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急経済対策の財源確保のため、議員報酬及び期末手当を減額するために必要な事項を定めるものです。

報酬等の減額内容は、6 月からの 3 か月間、議員報酬を 20 %減額とし、期末手当については、6 月支給分を 20 %減額としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 21 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号、議会議員の議員報酬等の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、議会議員の議員報酬等の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 6 議案第 30 号 令和 2 年度与論町一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第30号「令和2年度与論町一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第30号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金1億6387万5000円、繰越金7000万円などを追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費として合計7630万6000円、園芸振興費1085万6000円、ヨロン特産品支援センター運営費631万3000円、住宅管理費2817万9000円、清掃センター解体撤去事業基金への積立金に7000万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億6400万5000円を追加し、一般会計予算総額52億7026万9000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 今回の補正につきましては、今町長から説明がありましたように新型コロナウイルスの感染症対策というのが主な内容かと承知していますが、いくつかコロナ対策感染を含めて、ほかの内容のものについても若干質問をしてみたいと思います。

まず、予算書の12ページの下から2行目、3行目の財産管理費の委託料、業務委託料として旧庁舎の解体事業家屋調査業務371万円が組まれています。当初予算書に確か解体設計委託に430万円が組まれていたと思うのですが、どちらかといえば、解体設計委託の前にその家屋調査業務のほうが先かなと思ったりもするのですが、そのあたりの関連も含めて、その解体調査業務の委託の想定先とその内容について説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

この内容につきましては、旧庁舎の周りの住居の調査ということで、特に解体する際にブレーカーとかその基礎の破壊だとかというときに、その影響が隣近家に影響しないかということの、前もっての調査を行うものでございまして、現在その

周りの6軒の住宅、倉庫、店舗等について調査を予定してございます。本来であれば、当初に設計等を合わせて、若しくは別々かと思いますが、ちょっと漏れていたということもありまして、今回解体に伴う家屋調査業務ということで計上させていただいています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） おおむねわかりましたが、では、その想定している委託先はどちらになるのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） こちらにつきましては、こういった住宅調査を取り扱っています業者、こういったところを書面回答で選定して指名競争入札という形で行いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） わかりました。では次に行きます。

13ページのやや下のほうに、11目の島づくり対策費の中で、補助金のところで一般コミュニティ助成事業250万円減額になっています。確か当初予算では2集落、東区と城が予定されていますというお話でしたが、どこか1カ所がお断りになったのか、できない事情が生じたのか、そのあたりの説明。そしてせっかくその250万円、全額特定財源として入ってくるわけですので、その代わりとなる代替の集落というか、ほかの受け皿はなかったのですか。その説明を求めます。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

昨年度は、2集落の申請をして、実績も2集落で行われたのですが、今年は城と東区集落ということで各250万円ずつ計上しています。この制度につきましては、宝くじの原資をもって交付される100%の助成金となるのですが、最初その2集落について要望書を上げておりましたが、本年度につきましては、1集落しか予算が配当できないということで、先般自治公民館連絡協議会にも申し上げたところですが、本年度につきましては1集落ということでお願いしてございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと残念ですが、せっかく100%補助ですので、是非めいっぱいその事業の活用ができるように要請をしたいと、これからもお願いをしたいと思います。

次に、20ページのちょっと上のほうの保健衛生費の清掃事業緊急経済対策事業

費、コロナ対策の1つかと思うのですが、金額は小さいのですが、町単独で備品テント10万円使うということなのですが、これの簡単な説明を求めたいと思います。20ページのテント購入費です。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） このテントの10万円は、今リサイクルセンターのほうで、指定されている家電関係以外の電化製品が、かなりたくさん廃棄をされています。我々もあの処分については非常に苦慮しているところですが、向こうで夏場どうしても炎天下の中で作業員が処理をしているという現状ですので、何とかテントの1張りでも買って、その作業の効率が上がるような形が取ればということで、このテントの予算を計上しています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 十分理解できました。是非、そのように処置をしていただきたいと思います。

それから、22ページの水産業費の水産振興費の中の補助金についてです。県単独補助補助金、離島漁業再生支援交付金として287万円の減額になっています。当初では確か1547万4000円計上されていたのですが、これは多分補助金の交付先は漁業協同組合かなと思っているのですが、県の補助がかなり大きいわけで、交付金ですので。ありがたい事業なのですが、なぜ287万円も減額になるのか。入札の結果そうなったのか、6月の議会で早くも287万円の減額が生じているというのは、どういう事情があるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

この総額につきましては、延長とか指標で決められているのですが、今回国の補助金については当初要望したとおり700万2000円、そして県が350万1000円あったところが、県の財政が厳しいということで、県の補助金がカットされました。その分の事業費を今回減額したところでは。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の説明ですと、県の財政の事情でカットされた、県の分がカットされたというお話でしたが、その当初には、結局当初予算を計上する段階でも、内示というか内々示というか、そういったこともあったと思うのですが、そのカットされた県の理由、説明はどういったふうになっていますか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） その中身については、まだきちんと問い合わせはいた

しておりません。ただ、当初12月にかけて、その要望について各指標を基に係数を掛けたり、漁協集落人口を係数で表して、概算を要求するわけでしたが、国のほうにつきましては、その2分の1ということで満額ありました。しかしながら県につきましては、今回の5月でしたか、そのあたりで減額するというものであったものですから、今回県の補助金のみ減額をしたところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） あまり納得できませんが、是非、鹿児島県に対しては、県庁に対しては、町長も副町長もそうですが、是非しっかり働きかけていただいて、こういった大事な補助率の高い補助金については、しっかり確保していただきますようお願いをしておきたいと思います。以前から、鹿児島県、県庁というところは、非常に沖縄県あたりと比べると考え方がちょっと違ってですね、少し南のほうに対してあまり構ってもらえないようなところがちょっとあります。そういうところで、しっかり県知事も今度変わるかそのままかわかりませんが、しっかり南のほうとして、南の一番端、与論町としての主張をしっかり強く考え方、主張をそれなりにしていただいて、こういった補助金のカットとか、県の財政の勝手な都合によってそれをカットされないように、是非お願いをしておきたいと思います。いろいろな町民所得を見ても、奄美群島は非常に低いです。鹿児島県の中でもですね。全国の中でもかなり低いですし、そういったことで町民の所得を上げるためには、こういった一次産業、農業であるとか水産業であるとかそういった産業の振興につながるような、こういった補助金のカットというのは、非常にこれはゆゆしき事態だと思っていますので、是非今後、課長、特に努力をしていただいて、鹿児島県にしっかり働き掛けをしていただきたいと思います。と要請したいと思います。

次に、24ページ。これはコロナの関係だと思うのですが、24ページの節の一番最初に出てくる工事請負費のところ。商工観光業等緊急経済対策事業費、町単の工事費として感染者隔離利用関係宿泊等整備工事というのが938万3000円計上されています。その下のほうは、いわゆるGoToキャンペーンのあれだと思うのですが、そこは恐らくほかの方が質問されるでしょうから、私は、この一番最初の町単工事費の感染者隔離利用関係宿泊等938万3000円の内容説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの質問につきまして御説明いたします。

ただいま大金久のほうにコテージが6棟、商工観光課の施設ですが、そちらにトイレ、シャワーが入っているユニットバスを設置しまして、感染者の隔離とかに使えるようにということで計画しています。あと、隣のマリン倉庫に事務所があるの

ですが、そちらにシャワーと簡易に宿泊できるところをつくりまして、医療スタッフなどが待機できるように計画しています。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） わかりました。しっかり有効活用していただきたいと思います。

次に、コロナの関係で大事なところですので、ちょっと細かいところになりますけど、26 ページの一番下のほう、災害関連緊急経済対策事業費、町単備品としてクロスメディカルスクリーン、非接触体温計、簡易折りたたみベッド、こういったものの使い方、またどういうところで使うことを想定されているのか説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

こちらの備品購入費につきましては、特に災害避難所を想定した形で購入を計画しています。まず、クロスメディアスクリーンにつきましては、特に妊婦さんとかそういった援護者、人の介助が必要な方を対象として20脚を予定しています。

それから非接触体温計は15個を予定しています。今回一般質問でもありますとおり、避難所の開設が普段よりはちょっと増えてくる可能性もありまして、そういったところで避難所に入られるとき、あるいは入った後で定期的に検温していただくということで考えて15個購入の予定です。

それから、簡易折りたたみベッドも同じですが、30台を予定しているところです。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） わかりましたが、ちょっと細かいところ、この簡易折りたたみベッド30台で45万円なのですが、いろいろネットとかで情報を見えますと、お金のないところは段ボールをうまく使った、段ボールを工夫して簡易ベッドに使うという方法が結構やり方とかも推奨されていますが、そこは全く対象外、考え方の外なのですかね。段ボールはお金がかからないから、あるいはお金がかかるかもしれませんが、安い費用でいくつもつくれると思うのですが、30台だけではまだ不十分というところも出てくるでしょうけど、段ボールについてはどのように考えていらっしゃるか、総務企画課長。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 当初は、いろいろな形でどういうふうにもそのソーシャルディスタンスとかその距離の問題とか、またちょっと症状がある方々をどうやって分離するかということで考えてきました。値段的なもの、それから保存できるか

という問題、いろいろ検討いたしまして、卓球台の仕切りの棒を使ったり、そういったところで、段ボールについては今後また検討はしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 以上で、私からは終わりたいと思いますが、今の段ボールは仕切り板ということではなくて簡易ベッドということで私は提案しているのですが、しっかり災害避難所になると、30 台とか40 台とかそういったものではちょっと間に合わなくなる可能性が十分高いですので、是非よく推奨されているその段ボールベッドを簡単につくれるようですので、そういった検討も是非していただきたいと。また後ほど一般質問で細かいところはまいりたいと思いますので、ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 私からは21 ページ。町単独補助金で花卉生産農家に454 万円。これは本当にありがたいのですが。この中身をちょっと教えてください。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

これについてもコロナ対策の経費です。いろいろと調査をしていますと、やはり生産農家の中で花農家が非常に今激減で大変苦勞されているような状況でございます。特に、今年は、昨年の3 月、4 月にかけての生産実績と比較すると、本当に50 %減ということで、非常に大変苦勞されています。私どもとしても、今花農家についてはいろいろ技術的な面、それから温度関係いろいろな形でこれまで培ってきたその技術を、どうしてもまた後継者の方にも育ててまいりたい、そういう思いでこれを計上いたしました。この21 ページの町単独補助金、園芸関係経営対策支援補助金の1000 万円についても、花卉の生産農家に対する支援です。これにつきましては、花卉の生産農家に100 万円が4 件、80 万円が3 件、60 万円が1 件、50 万円が3 件、30 万円が5 件、計16 戸の農家に100 万円から30 万円の限度額で支給をしたいと思います。もう一つは、また今議員から御指摘がございました、花卉生産農家支援給付金につきましては、花卉の生産農家20 戸に対して、次期作の作付け面積を計算して、1 アール当たり1 万円を支給いたしまして、合計454 万円を計上いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） この支援金というのは、国からは期待はできないんでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

21ページの町単独補助金の園芸関係経営体促進補助金については、早急に対策をしたいということで1000万円の予算計上をいたしました。これにつきましては、今二次補正の中での花卉生産農家、次期作支援給付金事業として国の補助事業もあわせて対応できないかと今考えているところです。計上するに当たっては、ちょっと町単独でもこれは支援しないといけないということで上げてあったのですが、二次補正の中でまた対応できるのではないかと考えています。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） なにがしか国から、県から期待できるということでいいんでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） はい、それで考えています。

○1 番（遠山勝也君） では次、24ページの国庫支出金315万円、それから一般財源135万円で、島の魅力発見事業補助金というのが、国からこんなにお金をたくさんいただいて、与論島で島の魅力、例えばどういう魅力を発掘しようとして頑張っていらっしゃるのでしょうか、教えてください。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの質問について御説明いたします。

こちらは、2つ準備しておりまして、ゆんぬツーリズムクーポン事業というのと与論町ふるさと応援事業というのを計画しています。

まず、ゆんぬツーリズムクーポン事業というのは、与論町へのホテルパック等に付けられています自然体験や集落散策とか、エコツアーのクーポン券をつくりまして、旅行者者に対しまして与論町の旅行商品の企画の促進をする予定としています。

次に、与論町ふるさと応援事業につきましては、ヨロン島観光協会のネットショップの特産品購入者に対しまして、送料の補助や地域商品券の付与などを計画しています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 私からは3点ほどお伺いします。

まず、22ページの水産漁業緊急経済対策事業135万円、この給付金をどのようなやり方で漁業者の方が使われるのかお伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

これについてもコロナ対策の給付金でございまして、漁業者の方々の失業について、非常にまたなかなか水揚げが上がらない、水揚げがあってもなかなか価格が非

常に下がっているということで、緊急的に組合員 65 人の方に、一律現在は緊急対策ということで 2 万円を給付金として差し上げたいと思います。しかしながら、これだけの対策ではまだまだ対応できません。今、漁協のほうの運営活動の助成だとか、それから出漁に対する燃料費、固定費についても今後検討していかなければならないと思っています。この事業につきましては、後ほどまた改めて計上させていただきますが、今回につきましては、緊急的に一律 2 万円の給付金で支援してまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 農業をされている方に比べて、漁業をされる方は非常に私は少ないのではないかと感じて、質問したわけです。特に、漁業をされている方々がコロナの関係で魚を釣っても売れないという方がいらっしゃる。そして、もう与論では生活はできない、内地に行ってアルバイトなり、そういったのをされている方々がいらっしゃいます。そういった意味で、緊急に漁業をされている方に支援をお願いしたいと思います。

それから、あと 1 点は、この教育関連事業ですが、28 ページ。教育関連緊急経済対策事業ということですが、この中身を見ますと、ゆんぬ学生仕送り応援給付金 750 万円、小・中学校児童生徒学校給食費 580 万円の免除という補助金が計上されています。この具体的な中身についてお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） まず、ゆんぬ学生仕送り応援給付金について説明いたします。

支給対象者は、本町に住所を有し、町外の学校に就学させるために仕送りを行っている保護者世帯へ、応援給付金として支給いたします。2 つ目に、応援給付金の金額は、学生 1 人につき 5 万円といたします。応援給付金の申請書に在学証明書を添付して申請をしていただきます。申請の方法は、郵送申請方式と窓口申請方式、どちらかを選択することができます。

次に、小・中学校児童生徒学校給食費の補助金について説明いたします。まず与論町立学校給食センター運営委員会に対し、補助金を交付いたします。そして、2 学期の給食費の徴収時に相殺をいたします。相殺することによって補助金を交付したものといたします。

以上で、簡単ですが説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 説明されましたが、非常にわかりにくい、あまり多くて。これなどはインターネットに載せることも可能でしょうか。どうですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畑博徳君） はい、差し支えないと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） はい、ひとつインターネットに載せていただくようお願いいたします。

それからあと1点、27ページの海洋教育推進事業費、これもまたわかりにくい内容になっていますが、ちょっと簡単に御説明をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） これは、3年間、日本財団の指定を受けて行う事業の1つですが、与論町における海を中心とした学び、いわゆるこれによって主体的で深い学びを行う事業の一環として、全国地域型というのですが、小学校、中学校、高校まで一緒になって、地域の方々と連携をしながら海を中心にした勉強を行うものです。そしてこの費用というのは、日本財団に申請を私たちがして、3年間の補助事業で行う費用になります。そういったことで、今子供たちの学年段階に応じた学びの過程をつくるために必要な予算ということです。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 私から2点だけお聞きをしたいと思います。

まず、16ページの額的には少ないのですが、社会福祉総務費の中で、DV被害者避難措置費で3万円ということで計上されていますが、この中身についてちょっと御説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今の御質問にお答えいたします。

DV被害という場合、突然御家庭の中でいろいろDV等々が生じた場合に、緊急的に避難をしないとイケないといったことが生じるものですから、そういったことへの支援といたしまして、宿泊所であったり、もしかしたら島外への避難の可能性もあるのですが、そういったことで当初若干計上してはいたのですが、少し不足、不安を感じたものですから、ちょっと少し増額をさせていただきました。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 本来、この額で本当に大丈夫なのですかね。例えば、避難しても島内ですから、すぐどこに避難したかというのはわかってくると思うのですよ。ですから、もう島外しかない。そのときに、例えばこの宿泊費とか交通費の問題で本当に3万円で大丈夫なのですか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 当初の分でちょっと不安を感じたものですから、それ

に上乘せという形で計上させていただいていますが、件数的には、与論町の場合それほどないと見込んでおりまして、年に１、２回と考えているものですから、この金額をさせていただきました。

○議長（福地元一郎君） ３番。

○３番（川村武俊君） 本当に与論町でこのＤＶというのはないのですか。商工観光課でもこういったのを取り扱っていると思いますけど、いかがですか、課長。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 今のところ商工観光課のほうには、こういう件は入っておりません。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ３番。

○３番（川村武俊君） はい、わかりました。

続きまして、１９ページの目の１３の感染症隔離宿舎ということで、この医療従事者用と感染軽症者用ということで、３６万円ずつ合計７２万円計上されていますが、場所とかは確保されているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 特に発生した場合には、やはり医療従事者が家庭に帰れないといったことを考えて、コテージ的な隔離できるような施設が必要ではないかと考えているのですが、ただ大変恐縮ですが、今のところまだ施設と協定とかそういったことは結んでおりません。一応、与論でできるところについてはある程度、目星はつけているのですが、まだちょっと交渉がされていないものですから予算が付いた後でまたいろいろ交渉等お願いして、そういった施設を確保していかなければいけないのかなと思っています。

○議長（福地元一郎君） ３番。

○３番（川村武俊君） こういった新型コロナが起こってからでは、もうそれからじゃあ交渉しますでは遅いと思うのですよね。ですから今のうちに目ぼしいところを交渉して、確保しておかないとこれは難しいのではないですか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） まさにおっしゃるとおりでございまして、今のところは少し小康状態ですが、やはりつい先日もまた鹿児島県で発生していますので、またいつ何時与論町に入ってくるかというリスクは感じておりまして、できるだけ早めに対処してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） ３番。

○３番（川村武俊君） お願いしておきたいと思います。２次感染とか３次感染も起こ

らないとは限りませんので、きちんとした対処をしていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 21 ページ、ヨロン特産品支援センター運営費、ここで町単独の備品購入費を473万円計上してあります。これは、理解に苦しむところがあります。そこで中身を詳しく説明していただいて、それからちょっと議論してみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

ヨロン特産品の支援センターの備品につきましては、以前、中山間地域で整備して12年以上経過をしています。その中で、これまでの予算の中でもいろいろと備品を計上いたしまして至っているのですが、今回また特産品協議会とかそれから委員の方々から何かいい加工施設がないかということで、いろいろ議題も上がりました。先だって大金久の海岸にも渚の交番ができて特産品を置けるスペースができるという中で、アイスクリームという商品を果樹組合からの支援を受けながら、このアイスクリームの製造販売の試作をしてみたいという話もございまして、また、海の駅もできる関係で、そこではいろいろ小さい子供から大人まで、いろいろな方々が交流する中で、アイスクリームを製造して試作することも大変すばらしいことではないかということで、アイスクリームの製造機を導入することに至りました。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） アイスクリームは特産品じゃないと思いますよ。これは民間に任せるべきですよ、こういうのは。これは、今特産品支援センターがあります。これには議会議員の中から、特産品支援センターの開発する機材が非常に遅れているんじゃないか、ということで、議会からも質問があります。それに対してはもう民間を活用させるための施設だから、これに対しては、町が個人の生産活動のために支援できないというのが、町長の今までの答弁だったのですね。私もそう思いますから、確かにそういうのはわかりますが、この百合ヶ浜でアイスクリームをつくって売るために、特産品開発の支援ということでやった場合には、ほかの業者からも出てきますよ、これ。ほかの町民からも、じゃあ私もしたいからそれに対して補助金を出してくれと。こうなってきた場合に、どうしてそれを抑えていけますか、抑えられないでしょう。そうだと思います。これが私の考え方です。そこで、町長、今までの特産品支援センターのことと関連して、町長の今の現在の心境をお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御質問ありがとうございます。この特産品支援センターにつき

ましては、私が思うのは、ここで1つの技術を身に付けて、そして後は自分たちで独立して事業ができるようにということで、そのためのいろいろな機械を導入してまいりたいというふうなことです。これまでもたくさんの方々がそこを利用して、後はまた自分たちで起業している方もいらっしゃるわけですので、このアイスクリームにつきましては、結局、果樹農家とかあるいは里芋等を使ったり、いろいろな関連ができるんじゃないかなというふうなことをして期待をしているのですが、そういうふうなことを一応そこで技術を身に付けて、また独立をして頑張っていただけのようになればいいなと考えています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 今、町長がおっしゃられるとおりなのですよ。結局そこでそのノウハウを覚えて、技術を覚えて、そこで自分たちで独立させる。それが町の行政のやるべきことであって、私はこういうアイスクリームをつくりたいから、これに対して機材の補助をお願いしますということになってきた場合には、これはもう限りなく等しくほかの人たちにやらなければなりません。そのときの行政の役割というものはそういうものじゃないと思うのですね。センターで技術を学んで、そして自分たちで独立していくのが、それを支援するのが行政の役割だと私は思うのです。だから金額が少ないからとかコロナ対策でどさくさに紛れてやるというようにも見えるのですね、これは。そうなった場合には、これはもう町のこの厳しい財政だといつも我々は思っているわけですから、この厳しい財政の中で、本当にこの補助事業が適正なのかどうかというものを、それは我々は考えなければならないと思うのですね。

産業振興課長にお聞きしますが、そうした場合に産業振興課長の町民に対する愛情は非常にわかります。ありがたいです。常日頃からあなたが町民に対する愛情はわかりますが、果たしてその今やろうとしていることが正しい支援策なのか、行政としての支援策なのか。それをしっかり考えた場合には、私はこれはおかしいんじゃないかと思うのです。どうですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） この話につきましては、これまでにいろいろと議論をまいりました。特に果樹の生産農家の育成についても、やはりこれは規格外品を扱うだとか、それから完熟したものはどうしても島外に出せない、そうしたことも考えますと、やはり1つの試作品として、いろいろな方々が私もやってみたいという方々にその機会を提供して、品種ごとそれから品目もございますが、いろいろな形で勉強していただきたいと思っています。ただ、ここでは、果樹だけの特産を考えているわけではありません。これから一般質問にも出てきますが、その中で

もやはり特産品の開発はどうしても必要であり、そして地域の方々、農家、それから加工会社、行政一体となって、とってかわらないとなかなか特産品というのはできないものですから、とりあえずという言葉はちょっと失礼ですが、やはりアイスクリームというのは、果樹農家にとっても非常に大切ではないかという話もお聞きいたしまして、ただ先ほど町長が申し上げたとおり、1個人に対する支援ということではありません。方法とかそれから製造方法、品種によってもいろいろと違ってくると思います。ですから、それに使って頑張っていたいただきたい方々については、加工品としていろいろと稼働していけたらというふうに考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、特産品開発に対して否定するものではないのです。要は、今までの特産品というものがどうあるべきかということを考えたときに、百合ヶ浜でその果樹農家のそういう支援をするために、特産品を開発すること。特産品を開発すること自体はいいですよ、であるならば、場所を変えて、誰から質問されても答弁できるように、今までのそのスタイルで答弁できるようにやっていくのが、行政としての役割だと私は思うのです。そうでなくて、確かに特産品をつくるのに果樹農家の育成のためにやるという気持ちはわかります。であるならば、特産品支援センターがあるわけでしょう。その場所を1つにして、そこでつくってもらって百合ヶ浜で販売すればいいじゃないですか。またそれを、本格的にやろうという人が出てくれば、それに対してまた個人的に、例えば、10のうち3割は補助しようとか、5割は補助しようとかいうようなやり方にもっていけば、それを誰が一体納得しますか、それ。私はそう思うのです。そういう仕方をしないとほかの人たちが、果樹農家以外の人も特産品開発している方々も、これからやろうとやってきますよ。なぜ、あそこだけしてからこっちにはしないのかという。そうなってきた場合にはどう答弁しますか。それまで我々議員に対しても質問してきますよ。要望は今でもあります。特産品支援センターを自由にさせてほしいと。そういう質問もあります。質問があるときに我々が答弁できないじゃないですか。だからその特産品のあり方というものを考えていかなければ、例えば百合ヶ浜ではなくて、特産品支援センターがあるわけだからそこでやると説明できるように、そういうことをやれば説明はできます。今のやり方では、茶花の海岸でいたいから、ひとつそれも補助してくださいと言われたらどう答えますか。おかしいでしょう。私はそれはおかしいと思いますよ。町長、どうですか。そう思いませんか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。21ページの目の中で、ヨロン特産品支援センター運営費ということで、ここの中でアイスクリーム製造機を導入して、

利用する方々にそういう試作品をつくる体験をしていただいて、やがて卒業していただくというふうなところで、このアイスクリーム製造機というのを一式入れて、みんなでまたそこで勉強する方々はそこでして、後で独立していくというふうなこと。また、できあがった品物も先ほどありましたように、将来、大金久に海の駅ができれば、そこでもまた販売をしていけるような方向でまいりたいというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前10時08分

再開 午前10時19分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第7 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第7、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、早速私ども議員の一番の存在感を示せる自己PRの場であるこの一般質問、トップバッターとして質問させていただきます。今回ほかの議員も、新型コロナの関係でかなり質問が多くなっていますが、私も新型コロナの関連、それから学校関係の質問をあわせて3つ質問させていただきます。

1 新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う経済対策等について

(1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を背景に、本町でも経済の落ち込みや社会生活に不安感が広がっている。

そこで、国や県が主導する緊急支援対策に係る本町における現在の進捗状況とその効果、加えて町独自で進めるべき対策事業等について、町長の現状認識と今後の方策について伺いたい。

(2) 台風シーズンが近づいており、災害避難所等における感染症対策も今後の重要課題と考えるが、町長は、複合的に災害が発生した場合の対応策をどう講じていく考えであるか伺いたい。

2 児童生徒の学習環境をめぐる対応策について

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、児童生徒の学習の遅れが懸念されているが、学校等における今後の感染症対策を含め、特に学習面のリカバー対策をどう具体的に進めていく考えであるか。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えをいたします。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症に関する支援策の現状認識と今後の対応等についてということです。

国や県が主導する緊急経済対策として、本年4月に地方創生臨時交付金が創設され、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるような支援制度の内容となっています。

まず、町民の生活を支援するための対策としては、特別定額給付金が約96%支給済みです。国・県の助成措置を受けて、子育て世帯への臨時特別給付金及びひとり親世帯への臨時特別給付金並びに国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料の納付猶予や減免措置も行っています。また、町税の納付猶予を行うとともに、公営住宅の家賃の納付猶予及び減免措置を行っています。

次に、農水産業分野における国の支援は、個人事業者の事業継続を支援する持続化給付金と、園芸作物において次期作に係る費用を支援する高収益作物次期作支援交付金がありますが、品目によっては更なる支援が必要であり、特に、花卉生産農家に対しては、地方創生臨時交付金を活用しながら、町独自に面積に応じた経営支援金の給付と負担の大きい次期作に係る経費の重点支援を行うことで、農家の生産意欲維持に努めたいと考えています。

また、畜産業においては、全国の平均価格に応じた国の価格安定支援以外に、肉用牛の生産安定を図るためにも、町独自で粗飼料代の一部を助成したいと考えています。水産業における町独自の取り組みとしては、地方創生臨時交付金を財源として、漁協正組合員を対象に一律2万円の給付を行う予定です。その他の農水産物についても影響が見込まれるため、動静を注視し、今後の振興策を含めて関係各所と連携しながら対策を協議してまいります。

次に商工観光業について申し上げます。

国や県の中小企業・個人事業者に対する緊急支援対策に係る町の進捗状況としては、申請様式や申請手順書の窓口配布やオンライン申請時の入力支援等を行っています。また、町内金融機関や商工会では、融資や経営に関する相談を受け付けており、各種融資制度や補助事業活用において町認定書が必要な場合には、金融機関による代理申請や商工会内での申請様式の発行を行うなど柔軟に対応し、関係機関と連携した緊急支援対策の活用に係る事業者へのフォローを行っています。

また、町独自の事業等については、国の地方創生臨時交付金を活用し、観光関連業や商工業の事業者への給付金の支給や飲食店等で使えるクーポン券を町民や宿泊者に配布し需要喚起を促します。教育関係の支援対策としては、小中学校の児童・生徒の1学期分の給食費の免除と島外で修学する専門学校・大学・大学院生等へ仕送りしている保護者世帯へ、学生1人当たり5万円の給付金を支給するほか、与論町育英奨学資金の返還期限を2年間延長するなど、対策を進めています。

今後も、国の2次補正予算などの支援策の動向も注視しながら、財源の確保と制度の有効活用を図り、経済活動等の早期回復に向けた事業実施を推進してまいります。

次に、避難所等における感染症対策についてです。

災害時の避難所開設にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、避難所内の社会的距離の確保や観光客等との分離、発熱・咳等体調不良者等の専用避難所開設など、これまでより多くの避難所の確保が必要となりますので、新庁舎や学校体育館、各集落自治公民館等を確保し対応してまいります。また、避難者が集中し密集・密接になることを避けるため、親戚や知人宅などの避難先を想定

するようお願いしてまいります。

避難所運営については、検温や消毒、避難者の搬送など感染防止に係るきめ細かい対応が新たに発生するため、対応職員を増やすなど避難所の運営体制を強化し、避難所運営マニュアル等を基本としながら対応に努めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、児童生徒の学習環境をめぐる対応策についてお答えいたします。

本町の小・中学校においては、4月22日から5月6日まで7日間の登校日のみを臨時休業の扱いとしました。この期間中に授業が行われなかったことによる学習の遅れについては、学校行事を精選して教科の授業の時間に充てることや5校時の授業日を6校時に変更するなど、補充授業を実施することで対応しています。

今後も、各学校に対して、「学校の新しい生活様式」に示された感染症対策が十分に講じられ、学力を確実に身に付けることができるような質の高い授業の実施や家庭学習の工夫・充実を図り、子供たちの学び遅れがないように、一層の学びの保障に努めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、少し掘り下げながら議論を深めてみたいと思います。

まず最初の町のこの非常に厳しい情勢の中で落ち込む経済をどうやって立て直していくか、町民の暮らしをどうやって守っていくか、そういうところに焦点を当てて御質問をしたいと思います。

国のほうでは6月12日に、いわゆる超大型と言われる第二次の補正予算が成立をいたしました。追加の補正予算、一般会計の歳出総額で約32兆円、その内容としては大きく3つに分けられるかと思いますが、マスコミの報道によれば、まず1つ目は感染症の拡大防止、それから治療薬の開発、3番目に医療提供体制の整備というのが、この3つが大きな柱になっているようですが、総額で当初予算からコロナ関係の予算トータルで総額約60兆円という、大変な金額でもって新型コロナ関連の国庫予算が構成されているというふうな情勢になっているところです。

国が行ったこの先に成立した補正予算の中身、私ども与論町民にとって身近な施策をちょっと拾い出してみると、この補正予算を中心に見てみると、1つ目が妊婦に対するPCR検査、PCR検査というのはもう御案内のように、鼻の奥やのどの奥のほうから細胞壁を採取して、ウイルスの検出を行うという方法ですが、そういったものの費用に充てられるのを国が全額補助すると。2つ目にひとり親世帯への臨時給付金をさらに厚くするという。それから児童扶養手当への加算金の支

給、それから大学の授業料の減免、それから教員学習指導員の追加配置、それから休業支援金制度の創設、感染症対策や地域経済の活性化等のために設けた地方創生臨時交付金の増額、さらには、野党からもかなり問題視されていますが、10兆円予備費の増というところが大きな柱になっていることは御案内のとおりかと思います。

そして、私ども町民にとってなかなか情報がばらばらで多すぎて、何がどういった支援策があるのかというところが、なかなか全部一覧で把握している方って少ないと思うのですよね。そこで、私は大事なことは与論町役場として町民へのPRの仕方、広報の仕方というのは非常に重要になると思うのです。支援の仕方、その内閣官房からの国の支援はどのようなものがありますという、例えばPRの仕方を見ても、ネットで見てみますと一覧表で出ているのですよね。給付にはどのようながあります。全国民の全ての人に例えば、一番最初の一丁目一番地に始まった定額給付金、おかげさまで与論の場合は山町長の頑張りで96%も支給したということで、前回ちょっと申し上げましたけど、これがほぼ100%になるように、是非執行部の皆さんには全力で取り組んでいただきたい。ちょっとどこにいらっしゃるのかわからないとかということで、その支給漏れがないように是非全町民にくまなく、暮らしが非常に厳しい方が多いですので、そういった方々にしっかり100%に近い数字で交付されるように、是非頑張ってくださいと思います。

あと、いわゆる子育て世代の方々とかひとり親世帯の方々とか、あるいは仕事ができなくて休業しているとか、そういった方々は全部個別にアルバイトの学生とか、アルバイトができなくなって学業ができないとか厳しいとか、あるいは貸付金とか保険税の猶予であるとか減免であるとか、公共料金、NHKの受診料が払えないとか、そういった細かいところが全部国の内閣官房からPRが出ていますが、この仕組み、詳細に全部隅々までわたって町民に理解されているかというところでは、非常に疑問があります。また、鹿児島県でも御案内のように、やはりネットで見てみますと鹿児島県の独自の支援も含めて、いろいろな給付金の仕方、貸付け、猶予、県営住宅の減免であるとか、町長の答弁の中にも住宅の減免のことがちょっと載っていましたが、県営住宅の家賃の減免あるいは人権相談、消費者トラブル、そういった広報も一応あるわけですよね。私どもは、ネットを使える方は大体情報がわかります。一方、与論町の町民にネットを使って情報収集している方というのは、若い方を除いてほとんどないと思います。そういった中で、町の広報誌では、例えば、週報、2週間にいっぺんしか回ってこないのですが、週報とか使ってこれまでもたびたび広報の内容がありまして、国県の支援のあり方、いろいろな支援のあり方について紹介していますが、なかなかこれは一般の町民にとって、自分が

対象になるのか、例えば野菜や里芋をつくっている、あるいはほかの花をつくっている。花に関しては、先ほどかなり補正予算でも手厚くされているようなところが感じられましたが、それ以外の方々に対してどうなのかという部分もちょっとあるわけですね。要するに、町民に対する町の広報の仕方、国の支援、県の支援、町独自の支援というのがあるのですが、これを正確に迅速に伝えるということは非常に重要なことなのですね、誰が考えても。果たして暮らしが大分厳しくなってきたが、何か方法はないのかなといったときに、どこの窓口に行ったら相談すればいいのか。役場のどこの課なのか、社会福祉協議会なのか、そういったところがあるわけですね。

そういったことで、この支援策に係る情報提供というのは十分に行われているというお考えなのか。これからどういうふうに取り組んでいこうというお考えなのか、町長にまず伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。町民のみんなにどういう国の支援があるのか、あるいは町としてはどういうふうな支援をしていくのかということを知らせることは、大変大事なことで私も認識をしています。本当に町民一人一人が、自分が困っていることを把握し、そしてどこに相談していけばいいのかというふうなことに付きましても、各課でいろいろと対応していますので、各課長のほうで答えてくれると思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今町長が、各課長が対応するというふうに振られましたが、では代表して、総務企画課長というお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症の関係に対する経済支援というのは、もう本当に多岐にわたることだというふうに思っています。与論町の特に関連するそういった支援制度については、6月8日発行の週報の中で10項目ほど個人世帯向け、中小規模事業者向けということで掲載したところですが、私でも各課のこういったことの支援があるということを全てわからないところもありまして、今後、各課長と相談連携して、随時、ネットでは不十分だということもありますので、やはり週報を活用したり、できることをまたやってまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） これは、町長も副町長ももちろんですが、各課長もしっかり意識を持っていただいて、非常に危機的状況にあるということをしっかり自覚してい

ただいて、町民へのPRというのも本当に集中的にやっていただきたいと思います。今の週報は各週しか発行していませんので、各週でも情報が遅くなるわけですよ。町民の人たちははっきり申し上げて、しっかり自分で自主的に主体的に動ける方は問題ないのですが、そうでない方々というのは、非常に所得の低い方ほど情報にも疎いわけで、しっかり情報に漏れがないように、正確な情報しかも迅速に提供していくということは非常に重要ですので、是非2週間に1回しかありませんけどそれを待たずに、今は毎週でもいいですし、あるいは必要に応じて非常に大事な迅速だと判断されれば、その都度組合長はちょっと頑張っていただきますが、しっかりそういった広報誌をつくっていただいて、PRしていただきたいと思います。

再度、町長にそのあたり、町民に対するPRの仕方、私はしつこくやりすぎることではないと思います。しつこいくらいにしっかりPRしていただきたい。この前総務企画課長がおっしゃったように、新型コロナウイルス感染症に関する主な支援制度ということで紹介はありましたが、例えばその窓口を見ても、役場が窓口なのもあれば、社協が窓口なのもあれば、例えば、県の母子寡婦福祉連合会に電話をしてくださいというのもあります。あるいはハローワーク、奄美の名瀬のハローワークもある。相談ダイヤルとして例えば持続化給付金については、役場が直接の窓口ではなくて、相談ダイヤルというふうに電話をしなくちゃいけないようになっているわけですよ。あるいは、ほかの貸付けについても日本政策金融公庫とか信用組合とか、信用金庫とか、そういういろいろなのが載っていて、電話もそれぞれ別なわけですよ。例えば、困っていて資金繰りがきかないから、電話して相談しようと思っても、例えばただいま込み合っていて、電話が通じませんかですね。そういう例は今非常に多いわけですよ。そういったときに役場のほうでしっかりフォローといいますか、そういったことができるように体制を取っていただきたいし、PRをしっかりしていただきたい、漏れがないようにですね。

今御案内のように、ちょっと話が飛びますけど、今年の4月に鹿児島県が発表した、2017年度の市町村民所得推計というのがあります。それによりますと、一番最新の数値ですよ。本町の人口一人当たりの所得というのは、御案内のように216万1000円になりました。初めて200万円台に乗ったのですね。これまでは前回185万5000円だったですかね。190万円まで満たしておりませんでしたので。今回初めて200万円台に乗って、なんと奄美群島12市町村の中で6位に躍進しています。前回確か9位だったと思います。非常に山町長の頑張りと言えはそういうにも受け取れるでしょう。大いに私は評価をしたいと思いますが、今群島12市町村の中で6位に躍進しています。そういった意味でも、これまで順調にきた経済の伸びというのが、この新型コロナによってどうなるかわからない、

非常に先行き不透明感が増しているわけですね。こういった中で、しっかり対策をやっていないと、ここで自治体ごとの差が出てくるし、力の指標の仕方の差が出てくると思います。しっかり私は町長に高い意識を持っていただいて、今こそ本当に町独自の施策を特に含めて、しっかり経済対策をやっていただきたい。商工会関係のメンバーの皆さんとか、観光関係の小規模事業者とか、与論の経済を牽引している皆さんの事業者はもちろん、個人もですけど、そういった方々の支援をしっかりとやっていただきたい。そのためにはPRが絶対必要なのです。どういう制度でどういう仕組みで、窓口がどこです、わからないときは、役場のところに来てくださいというような。そういったことで、再度私は、町長にちょっと頑張っていただきたいという意味で申し上げているのですが、その広報の仕方、これからしつこいくらいに町民に広報が必要だし、もっとわかりやすいように、役場を挙げて私は取り組んでいただきたいと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当にこれまで私たちが主に取り組んできたのは、本当にいかにして与論に感染者を来させないか。あるいは与論の感染が蔓延しないようにするにはどうすればいいかというふうなことに、一生懸命役場を挙げて努力してまいりました。これからは、本当におっしゃるように経済の立て直しですので、おっしゃられるように本当に町民にわかりやすく広報してまいりたいと思います。特に、それぞれの事業者に対しては、いろいろな団体を通してPRをしているわけですが、個人個人もまたどういうふうな悩みをかかえているのか、そういうことも考えながら、わかりやすく丁寧にPRをしてまいりたいと思います。総じて、総務企画課を通していろいろなこういうことはどこに相談すればいいのかというふうなことができるような、そういうところもまた考えていかなければならないなというふうなことを考えます。もろもろ本当にたくさんの方がありますので、今後いろいろな皆さんの知恵をお借りしながら、検討を進めてまいりたいと、対応してまいりたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 山町政が始まって、やがて5年になろうかというところです。まさに今、町民は注目していると思います。山町政のリーダーシップを期待しているでしょうし、どのような手を打っていただけるのかというふうに非常に期待されていると思います。そういう意味で、今後の与論町の補正予算が成立しましたが、私は、この状況を見ながら、またこれから第2波、第3波があるかもしれません。また、あるようです。ですからそういう意味で、しっかりこの緊急事態にこの危機的な状況の中で、町長がしっかりとリーダーシップを発揮していただいて、副町

長、総務企画課長以下各課長をしっかりと叱咤激励をしていただいて、町民のために頑張っていていただく高木を支えながら、激励していただいて、この町の危機的な状況をしっかりと乗り越えていただきたいと思うことで、この質問の最後に、町長に次のその一手、今回補正が成立しましたが、また状況を見ながら補正が必要かと思えます。是非、先ほどの町民へのPRとあわせて、次に更なる次の一手を考えていただいて手を打っていただきたいと思います。更なる補正を含めてどういったお考えであるか、覚悟のほどをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、御指摘がありましたように、今後このコロナウイルス対策につきましても、国のほうでもいろいろ手を打っていただいているのですが、二次補正、三次補正というふうに出てくると思います。それにアンテナを高くして、どういうふうに町民に還元できるのかということを検討しながら、全職員力をあわせてやってまいりたいと思います。本当に、これからコロナ後の与論経済がどうなっていくかということは大変大事なことで、我々みんなで力をあわせて頑張っていければと思いますし、また議員の方々のお力も町民の方々のお力もお借りしながら、この危機を乗り越えてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、次の質問に移ります。

いよいよ台風シーズンがやってまいります。そういう意味で避難所におけるこれまでとは違う対応の仕方が求められています。御案内のように、国のほうからも各都道府県に、国と言いますのは、内閣府とか消防庁であるとか、あるいは厚労省とかから、各都道府県とか全国の自治体に向けていろいろな発信がなされています。避難所においてどういった対策をとりなさいという通知が来ているかと思えます。与論町役場にも鹿児島県を通して、その例えば避難所の運営マニュアルが届いていますよね。令和2年6月、鹿児島県がつくった町長の答弁の中にもありましたが、「避難所管理運営マニュアルモデル新型コロナウイルス感染症対策指針」ということで出ています。これを大体ぱあっと見てみますと、ああ、なるほど、細かいところに非常に理想とする対処の仕方というのが結構載っています。それでは、与論町は鹿児島県のこのマニュアルモデルを使うんでしょうが、与論町独自でこの避難所における新しい対応の仕方、職員の配置のはりつけ、町民の対応の仕方あるいは避難場所、そういった考え方をまとめるような、鹿児島県に倣った与論町の避難所管理運営マニュアルというのは策定するんでしょうか、しないんでしょうか。お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

与論町独自のマニュアルというのは、今後県のモデルに基づきまして、つくるかどうかというのはまだはっきりはしていないのですが、ただ、これを参考に、こういった行動を起こすかというのはやっていかないといけないと思っています。現在まで3回ぐらい避難所の運営について、町民福祉課とか地域包括センターだったり、教育委員会とかともどういった対応をしたら、これまでの台風対策よりは、さらにきめ細かな対応が必要であるということで、職員体制についても考えて、それについてまた今後1つマニュアルと言いますか、対応を全部拾い上げて進めていくということで今取り組んでいるというところです。おっしゃるとおり、こういった指針、与論町独自の対策マニュアルというのが必要ではあると思いますので、今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、未定であるし、検討中だということで、要は鹿児島県のマニュアルモデルを使えばいいんでしょうが、それが果たして与論に合っているところと合っていないところがあると思うのですよね、そういったところをしっかりとチェックしていただいて、より現場に対応した与論独自の与論の事情に合った、そういったマニュアルモデルの作成というのは絶対必要だと思うのですが、それを作文することが大事という意味ではなくて、こういった指針に基づいた行動がしっかりと取れるかというところが一番大事なのですよ。そういった意味では、私は、例えばこの鹿児島県の感染症対策指針に基づいた避難所のあり方というのは、例えばいろいろな備品とか設備とかの準備も含めて、町民も含めた訓練というのも大事だと思うのですよね。災害訓練と同じように避難所をつくったり、あるいはそこにいろいろなリスクのある人の管理の仕方とか、そういったことも全部関係機関、団体も含めて、連携をとるためには訓練が必要だし、実際に使えるマニュアルでないといけないわけですよ。作文だけして自己満足で終わったらいけないわけです。そういった意味で、非常にここには課題が多いと思うのですが、台風だけじゃなくて今ではもう地震もあったり、あるいは津波も怖いというところがありますので。全国で最近よくテレビで報道されていて、昔もありましたが、避難所において例えばノロウイルスが発生したとか、感染して非常に大変なことになったとか、実例がいっぱいあるわけですよ。福島の大震災のときもそうでしたけれど、避難所においてやはり感染症が流行っているわけですよ。それで実例もあって、今はその避難所の設営の仕方とか、職員の対応の仕方とか非常に変わってきています。変わらざるを得ないのですね、国が非常に心配していますので。そういったことで、いろいろな細かいところがちょっとあれですが、従来とは全然違うとこ

ろは、例えば、避難所は今まではこういった床のところに例えばマットみたいなのを敷いて、仕切りだけをちょっとやって、雑魚寝をする状態でしたが、今はもう雑魚寝なんていうのは絶対やっちゃいけないようになっていきますよね、そういう指示です、指針の中で。雑魚寝をしますと結局そのウイルスというのは、人が歩いたスリッパとか靴とか裸足の下の方から舞い上がって、空中に2、30センチぐらいずっとそこに滞留するというふうなことがわかってきています。ですから下に雑魚寝をするということは、非常に最悪なわけですよ。ですから、予算書の中にもちょっとありましたが、簡易的なベッドというのが必要なのです。床から上げてですね。特にリスクが高い高齢者であるとかそういう方々は、しっかり感染リスクを抑えるために簡易ベッドをつくる。そのために段ボールを組み合わせで簡単につくれるそうなので、そういうマニュアルはいっぱいあります。ですから、そういった雑魚寝をするという避難所は、今はもう全く受け入れられないような状態になっています。町民は気の利いた人は、みんなネットとかテレビで見えていますからね。そういったところの避難所のあり方というのは全然変わってきていますよ。そのあたりどうですかね、総務企画課長にお答えいただけますでしょうか。先ほどの予算にもありましたが、雑魚寝スタイルの避難所というのは非常に危険だということで、今、常識化していますので、その考え方はどういうふうに考えていらっしゃるかな。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在、与論町役場で保有している避難所運営に係る物品につきましてなのですが、まずフロアマットが180枚、それからパーティションが60、仕切りが75台、扇風機が21台等々、あと非常食とかそういったところでいろいろ避難所の対応ということで準備はしてきています。コロナが発生する前から準備はしてきたのですが、今回、国の地方創生臨時交付金を活用して、さらにそのいろいろな不足分を準備しようかと考えているところです。ある程度役場で避難所でも準備していくというのも当然必要ですが、避難者に対してもある程度その不足分とするもの、その辺もまた持ってきていただくということも考えています。それから、平成24年、平成25年で大きな台風が来て、そのときに約280人という避難する方々の想定人数というのも考慮して、いろいろ検討しているところですが、今回週報にも載せていますが、友人や知人とかそういったところにも分散してほしい、それから、学校特に島外から見た方々の避難者の対応ですね、それから自治公民館の自主防災組織をまたお願いしてできないかということで、いろいろな視点でまた検討していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今お答えされたようなことは、もちろんなのですが、町の姿勢というのが、私ちょっと心配なのは、例えば町民に対するPRの仕方、先ほども新型コロナウイルス感染症対策の支援策のPRをしっかりと願いますよということで申し上げたのですが、この避難所についての避難する際の注意事項とかのPRの仕方を見ますと、この前配られた週報のこのB4の紙の裏紙の半分を使って、災害の危機が迫ったら、迷わず避難ということで、一般論を書いているわけですね。一般論プラス簡単に新型コロナウイルス感染症防止対策のためうんぬんというのがちょっと載っています。下には避難する際の持ち物確認、準備しましょう。携帯電話、バッテリー、ラジオ、筆記用具、飲料水、保険証、そういったものが一応書いてはあります。なるほど、それはそれなりに常識的なものを書いてある。一方、鹿児島県のこのPR用紙、皆さんの全家庭にも配られていると思いますが、この大きな「県政かわら版」は、ほとんど新型コロナウイルスの情報でびっしり詰まっていて、これだけ大きなもの。この大きさの半分を使って災害に備えてできることのところ、避難所へのところを与論町よりも詳しくちょっと載っています。感染症対策の具体的な仕方とかそういったことが詳しく載っていて、しかもわかりやすい。こういったところを見ても、むしろ逆になるべきで、与論町のほうが鹿児島県よりももっと詳しく、町民に現場の事情に添ったPRの仕方、町民への広報の仕方が私は必要だなと思うのですが、こういったのを見ても、ちょっと現場を預かる与論町役場としての広報の仕方、私はもうちょっと詳しくやっていただきたいと思うし、これからの避難所における対応というのは、役所だけが動くという時代ではもうないのですね。町民の皆さんをしっかりと巻き込んで、職員だけでも行き届かないところがありますし、町民自ら主体的にいろいろな避難所での行動とかですね、協力を仰がなくちゃいけない部分がこれからいっぱい出てきます。職員が足りませんので。そういった意味で町民に理解をしっかりといただくためにも、正しい対応の仕方、しっかりと町民の協力を頼みますよということも、やはりコンセンサスを得ていかないといけない。そういう意味で、やはりこれもまたPRが必要なのです、しっかりと広報して。そういう意味で後で町長に伺いますが、これからしっかりと取り組んでいただきたいということで。

その前に、この災害の際には、先ほど町民福祉課長が予算の中で、病院関係の協力協定というのが結ばれていませんというような説明がちょっとありました。それがちょっと気になるのですが、与論はちなみに災害時における協力協定というのは、どんなものが結ばれていますか。お聞きます。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 災害時に対する協定というのは、大分前から協定を結

んでおりまして、かなりの協定が結ばれていますので、後でまたすみません、今ここではちょっと示せませんので、後で資料として提出してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 資料としていただく、欲しいという意味ではないのですが。

要はですね、災害の際にはもちろん想定できる災害であればそんなに難しくないのですが、想定以上の災害が起こることもこれから十分予測されるわけですね。そういう意味で災害が起こったときには、いろいろな機関、特に公的な機関というのは、比較的協力の仕方というのはもう大体決まっています。当然鹿児島県が指導したり、そういう立場にありますので、公的機関同士は別に協定を改めて結ぶ必要はないと思うのですが、民間との関わりにおいては、やはり協定が必要なのですよ。例えば、結構近隣の自治体でも、建設業協会と協定を結んで、災害が来たときにしっかりと協力してもらう、役場に協力してもらう形で建設業協会と協定を結んだり、あるいは病院関係の民間の、民間ですからね、病院というのは。与論には公立病院はありませんので、そういった民間の関係団体、災害のときに想定されるいろいろな団体とは協定を結んでおくのですよ。そうやっているところもあります、進んでいるところは。しかし、与論はそういったところでは少し、災害時の協力協定というのは非常に遅れているというか、やっていないというか、そういうところがあります。与論の場合は、陸続きの自治体であれば、お隣の自治体と協力しながらやるというのがありますが、なかなか実態は難しいです。与論から沖永良部に助けを求めたり、あるいは沖縄の国頭のほうに助けを求めてもなかなかできないわけですね。そういう意味で、島を挙げて公的機関、私的機関、民間を問わず協力し合わないといけないのですよ。そういうときに、民間の関係団体、機関としっかりと協定を結んでおくというのは重要なのです。

そういう意味で時間も気になりましたので、例えば民間の病院であるとか建設業協会とか、そういった関連の機関と協力協定の結び方、早急に私は必要だと思えます。そこを含めて、これからの避難所におけるこういった感染症対策をしっかりと進めていただきたいと思いますけど、町長にこの質問の最後に取り組みのお覚悟のほどを確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今指摘がありましたように、このコロナ対策といたしましては、病院、あるいは徳之島保健所といろいろなことを考えながら、病院につきましても、対策本部においていただきまして、病院の方々とも部屋の割り振りの件、それから看護師さんの配置の件等いろいろお願いをしてございます。いざというときには、そういうところに協力を求める形はできると思いますが、今おっしゃるよう

に、その協定という措置はまだとっていないところもあったりするわけですので、今後対応してまいりたいなというふうに思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今町長から、いろいろなそういう関係するところにはお願いをしているというお話でしたが、お願いの言葉では駄目なのですよ。契約とまではいなくても、そのしっかり書面でもって交わして、例えば、どこどこの自治公民館に避難所を考えていたんだが、そこはもう全く使えない。例えば、近隣のホテルであるとか民宿であるとかがもし必要になったときに、例えばホテル・民宿等としっかり協定を結んであれば、お願いしやすいわけですよ。そういったことを私は具体的に申し上げているわけです。そこをしっかりお願いとかというのはもちろんですが、しっかり文書で交わしていただいて、お互い助け合いましょうということを文言で謳って、取り組んでいただきたいと思います。そのような方向で要請をしたいと思います。

最後に、3 番目の質問に入ります。児童生徒の学習の遅れというのは、先ほど教育長の御答弁をお聞きしますと、与論の場合はそんなに実数7 日間だけの不足ですので、そんなに問題もなく、回復というか学習の遅れもそれほどないですよという印象に捉えて、私も少し安心しました。そういう意味では、適正な休校の期間を判断していただいたなど、評価を申し上げたいと思います。

一方、ちょっと気になるニュースもあるのですね。御案内のように、これは小中学校ではなくて高校の話ですが、この前新聞を見ていましたら、与論高校の入試のレベル、大島郡の全体の学校の入試のレベルが載っていましたよね。5 月19 日、南海日日新聞、これは鹿児島県の教育委員会が発表した数字、5 月19 日の新聞です。教育長は御存じだと思います。県教育委員会は15 日、2020 年度公立高校入学者選抜学力検査の結果を発表した。今年の公立高校の入学者選抜学力検査の結果です。基礎的内容の設問の合計点となる目安点、各科目ごとに目安点が設けられているのですが、それを下回った割合というのが、大島学区はもう県内で一番高く、一番高いというのは一番レベルが低いということですよね。合格点数というのは非常に低かったということで、これは今に始まった話ではなくて、昔からそんな感じで、いつも鹿児島市がレベルが高くて、後は大体おしなべてレベルが低くて、特に大島郡はかなり低いわけですよ。そういったことを踏まえても、やはり与論の小・中学校は結構優秀だというふうに私は聞いていますけれど、結果的に公立高校の入学試験の結果を見てみると、残念ながら決して予断を許さないような情勢になっているというふうな結果だと思うのですが、そのあたりの捉え方は教育長どうなのですかね。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。学力についても関心を寄せていただいて、私たちも非常にこのことについては常時、勉強・学力・数値、そういったもののだけにこだわるわけではありません。当然、発達段階に応じていろいろなことを、友だちと一緒に学べる、協力する、そして学ぶ意欲を高めるということを大事にした延長線上に、学力がしっかりと高まるということを目指しています。

その上で申し上げますが、おっしゃるように、3つの物差しがございます。1つは公立高等学校の学力の検査に基づいたもの、1つは県の基礎学力に基づくもの、もう一つは全国学力テストというものです。今、沖野議員がおっしゃられたことは、まさに県立高等学校における目安点の低さです。いわゆる取れないということですね。非常にこのことについても心配をしていますので、本論に入るかもしれませんが、このことについては、それが出るたびに毎年、なぜそこがそれだけできないのかというその後の分析をさせたり、学力検査があった後、そして県の発表があった後、それぞれの学年、学校で問題の分析をして、学力を上げようと努力しているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） だんだん時間も気になってまいりましたので、急ぎ質問し、簡略的にお答えをお願いしたいと思います。やはり今度の新型コロナこれを機会に、オンライン授業というのが非常に注目されているわけですね、全国的に。例えば奄美市では、今度の6月補正で今年度中に全学年、全生徒にタブレット端末を配布するというGIGAスクール事業を前倒しして実施するということが新聞に載っていました。また、龍郷町も小・中学校の全生徒にタブレット端末を配布するということで新聞記事に載っていました。与論町は、これはどうなっていますか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 結論から簡潔に申し上げます。一旦見送ります。理由は、非常に高額な財政出動が必要になります。それで、念入りに確認することと、非常に性急に国が示していることについては、こういう離島の場合はさまざまな施設整備もあります。かなり高額になるので、全体的なものは見送っていきませんが、順次財政の許す範囲で中学校を中心に、校舎建設とかそういったものを見合わせながら双方向的に子供たちの不平等感を出さないように、与論中に集まるところから、タブレットも入れていく。また少々ですがさまざまな形、海洋教育からの学びも入れながら、子供たちに学びを止めない体制はつくりつつ進めようということで、合意を得ながら動いているところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それは現場を預かる教育長として当然慎重にいろいろな情報を収集しながら取り組まれることは、私はもとより理解をしたいと思います。

是非、いずれにしろ遅れのないように、与論町の子供たちの教育レベルが下がらないように、上げるように最大限の努力をしていただきたいという形で要請をしたいと思います。

最後に、この質問で町長には通知はしていませんが、今のコロナの関係で学校のオンライン授業を進めるための予算など、町長のリーダーシップというのは非常に重要ですので、そういった学校の子供たちに対するオンライン授業化、タブレットの配布とかそういったことと関連しますが、役場の中でも、あるいは私が昨年の3月の一般質問で申し上げた議会のタブレット端末の配布によって、いろいろなことがスピード化、簡素化、こういったコロナの際の本会議はおいといて、委員会とかもわざわざ役場まで来なくても、会議場まで出て来なくても、家にいながらオンライン会議ができる、オンライン委員会ができるというような形も含めて、しっかり庁舎内でもこのICTというか、こういったオンラインによって仕事を進めていくということの方向性は非常に重要だと思うのですが、町長の考えを最後に確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 前に、沖永良部の会議でも話題になりまして、そして与論町の議会でも話題になりましたが、本当に新しい機械ICTを活用して子供たちの学力を上げる、あるいはまた我々のコミュニケーションを図っていくということも非常に大事だし、それを取り入れなければ何か遅れているような感じもするのですが、我々与論町としては限られた予算ですので、本当に何を優先すべきかというふうなことをもっともっと議論していきながら、取り組んでいかなければならないというふうに思っているところです。与論町にはまだまだ課題がいっぱいございまして、あれもしなければならぬ、これもしなければならぬ、建物もこうだしということで、いろいろと課題がございますので一つ一つ議論をしながら、皆さんの知恵を借りながら解決してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ありがとうございます。

私が重ねて申し上げたいことは、今度の新型コロナ関連で、しっかりとまず町民の立場になって、役場が動いてほしいと。町長を中心にやっていただきたいというのが、まず第一義です。そういう意味で、重ねて申し上げますが、町民に対するのは制度のPR、広報、周知、そういったところの徹底を是非お願いしたいと思います。そういう意味で、この与論の未来というのは、やはり町長を中心に我々が泳ぎ

続けなければ、与論は沈んでしまいます。漕ぎ続けなければ船は前に進みません。そういう意味で、しっかりと町長以下全課長、そして私ども議会も一緒になって取り組んで、この危機に難局に立ち向かって、是非克服して次なる未来に進めていけたらという意味で、私はこの一般質問をさせていただきました。是非、執行部の皆さんの頑張りを期待申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、5番、高田豊繁君に発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので、昼食に間に合うように頑張ってみたいと思います。

1 新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急特別奨学金制度の創設について

(1) アルバイトで生計を維持しながら修学している本町出身の学生も多いと思われるが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響によって、アルバイト従事が困難となり生計維持が困窮している学生に対し、郷土からの応援を込めた緊急特別奨学金制度を創設し、奨学金貸与の拡充を図る考えはないか。

2 若者定住化促進のための住宅政策の拡充について

(1) U・Iターン若者の定住化促進の一環として、一戸建て住宅や集合住宅等の供給が必要という声が多いが、町長は、現行の公営住宅拡大推進とともに、公用地の拡大取得を推進し、PFI型住宅や若者定住化対策民営住宅建設用の用地造成整備を推進する考えはないか。

(2) 若者定住化促進のための住宅政策を進めるに当たって、町民のニーズ・意向調査を行う考えはないか。

3 庁舎内ATMの利便性向上対策及び来庁者用案内板の追加設置について

(1) 旧庁舎前のATMに比べ、新庁舎内にATMが移設されてから、町民の利用面における利便性が後退していると思われるが、運用時間等町民の利用サービス向上が図られるような対策を講じる考えはないか。

(2) 庁舎内に各課への案内表示看板等を追加設置し、高齢者等にも配慮した案内サービスを行う考えはないか。

4 小組合の文書配布制度の見直しについて

(1) 高齢化等の進展によって、集落内における文書配布の受託遂行が困難になってきている事案が増えてきていると聞くが、小組合の文書配布制度について、今一度住民等を交えた検討会を開催し、今後の方策を見直す考え

はないか。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 新型コロナウイルス感染症に対して、アルバイトで生計を立てる子供たちへの奨学金のことについてお答えいたします。

本町は、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、給付型の応援金として令和２年度ゆんぬ学生仕送り応援給付金臨時支給事業を創設して仕送りをしている保護者に対し、応援給付金を学生一人当たり５万円支給し、郷土からも学びの継続を応援します。

対象の学生数は、平成２８年度から平成３１年度の与論高校等の卒業生の進路状況及び与論町育英奨学資金の貸与状況から大学院等への進学状況をもとに算定し、約１５０人分を想定しています。加えて、既に貸与している与論町育英奨学資金の返還が困難になった方に、返還期限を最大２年間猶予することとしています。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 若者定住化促進のために公営住宅拡大推進とか、あるいはＰＦＩ型の住宅とか、民営住宅建設用地の造成とかということについてどう考えているかということです。お答え申し上げます。

定住化促進の一環としては、公営住宅の整備や空き家バンク等の活用を推進してまいりました。住宅整備については、財政的にも厳しい状況にあり、大規模に整備を進めることには限界があります。御指摘のとおり、こうした課題に対応するためには、民間と行政が連携した手法を用いながら、民間ならではの発想、ノウハウや民間資金を最大限に活用できるＰＦＩ制度等を採用することにより、効率的に住民の期待に応えた施設整備及びサービスの提供が行えと考えます。

今後、土地情報の収集を進めながら、関係機関と協議を重ね検討を進めてまいります。

次に、住宅政策を進めるための町民のニーズ・意向調査を行う考えはないかという御質問です。

人口減少に歯止めをかけるためにも、Ｕ・Ｉターン需要に応じた住宅供給による居住環境の整備は、重要な政策であると認識しています。今後、住生活基本計画を策定する予定であり、その中で町民のニーズ・意向調査等を行い、必要な住宅サービスの提供ができるよう進めてまいります。

次に、庁舎内のＡＴＭの利用向上ですが、庁舎内に設置されたＡＴＭの運用時間については、平日が９時から１７時３０分までになっています。土・日・祝日については休止しています。

旧庁舎前のＡＴＭと比較すると利用時間について、１７時３０分以降や土・日・祝日の利用ができない状況となっていますが、町民の利便性の向上を図るため運用時間等について、金融機関と協議してまいりたいと思います。

次に、庁舎内に各課案内板の表示を追加する必要はないかということですが、庁舎内の各課案内板については、来庁の際、各課の場所確認ができるよう庁舎玄関入り口、２階の階段前、東側１階入り口に、各課の配置位置図の表示と各課の前面に通路側と平行して案内を表示しているところです。

御指摘の追加表示については、通路側から垂直方向に表示することで遠方から目視確認がしやすく、町民の利便性向上につながると考えますので、今後、設置について検討したいと存じます。

次に、小組合の文書配布制度の見直しについてです。

小組合の文書配布については、毎年度各集落の小組合長をお願いし、行政や関係機関からの文書配布や募金等に御理解、御協力をいただいているところです。一方で高齢化等の進展や自治公民館組織への未加入事案も増えており、文書配布制度の遂行が困難な小組合が増えてきている状況にあります。

これまで役場課長会や自治公民館連絡協議会において協議を行っていますが、現状、文書配布回数の月２回への変更や小組合長を対象とした説明会などを実施し、文書配布制度に係る御理解、御協力と文書配布業務の負担軽減に努めています。

小組合の文書配布制度については、他方で高齢者の単身世帯等の見守りやコミュニティ活動の形成にも大変意義のある制度であるとも考えますので、今後も自治公民館連絡協議会等とも協議を重ねてまいります。

○議長（福地元一郎君） ５番。

○５番（高田豊繁君） それでは、まず第１点目から追加質問を行ってまいりたいと思いますが、昨今の新型コロナウイルス感染症対策の国民生活の救済措置につきましても、さまざまな手を町も国も県も、各所においてやっているところです。経済対策については、詳しく後ほどあるかと思いますが、私はこの内地で頑張っている子供たちのことについてちょっと話をしてみたいと思いますが、聞くところによると、この天文館界隈の飲食店とか店でも、もう１００件以上が店を閉めているというのですよ。そうすると向こうもこのやはり大学生とかが居酒屋などで働いて、アルバイトをしながら苦学を続けてきていたわけですけど、非常にそういった面でも、これは鹿児島だけではなくて東京はもっとひどいという状況を推して知るべしだと思います。先ほど補正でもありました、また先ほどの答弁でもありましたが、この教育委員会が今回子供たちのためにゆんぬ学生仕送り応援給付金臨時資金支給事業を創設して、一人当たり５万円を支給すると。これは大変すばらしいと。やは

りさすが町岡教育長だと思って、私は評価したいと思います。しかし、この5万円では応援にならないということではないのですが、これはやはり限界がありますね。またそれは財政的な面から考えると、給付という形ではこれはもう無限にはできないわけですので、それでこれに丸を1つぐらい付けて、50万円ぐらいはできるような奨学金制度を検討する必要があると思うのですよ。そして、先行きは大変不透明であるのですが、やはり子供たちがまた与論から応援をいただいているから、また頑張るぞとそういった気持ちをまた苦しいながらも頑張っていくというのが、また子供たちのこの頑張りを醸し出す、1つのまたキーワードにもなるかと思っていますので、こういったことを相対的に今後検討していただきたいと、そういうことを要望するわけです。やはり腹が減っては戦もできない、勉強もできないわけですから、これはやはり親の経済力も厳しいわけですので、1人だけでなく2人、3人とやっている方々もいるわけですよ。そういうことも鑑みると、やはりこういった奨学資金に頼らざるを得ないと。この支援機構の制度はもうこれは定額ですから、やはりそういう形で検討していただきたいと思います。教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。最初、いろいろなこともありますので、もう少し多めにとということも検討しましたが、全部で検討した結果この額になりました。今からさまざまな形で第2波の心配もあります。これを実際に実施しながら、その困窮状態とかというのでもまた情報が入るのではないかと思いますので、今後町の財政ももちろん踏まえながら、検討しながら子供たちに応援できることを考えてまいりたいと思っています。

奨学資金制度を受けている子供たちにも重ねて返済期限を延長したり、時間をあげたり、2年間全く返さないで残り8年で返すという方法も取っていますので、そういった申請も見ながら、今後についてはまた考えてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ありがとうございます。そういうことで一応特別枠を1つ設定していただいて、これはもう応援枠ということですので、ひとつそういうことで今後進めていただきたいと思います。

次に、若者定住化促進のための住宅支援策の拡充についてですけど、これは若者定住化促進のためというテーマについては、もう山町政の根幹をなす骨格的な政策ですので、その中で仕事ももちろんすることながら、このやはり住むところがないといけない。またこれは、今建設課が住宅政策に頑張っているわけですけど、これもまたやはり限りがあると。資金的にもいろいろ限りがあるということで、私はこ

のPFI制度をやはり積極的に進めていくのが一番いいんじゃないかということで、町長とも行政とも話をしているのですが、従来、例えば副町長もですけど、このふるさと納税制度をお願いしたり、いろいろな形でしているのですが、この与論にそういった投資をまたしていただいて、若者をとにかく島に呼び込めるようなこの住宅政策の一環として、こういったのを是非やっていただきたいと。もう本当にこの与論出身の方々も、すごい有力な資産家の方々もおられるわけですよ。そういうことで、故郷にひとつそういう形で若者たちの応援として住宅を建てていただいたり、そういったことで還元していただけないかというお願いを今後していく必要があると思います。その前に、まずそのどういった形でニーズがあるかということをもまず把握する必要がありますね。それで、昨年町民福祉課だったと思うのですが、沖野議員の墓地に関する質疑の後、迅速にこの町民の意向アンケートが採られました。それを受けて私ども議会のほうでも特別委員会を早速立ち上げてまして、大所高所から林委員長を中心にいたしまして、審議をしていろいろ今回まとめて御報告をするわけですけど、そういう形で行政も議会も一体となってこの問題については取り組んでいく必要がありますが、全体的にどのくらいのどういうニーズがあるだろうかということで、そのアンケートを是非やってみる必要があるんじゃないかと思いますので、建設課長どうでしょうか。総務企画課長どっちがいいですか。建設課長。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 御指名ありがとうございます。お答えいたします。

今高田議員がおっしゃるとおりでございまして、現在若い方々、いろいろな島外の方からも与論に住宅はないかという、いつも電話等でこういう連絡は来ていますが、私ども建設課もまた来年ですが、住生活基本計画の策定を考えておりまして、その中でいろいろな町民の方々からのニーズ調査、問い合わせなどをまとめて、今後の与論町の住宅整備に反映していこうかというふうにちょうど考えていたところです。できればまたそういう島内外で活躍されている有力者の方々の積極的な意見を取り入れながら、こういうPFI制度を利用した住宅のあり方も、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えていますので、ひとつまた皆さん御協力をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 大変積極的な、前向きな答弁をいただきまして、本当にそのとおりだと思います。なるべく大きいプランを立てていただいて、これにひとつ協力していただきたいということで、そういったフィナンシャルの関係者とも話をし、進めていただけるようにひとつ要望しておきたいと思います。町長どうです

か。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に与論に來たい、与論に住みたいという方々にいつも聞くたびに住宅はないのか、住宅はないのかというふうなことで住宅のバンクをいろいろ創出なり、あるいはまた補助金を出して水回り、いろいろなトイレ周りというふうな整備をするということもやっているのですが、なかなか手を挙げて町民の方々から住宅の提供がなくて、今まで一生懸命やっても2、3件というような形です。

今後、町営住宅を頑張って建設課長にお願いをして、町営住宅をつくっていただくこともやっているのですが、本当にそのPFI方式の内地の方々が、そういうふうなことで島の繁栄のために自分たちの知恵と力を貸していただければ、本当にありがたいなと思います。そういうことで、めどを立てて、その後にやはり用地だけは町で整備しておくというふうなことも大事なと思っていますので、そういう方向に今後も進めてまいりたいと。そのためにも住生活基本計画を策定してやってまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） まず、やはり町のニーズの、どのくらいの需要があるのかということも含めて、またIターンの活動も、それにさらにプラスしないといけないわけですので、そういったことをまずいたしましてから、そして青写真をまずつくると、構想ビジョンをつくると。それからそういった方々とまたお願いをしにいくということで、段階的にこれを進めていく必要があると思いますので、ひとつ今後の連携した作業をお願いいたしたいと思います。

次に、このATMのことについてですが、これ非常に利用者の方々からのいろいろな相談とか、そういう何とかできないかということもございますが、この新庁舎にATMが今2台設置されていますが、特に奄信さんのATMが入ってこられているということで、JAさんですが、やはり利便性はかなり高くなっていると思うのですよ。それと一番私がかねてから最も助かっているかなと思うのは、この銀座通りでATMを使おうとすると、どうしてもそこに臨時的に車を停車して、すると離合ができないということもいろいろあるわけですね。そうすると郵便局はまだいいですよ。ですけど、今JAさんとか奄信さんの場合は、そういった問題があったのですが、これが幾分か緩和されていると。僕はそういうことで、この庁舎内にATM室を整備したということは、これは非常に交通緩和の上から、安全性の確保の上から、非常にいいという評価をしたいと思います。

それで、一応いろいろな話を聞いてみると、この扉が内開きになって、もうぎり

ぎりそのＡＴＭの角がぎりぎり、私みたいに腹が出ている人がここに立っていたとしたら、そこはもう通れないでしょう。今だってまた新型コロナで、この三密禁止と言われているわけだから、さらに通れないと。そういうこともあるということです。

それと、運用時間ですね。私、奄美の市役所に「何時までやっているの」と電話して聞いたのですが、８時までやっていると言うのですよ。私はＪＡさんの責任者にも聞いたら「いや、それは運用時間は延ばしてもいいですよ」と。ただ、役場のその５時からの閉庁後のセキュリティの問題と、そこら辺の調整が必要だろうということなのですよ。それで、やはり一般のサラリーマンの方々も主婦の方々も、やはり７時ぐらいまでは開けてもらってもいいんじゃないのという声があるんじゃないですかね。どうでしょうか。女性の立場でちょっと聞いてみますかね。富士川さんどう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 富士川与論こども園長。

○与論こども園長（富士川智恵美君） お答えします。

私の考えでは、やはり仕事をしている者は、夕方の時間しか動けないのでありがたいと思いますが、それぞれの考え方があると思うので、その辺はちょっとほかの利用者の方々にお聞きいただければと思います。

○議長（福地元一郎君） ５番。

○５番（高田豊繁君） あんまりＡＴＭを使っていなんじゃないですか。

それとですね、この対策として私が考えられるのは、今西側から風よけ室の中から入っているでしょ。今こう内開きだから。あれは、できたら逆開き、ちょうつがいを取り換えればもうそれで大体、まずそのドアの問題はできると思うのです。それとやはり外側からもう１カ所、前の庁舎みたいに開けられるようなのが必要であると。全く構造的に脆弱になるということはない。これは、いわゆるそうすると役場の施設のセキュリティの問題も、これで大体解決できるのですよ。そうすると、その奄美さんのＡＴＭを使いたい人は西側から回れるし、ＪＡさんはまたこっちから回れるということで、非常に町民サービスの利便性が非常に向上すると思うのですよ。そういうことで、どうですか。副町長。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 別にこれまで、この地区にＡＴＭがなかった時代は、それはそれで全然問題はなかったわけだし、たまたま役場がここにできて一部の方々がここを利用できるようになったわけですが、ＡＴＭをほぼ役場の入り口で利用されている方々を見ますと、ここでお金を下ろして、茶花の町に買い物に行くお客様が何人ぐらいいらっしゃるのかな。本当になければないで別に良かったのかもしれない

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 高齢者になると視力が弱くなってくるのですよ。だからやはり高齢者にやさしい庁舎づくりということで、これもまた1つのスタンスだったわけですので、そういうことで配慮して、将来はまたシニアカーを使って窓口に来るとい、そういう事例も出てくるかと思うのですよね。沖縄あたりは、私ども庁舎の件で視察に行ったのですが、その沖縄の場合は正面から入ってきてこういうふう

に建っているものですから、すぐこうして見える。だけど今の場合は、西側から入っていくと横にあるもんだから見にくいというところがあるのですよ。だからやはり人間の視覚的なそこら辺もあるわけですよ。設計が悪いということではないけど、そういう補足をして町民の利用面で配慮していくと。年を取ったらわかると思いますけれどね。そういうことでひとつお願いしておきます。

次に、最後になりますが、小組合の文書配布、これもまた町民の方々から出てきているのですが、この小組合の文書配布というのと、この小組合のシステム的な存続ということは、これはちょっと意味合いがまた違うと思うのですよね。小組合というのはコミュニティの一番小さいコミュニティだと思いますので、これは非常に各国内の村社会の中で培われてきた流れですので、この小組合のシステムというのは、これは存続していく必要があると思うのですよ。この小組合の文書配布のことなのですけど、気にかかっているのは、もう高齢化社会あるいはまたその難しい世帯とか、そういうこともございまして輪番制で従来やっていたわけだけど、なかなかその輪番制どおり難しいところも出てくるということがありまして、その次の文書係はというそういったそこら辺の問題もあると。それと、その今度こっちに嫁に来る方々、そういう方が増えるということは大いにこれは歓迎すべきことなのですが、そういった方々が、「私全然わからないのになんでそういうことをしなくちゃいけないの」とかそういう問題もまたあるということですね。それと、今、年間に2万円ぐらいだったですかね。そうすると、この2万円というのは、もう何十年とそのままじゃないですかね。こういうのを郵便の郵送というコストから計算してくると、こういったのも少しは検討していく、見直していくということも必要ではないかということも考えられます。

それと、この与論の家は、大体玄関を開けていますよね。鍵をかけていないですね。そうすると、「こんにちは」ということで、この文書を持っていくわけです。そうすると、場合によっては見られたくなかったなということも、その家の人にとってはあるかもしれない。また、見たくないものを見てしまったなという、要するにプライバシーのプライベートな面を気にする人もいると思うのです。私はある例をちょっと聞いてきたのですが、ポストをつくって雨の中でも文書が濡れな

い、ポスティングシステムですね。こういったことをしていただければ、やはり警察から、玄関のドアは必ず閉めなさいよと、文書でもしつこく言われていますよね。そうすると置くところがないじゃないですか、そこの犬走りの上に文書を置くわけにもいかないしね。だからそういったことで、そこら辺もやはり話の中で、ポスティングシステム、これは今の社会においては、これはもう重要なことだと思うのですよ。デリバリーももうそういう形になってきているでしょう、今、本土でもね。そういうことで、そこら辺を昔のタイプの人のドアを開けて文書を置くという行為は、もう今どきちょっと時代遅れではないかなと。こういうことで考えられますので、3点ぐらいですかね、そういったことで自治公民館長の方々から意見をお伺いして。また小組合長の方々とも話し合いをして、ひとついい方向にできるように、気持ちよくできるように工夫していただきたいと思いますので、総務企画課長。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

この小組合文書制度につきましては、本当に以前からいろいろまちづくり懇談会をはじめさまざまな点で、また若い方々からも、「今ネットでできる社会なのに、なんで」ということで言われてもいます。ただ、ネットだけでやると高齢者の方には届かないんじゃないかということで、役場としてはいろいろな方法、手段を考えて周知する必要があると思いますので、それもできないということでやっっているところなんです。

考え方なのですが、例えばこれを全部やめて郵送にするということも、お金は多少かかってでもできる方法はあると思います、その個人宛てのですね。ただ、その怪談的なもの、あまり該当しそうにない情報、その人には例えばスポーツクラブは関係ないんじゃないかとか、いろいろなその個々に対して情報をやる部分と、全てにこうやるという部分の中で、いろいろ難しい面もあるかなと思います。この件に関しては、ここの答弁書にも書いてはあるのですが、例えば小組合文書の制度があるからいろいろなコミュニティもできている、その自治公民館の中での組織でもありますが、そういったのもあると思います。それから、その自公連の中では、小組合の組合費も取れない、そういったところには文書は回すなという意見も強くあります。そういった中で、いろいろ私たちも、本当に難しい対応があるのですが、できるだけこの制度は存続しつつ、どうしたらまた負担にならないかとか、その辺をさらにまた深めていけたらというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういうことで、これはもう集落によって多少違うかと思いま

すが、今課長が話された内容は、やはり非常に現実的にそういうことがあるだろうと、僕も察するところですが、やはりこの集落における小組合の制度というのは、これは大事な貴重な組織ですので、これを存続させつつ、この文書配布についてを大所高所から検討していただきながら、ひとつ合理的な方法はないかということでまた検討していただければと思いますので、よろしく御検討ください。最後に町長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この文書配布につきましては、私が町長になりましてから、2週間に1回という配布になったわけですが、果たしてそれでよかったのかなというも不安に思っているところです。というのは、本当に自分でも小組合長をして回ってみて、こういうときに先ほど高田議員からありましたように、玄関を開けて中の人と話をするというのも、1つのコミュニケーションでございまして、本当に慌てて裸で風呂から上がって、慌てて奥に入るという場面もあります。でも、叶の小組合の場合には、みんな知っている顔ですので、そういうふうなこともまた笑い話でできるのですが、でもこの小組合制度というのは本当にいろいろと言われるかもしれませんが、やはりこの与論のコミュニケーションを継承していく上では大事なことでありますので、できるだけ続けてまいりたいなと思うことです。文書配布につきましては、いろいろな方法もあるでしょうが、それはまたそれで考えていかなければならないと思いますので、これからは知恵を貸していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そういうことで、ひとつよろしく御検討いただきたいと思います。はい、時間ですので。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。昼食のために午後は1時30分より再開します。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） それでは、令和2年第2回定例会の一般質問をいたします。

1 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 政府は新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言」を全面解除したが、引き続き基本的な感染症対策を継続しながら、社会経済活動を維持する新しい生活様式の徹底を推進している。本町においても、この機会に新生活運動の改善をさらに強化して、今後予定されている年間行事や冠婚葬祭、与論献奉等のあり方について見直しを図る必要があると痛感するが、町長はどう考えているか。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大などで、内外経済に甚大な影響をもたらしており、世界経済は戦後最大と言うべき危機に直面している。本町においても、商工観光事業者、農水産事業者などの経営環境が悪化し、事業進展の見通しが立たない状況にある。今後、町独自の支援策をどう講じていく考えか。

2 皆田海岸の公園整備について

(1) 現在、皆田海岸は、皆田離れを望む美しい観光のメインスポットであり、国立公園区域となっている。以前から観光拠点施設等の公園整備を要望しているが、なかなか進捗していない。今後、計画的に周辺の整備を行い、魅力ある観光地としてイメージアップを図る必要があると痛感するが、積極的に取り組む考えはないか。

以上、お伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症対策について、この機会に新生活運動の改善を強化するということについてどう思うかということです。

現在、全国で新型コロナウイルスに対する感染症対策で、社会経済活動を含めた生活様式全体に変化が起こっており、本町も例外ではなく、年間行事等多方面に影響が生じています。

先般「コロナウイルス対策としての葬儀への出席方法」について、町内斎場から御提案があり、お通夜若しくは告別式のいずれかの出席とすることや親族以外の出席は焼香のみとすることなど、通年を通した新しい葬儀方法について自治公民館連絡協議会とも協議し、葬儀方法の内容について町民に啓発広報を行ったところです。

また、あわせて現在の年間行事や冠婚葬祭のあり方についても、さまざまな機会を捉えて議論しながら考えてまいります。

与論献奉につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、感染の要因ともなるお酒の回し飲みの自粛について、島内関係者からも自粛の呼びかけの依

頼があり、町民に自粛要請の広報を行ったところです。これまでもお酒の回し飲みについては、多方面から見直しの意見が多々ありますが、一方で、与論独特な慣習として来島客にも親しまれている面もありますので、この機会を捉えて自治公民館連絡協議会をはじめ各種団体の会合において、御意見を賜りながら見直しに努めてまいりたいと存じます。

次に、商工観光業者、農林水産業者などへの町独特の支援策をどう講じていくかということです。

世界的に新しい時代の到来と言われる中、日本においても新しい生活様式が浸透しつつあり、これまでの日常や常識が変化しており、経済活動についても同様に変化していくことが予想されます。特に、人の移動に何らかの制約がかかる時代では、交流人口増加による経済振興だけではなく、島内の生産物を島外に価値を高め、積極的に販売していく必要があると考えます。

御質問の商工観光事業者の支援策については、国の地方創生臨時交付金を活用し、観光関連業や商工業の事業者への給付金を支給することや、飲食店等で使えるクーポン券を町民や宿泊者に配布し需要喚起を促してまいります。

また、農水産事業者の支援策については、現在、国の支援を受けながら講じている対策の先に、町独自の取り組みとして、ブランド化や一次加工による利便性の向上など、差別化による販路拡大をあわせて展開・支援していくことが、今後の事業進展を図る上で重要な施策であると考えており、商工観光業と農水産業の連携をさらに強化する取り組みを行ってまいります。

次に、皆田海岸の公園整備についてです。

以前より御質問のあります皆田海岸の公園整備につきましては、自然公園法等の規制を県に確認したところ、どのような公園整備をするのか計画の提出を求められましたので、まずは計画の内容など集落の方々と協議し、整備計画を検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 新型コロナウイルス感染症対策については、新しい様式の定着に向けて、県からの取り組みを推進していますが、その中で不要不急の出張や旅行は当分の間避ける、また外出については感染予防対策が徹底できていないなど、クラスター発生のおそれが高い施設や、3つの密、密閉・密集・密接のある場を徹底的に避ける、手洗いや人と人との距離の確保など、基本的な感染症対策を継続するという、感染拡大を要望する新しい生活様式を徹底するようお願いをしているようです。

そこで、まず、今後の年間行事について再度お伺いをいたします。年間行事ある

いはその行事が本町においてはものすごく多いのではないのではないかと、ちまたでは聞こえます。その行事の予定について、各団体から恐らく要望して、そのいろいろな調整をして決定していると聞いていますが、この行事予定についてどう取り組みをされているのか、教育長にお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 年間行事については、教育委員会関係のことにつきましては、それぞれ実行委員会や管理するところの代表の人たちと話し合いをしながら実行しているところです。例えば、町民体育大会、町駅伝大会とかですね、そういったものも実行委員会等を通して意見を伺ってやっているところですが、また普段の一般的な教育委員会主催等については、今回のコロナ対策の中では、かなり縮小と延期と中止をたくさんしてまいりました。当然ながら、今後のことについてもある社会教育の関係、子育て関係では、もう今年はやらない方向で決定しているのもございます。そういった意味で長期的には、今後本当にこの会は必要か、合体したほうがいいのか、縮小していったほうがいいのかというメンバー構成も見ながら、調整はしてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 行事にはいろいろな団体が要望されていると思いますが、地区学校教育関係とか、町学校教育関係、あるいは地区社会教育・社会保健体育、その他町生涯学習関係というのが組み込まれていると思います。やはりこういう新しい時代に新しい様式を推進しているわけですから、今後やはりいろいろな行事等を見直して、もう少し簡素化といいますかもう少し縮小していただいて、町民の要望に応えられるようにひとつ見直しをしていただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に今の行事のことにつきましては、私も多いのではないかと私は思っています。総論は本当に賛成なんです。ただ、それぞれの団体の立場あるいは役員からすると、これも必要だ、あれも必要だ、もっともっと欲しいというふうなもっと盛んにしたい、もっと人を集めたいというふうな団体の方々の意見がありまして、なかなか町から大きめのところはカットしなさい、こうしなさいとはなかなか言えないところですので、先ほど教育長が答えたように、本当に協議しながら、1つにまとめられるものはまとめていったりとか、そういうふうなことで今後やはり精選していかなければならないということは考えています。ただ、これにつきましては、町から一方的に、君のところはするなとかしないとかというふうなことは言えないですので、お互いに話し合いをしていかなければならないのではない

かなというふうに思っています。ただし、総論については本当にそのとおりです。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 東京オリンピック・パラリンピックが、来年に延期されています。そして、本町においても体育祭などの体育関係、文化関係のいろいろな行事、10月、11月、12月にいっぱい恐らく予定していると思います。そういったことも考えますと、今後どのようなお考えをお持ちなのか。教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 先ほどお話ししたのが原則ですが、当然もう既に例えばニーズも踏まえながら、子ども会大会、これはもう今年中止というふうに皆さんの意見を踏まえてなりました。当然、子ども議会と子ども会大会は、増やすのではなくて交互に行うということやってまいりましたので、それは交互に行いながらですが、それから生涯学習の中で夢語り大会のほうは、一緒になってやっていくというようなこともあります。原則として先ほどのようにメンバーを減らしている会もございます。ですから、今コロナの関係もあって社会教育関係は、最大21人を目安とした会議を限度にしまして、書面決裁によって行われるものは書面決裁で行う。どうしても役員の改選や顔をあわせて決定しないといけないものは、最小限にして会議を行うというような基本で動いていますので、先ほど実行委員会と言いましたが例えば町民体育大会をどうするかといったようなことについては、3密を避けながらやる運動にして、少し簡素化するかといったような知恵は、実行委員会の中できちんと討議をして進められればと思っています。なお、同じように精選等をして時期的なことも大変問題にはありますので、課題はですね。そこも含めてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 今後十分検討されて、ひとつ取り組んでいただきたいと思います。

次に、冠婚葬祭についてです。当然これは、与論町自治公民館連絡協議会というのがありまして、そこでいろいろと検討されていると私は承知していますが、これをさらに見直す必要があるんじゃないかということで、私は質問をさせていただきました。この冠婚葬祭のいろいろと文章を見えますと、葬儀若しくはお通夜、いずれかの御列席の推奨ということで、香典はお通夜、お悔やみに、御神前を合わせた金額をひとつにする。一時的に神事を午前中に行い、告別式では弔電、玉串、花入れ、喪主挨拶のみで時間を短縮する。なるべく三日祭り、十日祭りの自粛をお願いする。お通夜、葬式も線香のみ、タチトゥブレイにして省略する。ということで、与論町自治公民館連絡協議会から推奨していますが、これは、例えばこのコロ

ナがもう収束して、なくなってからこれを適用するのかしないのか。これは通年というふうになっているのですが、これはどういうふうなお考えでしょうか。町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 斎場からの提案もあったりして、この機会に見直しを図っていかうということで、連絡協議会といろいろ話をした結果ですので、できるだけ通年それが続いていけばありがたいなというふうに、町としては思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） もう時代が変わりまして、本当に葬儀の仕方、いろいろと考えるなければならない問題だと私は思っています。やはり時間の短縮、簡素化、無駄・無理を省く、そういったいろいろな新しい時代、いわゆる少子高齢化になっているわけですから、できるだけ、そういったことをこれまでの考え方を少し考え直して、やはりこれからの新しい時代をどう生きるかということで、ひとつこれは是非と論町自治公民館連絡協議会で検討をしていただきたい。この担当は恐らく総務企画課長だと思っていますが、総務企画課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この冠婚葬祭に関しましては、一応あくまでも主催者側の意向といたしますか、それが大前提だとは思いますが、今回葬儀への出席方法につきましては、斎場から連絡があって通年だったり一時的な処置ということで、それぞれこれは通年、これは一時的処理ということでそういった内容で来ていますが、そういった自公連で諮って、それはもうすばらしいことだということで全会一致ということで、これを町民にも流してきています。ただ、こうやっていった中で、ある人はまたちょっと違う発想で、元に戻ったりいろいろなことがやはり出てくると思いますが、やはりそれを繰り返しながら長期的な時間をかけて、少しずつ浸透させていくということが大事ではないかなというふうに考えています。今後もその冠婚葬祭をはじめ、いろいろな形で自公連とも考えてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 町民は、今の葬儀、ああいういろいろな考え方をしている方々もいらっしゃいますが、今のようやり方が一番いいと親戚だけを除いては、タチトブレイして帰ったほうがもうものすごい自分の時間もつくれるし、またいろいろな用事もできるというふうに聞いています。そういうことで、是非とも今後やはりこれも通年といたしますか、何とか長い10年後、20年後ですね、子や孫たちにも引き継いでいくと思いますので、是非検討をしていただきたいと思います。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃることはよくわかります。そのとおりだと思います。

これからも我々が町からこうなさい、ああなさいというわけにはいかないと思いますけれども、自公連等とも協議をしながら、だんだん新しい慣習が定着していくようにしてまいりたいというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 是非ひとつ実現できるように、検討をしていただきたいと思います。

それでは、次に与論献奉についてお伺いいたします。与論献奉については私が言うのもあれですが、この機会に本当に意志を強く固めて、この与論町のいろいろな健康増進のためにも、少しは考え直す必要があるんじゃないかと思って、これを質問いたしました。そこで、新生活様式というところの欄にちゃんと謳われているのです。ここに食事のところなのですが、お酌、グラスやお酒の回し飲みは避けてくださいというふうに謳われているのですよ。そういうことで、私たちもやはり飲み方を変えないといけない、回し方を考えていかなければいけないと。回し方ですよ、僕は与論献奉をやめろと、廃止するという意味じゃありませんよ。これはもう昔からの伝統的なこれは文化財ですから、できれば僕は世界遺産に登録したいと思っているのですが、なかなかそこはできませんが、回し方、飲み方をやはり変えないといけない。あるいは結婚式場でもいろいろなところででも、回し方、飲むのではなくて回し方を少し考えていただきたいなというふうに、私は自分なりに考えています。一番飲んで回していらっしゃる副町長、いかがですか、どう思われますか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 世間一般では、私もよく宴会に行きますので、与論献奉の達人と言われているのですが、しかし、実際に島外から来られるお客様で、非常にご期待をされている方々も多いのも事実です。ただ、おっしゃるとおり、この機会にやり方を本当に検討して、与論の新しいもてなしの方法がまた確立できれば、これこそまた最高の改正しないでいい与論献奉になるのではないかと思いますので、そういった面を皆さん方の御意見をいただきながら、我々与論独自のおもてなしの仕方というのを、今後研究をしてまいりたいと思います。やはり回し飲みというのは与論から始まり、それが一気飲みになり、本当に観光とともに大きな問題にもなっていったこの与論献奉ですので、大変いい機会にいい質問をしていただきまして、我々もまた職員も課長会を中心に検討を進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 与論献奉にはですね、与論献奉 10 カ条というのがありますね。その中で、第 4 条に与論献奉は敵物適量を 1 人 1 回だけ施行する。1 回だけですよ。そういうふうに謳われているんですよ。全く守っていませんねこれは。我々は。ここで町民福祉課長にお伺いします。保健センターでは恐らくアルコールの依存症の勉強会なりを講師を雇ってやっていらっしゃると思いますが、その与論町にアルコール依存症は何人いて、そして何人ぐらいそういう意向を聞いていらっしゃるかちょっとお伺いいたします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かに保健センターのほうでも、去年その前から講師をお呼びして研修会をもったり、特に役場職員はそういった宴席が多いということ。で役場職員の酒の依存的なことをちょっと調査したりとかしていますが、自分では依存症ではないという思いでいたのですが、実際その検査をしてみると依存に値するというふうに結果が出まして、結構な方がやはり自分では自覚していない、意外とそういう中で依存に値するものだと、検査で出るものですから、ちょっと僕らは本当に見直さないといけないのかなと感じるところはあります。この与論献奉というのは特にまたこういう感染症の問題ですので、やり方はいろいろな面で大きな会場の中で一人一人のスピーチを聞けるというのは、すごくいい面があるのではないかと思います。それを残しながら、あまり度が過ぎない、あるいはまた感染するような 1 つのコップで回すようなやり方ではなくて、マイカップで回すとか、いろいろな方法があると思いますので、そういう検討をしていく価値はあるのではないかと思います。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 何人いらっしゃるかわかりませんが、とにかくそういった健康増進のためにも、どうしたらアルコール依存症にならないかをあらゆるところで研究をされて、これから与論町民の健康増進のためにひとつ努力をされていただきたいと思います。町民福祉課長もう 1 回お願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） すみません、特に細かい数値をお持ちしていないものですから、何%が依存症かというのがはっきりしないのですが、かなりの数値で与論町は高いのかなと思っておりまして、男性だけではなくて意外と最近では女性も数値が上がってきている面がございまして、その点やはりおいしく飲めるのはいいのですが、健康には気を付けていかないといけないのかなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4番（林 敏治君） 私は、その与論献奉が悪いとは言っていない。ただその飲み方を変えるというように、健康のためにもその飲み方、回し方、これを是非考えていただきたいという私の提案です。

それでは、次に経済的な支援策、これの答弁を見ますと、大体国のいろいろな支援、地方創生臨時交付金を活用するとか、いろいろもちろんこれは一番予算を取ってするのは当然です。しかしながら、町単独ですね、町独自、これを財政も苦しい中で、今後どのようにしていくかというのをお聞きしたかったのですが、先ほどの一般会計補正予算にも計上されておりましたが、農業緊急経済対策事業費が454万円、それから水産業緊急経済対策事業費が135万円、それと港湾関連緊急経済対策事業費が271万円ということです。予算も計上してありました。これも確かに町単独の取り組みというふうに言われても仕方ないと思いますが、そのほかにお聞きしたいのは、その観光関連業者ですね、商工業者の事業所とそれから農業関係、商工観光事業者、農業関係農水産業事業者との関係のその格差といいますか、差別化といいますか、それを私は無くさないように平等に緊急対策をしないといけないなど、支援策をしないといけないと思って私は質問するわけです。その町単独のそういった考え方はありませんか。町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ここに申し上げたとおりでございまして、町の限られた予算の中で、本当に今現在困っている業者の方々に対して、どのように支援できるかということを各課で検討しながら、課長会でまた検討をしながら進めているところです。クーポン券を配ったり、あるいは今後、観光客がずっと来島できるようにいろいろなPR活動をしたり、あるいは直接園芸・花卉の業者に支援をしたり、水産業に支援をしたりということでやっているわけですが、本当にそれぞれ困っている程度が違ったりするものですから、一律にというわけにはいきませんが、それぞれの実態を把握しながら、また要望をいただきながら、町ができるだけのことをしてまいりたいなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） できれば、あまり格差のないようにといいますか、例えば農業をしている人、漁業をしている人、観光業をしている人、それからいろいろな商工関係の方々の何と言いますか、バランスを取っていただいて、やはりそこには足りない分がいくらでもあると思うのですよ。全く足りないという方がいっぱいいらっしゃると思います。そういうことも考えて、今度町独自の支援策をするということが、私は一番皆さんの仕事だと思いますが、いかがですか副町長。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 政府が出しました支援策をずっと読み解いてみますと、この3月以降、実際に売り上げがどのくらい減っているかという減収者に対する支援というのが第一です。その次に今後の経済対策としての支援策、そして今出ているのが、その事業を起こすために施設を借りたり、借りてやっている家賃の補助とか、段階的に来ているわけなのですが、やはり1億2000万人の国民に対しては一律10万円という給付もあったことですし、その減収で実際に困っている皆さん方を支援していくということが、今度のコロナの対策ですので、全てが全てに同じような条件で支援するという事ではないというふうに、私は解釈しています。ですから、与論の観光業につきましても、お客様が来られて今宿泊をするところ、宿泊をしたら今度は食事をするところ、その食事をするところに回って車を利用する人、いろいろな業種があるわけなのですが、そういったのを段階的に考えて、観光協会あるいは商工会等でまた検討もしていますので、せめて100人泊まれる施設も5人しか泊まらない施設も平等にできるかといえ、そういったこともありませんので、またその辺のランク付けということも含めて検討しながら、何とか持ちこたえて事業ができるように、あるいは農業関係者であれば、来年度以降もまた生産につながるような支援策、今良ければいいということではなくて、来年へつながる、再来年へつながるような施策というのも次々考えながら、予算のほうを執行してまいりたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 参考まで、天城町のことをここで報告したいと思いますが、天城町では、頑張れ天城ということで、町単で一律1万円給付しているのですね。これは特別定額給付金の10万円とは別なものです。別に頑張れ与論町、町単独で2万円というふうに、財源は苦しいですが、そういうふうにされたら町民は、非常に執行部を信頼して、これからも町行政も仕事がやりやすいんじゃないかと思いますが、そういったことも是非考えていただきたいと思っていますので、是非ひとつ参考にして検討していただきたいと思います。

それでは次に、最後になりますが、もうこれで3回目の一般質問ですが、なかなかこれを出していいものかどうかと思いながら出したのですが、この皆田海岸の公園の整備についてなのですが、本当に前回、前々回も本当に提出はして、これは環境経済建設委員会でもちゃんと承諾をしてやっておられるものだと思っていました。ところが途中で課長も変わり、そしてどういような進捗なのかということで、そういった住民からのまた問い合わせもあったものですから、皆さんに再度このようにして提出をさせていただきましたが、いかがですか、商工観光課長。進捗状況はどうですか。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの質問にお答えいたします。

議会だよりを確認しましたところ、平成28年12月にこの議案が提出されてお
りまして、あと現在の公民館長または副館長の方々がおみえになりまして、こうい
うふうになっているのかということでお話がありまして、お話を聞いたところ、
トイレの周辺を整備してほしいということで、お話をお聞きしました。ところが、
また別の方からお聞きしましたら、あそこの周辺一帯を公園化できないかとい
う話もありまして、ちょっとわからなかったものですから県のほうに確認しまし
たら、まずはどういうふうに計画するのかというのが答えでありました。それで、そ
の公民館長、副館長の方々にお聞きしましたところ、とりあえず一部のトイレの周
辺だけでも整備はできないかということで、お話が済んだところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 今現在、おかげさまで皆田の山口誓子の石碑のところはみんな
伐採されていますからね。ちゃんときれいになっています。ところがそれを10
メートルぐらい移動してまた設置すると聞いています。そうしたところが、その斜
め45度ぐらいから見ますと、ものすごい景観がいいのですよ。そこはもういろい
ろな昔からスケッチする場所ですよ。ですから恐らくベンチが必要だと思います
が、私は。ベンチをそこに置いてですね。それから写真撮影、これもまた向こうは
はっきり言いまして、百合ヶ浜以上にまた美しいのですよ。そういうこともありま
して、いろいろな方々から聞いています。また観光客もものすごい景色だ、ここは
石垣市の川平湾ですかね、あそこにそっくりだというふうに聞いています。です
から、これは皆田海岸ですけど、さらに、皆田離れがあるものですから、非常に心
和やかに憩いの場になるというふうに私は考えていますので、是非スピード感をも
って頑張ってください。そう思います。

いろいろ説明会も今からということですが、早めに住民説明会もしていただい
て、是非すばらしい観光スポットになるようお願いをしたいと思います。願わく
ば、向こうに愛の鐘、今ビドウにありますよね、愛の鐘。あれを向こうにもう1本
建ててほしいわけです。そしたら人生ゲームのようにあっち行ってこっち行って、
回るのですよ。海岸沿いをですよ。だからそういう発想を考えて、是非今後いろ
ろと計画といいますか検討をしていただきたいと思います。そういうふうに提案を
します。副町長いかがですか、今の提案は。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確におっしゃるとおりだと考えています。私も商工観光課
時代にこのお話をお伺いをしたことがございます。ある人に聞きますと、そこは開

発しないほうが自然公園で美しいんだという方もおられまして、非常にどっちが正しいんだろーというのがありましたが、やっと松村課長の時代になりまして、いい方向に話を持って進んでいくのではないかと思います。ただ、施設をつくって整備をしても、その地域の方々がその地を愛していただいて、保存・清掃ということまでずっと継続的にやっていくようでない、施設を町が整備をするだけで、後はまた何でもかんでも町にお願いするような形になっていくと思いますので、是非地域の方々とどういった形で整備をし、どういった形で保存をしていくかというのも話し合いをしながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 向こうはもう本当に私たちが守りますよ。というのは、やはり向こうでものすごい行事も今行われておりまして、子供から大人あるいは観光客が訪れて、いろいろなマリンスポーツもやっています。また海で漁業もされています。もう利用度が高いのですよ、向こうは。ですので、是非将来、孫や子供たちにやはり文化的な、教育的な面を残していつてこそ、地域があるんじゃないかと思いながら考えているのですが、やはり将来に残せるのは何かということを考えて、やはり今からやっていかないと、あと10年、20年後を見つめながらひとつ頑張って皆さん方もそういった考え方をして、今、前だけ見るのではなくて、将来の子供や地域の方がどうすべきかということも考えながら、全面的にひとつ取り組んでいただきたいと思います。最後に、町長の見解をお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変すばらしい提案ありがとうございます。本当にお聞きしますと、観光関係の方々の意見とともから漁業をしていた方の意見とがいろいろあったりしてというふうなことで、なかなか推進してこなかったのですが、本当に先ほどありましたように、山口誓子の句の内容を見てみますと、離れを見渡しての句ですので、それを俯瞰できるようなそういうふうなことも考えなければならないというふうに思っているところです。

結局は、今松村課長が言われたように、国立公園区域ですので、自然公園法等との絡みがありますので、それをしながら、また地元の方々の意見も聞きながら説明をして、本当にどんな公園にしていけばいいのかということを考えて、後々アシェアッシュルムヌヤチュ克蘭バンナエイと言われないうにしたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） いやこれはもう前向きに、是非ひとつ整備をしていただきたい

と思います。以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 4 番、林敏治君の一般質問を終わります。

次は、1 番、遠山勝也君に発言を許します。

1 番。

○1 番（遠山勝也君） お願いいたします。一般質問に入る前に、この新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が、鹿児島県も先月 14 日に解除を決定しました。本町の場合、鹿児島県以上に深いつながりを持つ沖縄。いつ入るんだろう、いつ入るんだろう、コロナが入ってくるのではないかという思いの中で、何度か会議をしたりしましたが、早くにこの感染症が出た沖縄からの感染拡大をここまで予防できていることに、町長はじめ執行部や職員の大変な努力とその成果に敬意と感謝の意を申し上げたいと思います。本当にお疲れさまでした。これで終わったわけではありませんが、このまま何とか収束まで持って行って、普通に戻ってもらいたいと願っているところです。

それでは、令和 2 年 6 月の一般質問をさせていただきます。

1 農畜産業の振興と地下水保全対策について

- (1) 死亡獣畜処理施設の老朽化に伴う更新整備については、昨年末、執行部と環境経済建設常任委員会の間で協議が行われ、去る 1 月末に県議会議員や県職員にも要望してきたが「該当する補助事業がない。」との答えを持ち帰ったままで進捗していない。同施設の老朽化や死亡獣畜の発生は待ってくれず、更新に向けたプランの提示を畜産農家は切望しているが、今後の対策について、どう取り組む方針であるか伺いたい。
- (2) キャトルステーション施設を整備し、各農家で分娩した子牛を集約して飼育すれば、畜産農家や高齢農家の労働力の軽減、畜舎や堆肥舎への投資抑制ができ、また、品質のばらつきを少なくし、高値販売牛の増頭で畜産経営の安定化が図れるとともに、地下水保全のためのし尿処理の一括管理が可能になるとの農家の声があるが、町長はどう認識しているか。
- (3) サトウキビと同様、本町産業の屋台骨である畜産には、将来に向けて更なる経営の安定と肉用牛生産基盤の強化が求められると同時に、10 年後、20 年後も地下水への悪影響を及ぼすことがない町独自のし尿処理対策を講じる必要があると痛感するが、町長はどう取り組む考えであるか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

死亡獣畜処理施設の老朽化に伴う更新整備についてです。

死亡獣畜処理センターにつきましては、平成 7 年に現在の場所に建設され、平成

20年に焼却施設と運搬車両の更新を行っています。更新から10年が経過し老朽化が問題となっており、役場、JA、与論町和牛改良組合の三者間で更新に向けた対策を講じているところです。

与論町和牛改良組合において、昨年の9月子牛セリ市より子牛1頭当たり1,500円の積立てを開始しています。更新においては、見積額で9000万円以上かかる見込みで、耐用年数や肉用牛経営の安定及び環境保全のためにも早急な対応が必要であることから、数年後には更新ができるようにJA、役場で更新に向けた基金積立てを行えないか協議を行っています。また、その間も施設更新に適応した補助事業について要望を続けてまいります。

次は、キャトルステーションの施設の整備です。

キャトルステーションの整備については、昨年、北さつま農協と佐賀県唐津市のキャトルセンターの視察を行っています。本施設のメリットとしましては、規模拡大や高齢農家における経営継続が可能になること、成績不振農家の改善が図られることなどがあり、御指摘にもあります地下水保全にも功を奏すと考えられます。デメリットとしましては、病気が発生した場合、蔓延しやすいこと、建設場所、飼育経験のある人材の確保が必要であることなどがあります。また、農家が支払う経費の例は、唐津市の場合、預託期間の平均日数263日でおおよそ20万円になるとのことで、本町は輸送費もかさみ、さらに維持経費が高くなると想定せざるを得ません。

本町の畜産振興に有望な施設ではありますが、維持経費については更なる検討が必要で、子牛価格が安くなった場合でも参加する農家があるかなど、更なる協議を重ねたいと考えます。

次に、畜舎のし尿処理対策についてです。

肉用牛経営における家畜排せつ物は、環境問題の発生源としての側面を有する一方で、適切な処理を施すことで堆肥を製造し、貴重な資源として活用することができます。このため、し尿が流失・浸透しないような管理ができる環境を農家ごとに整備する必要があります。

対策としては、今年度から町単独事業で堆肥舎建設に対する補助事業を実施しています。設計については、環境に配慮したものであることを条件としており、建設費用の3分の1、若しくは補助金の上限を20万円とし、年間10件程度の建設補助を行うことで、環境対策を進め将来の畜産業の安定及び地下水保全を図ってまいります。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） まず1番、死亡獣畜処理施設についてですが、農家に話を聞き

ますと、その処理施設があと何年もつか、2年もつか3年もつかというような話をされていまして、その間にも死亡牛は発生しているわけで、今この基金積立てを行えないか協議を行っていますという返答をもらったときに、大丈夫かな、間に合うのかなという思いをしました。ちなみに去る2月、与論町執行部と環境経済建設常任委員会との協議の中で、牛農家も呼んで話をしましたところ、大体総額9100万円、焼却炉が6400万円、運ぶユニックが900万円という数字が出てきていまして、今現在1頭1,500円で大体420頭ぐらい、これを計算しますと63万円、1年で約380万円ですから、これが例えば5年間でも2000万円にしかなりません。そうすると、1年間で約400万円ですから、積立額が5年間とした場合2000万円弱しか積み立てられないわけですから、どうしても足りません。農家の積み立ても遅かったのかもわからないが、更新に向けて畜産農家は何の備えもないではないかということと言われなかったために始めたという、この1,500円の積み立てを始めたと言っていますが、今の計算でいきますとどうしても足りませんので、ここはどうしたらいいのか、お金をどうするか。これはちょっとどなたか町長でも副町長でも、何とかしないとイケないと思いますが、考えを聞かせてください。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるように、1頭当たり1,500円の積み立て、1回当たりの売上額、そして年間どれくらいかかるかということを経営しつつ、あるいはJAとも役場の町の積み立て等も考えながら、対応しなければならないと思います。これがおっしゃるように、何年で積み立てるからその何年間はしないというわけにはいかないわけですから、これが老朽化して使用できなくなったら困りますので、その度合いを見ながら対応していかなければならないんじゃないかなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 例えばこの1,500円という数字が少ないということであれば、協議の上でしょうけど、例えば3,000円にするとかという話もあるんじゃないかなと考えます。今の老朽施設がどれだけでもつかというのも私も正確にはわかりませんので、農家のそういう声があるということだけはお伝えします。

次に、キャトルセンターなのですが、コロナの影響でお話を聞いたときに、このキャトルセンターの話が出まして、どうしてこのキャトルセンターが必要なのかというと、与論島の場合はセリ的时候に低価格の牛が多すぎる、要は放っておいてあまりちゃんと飼育していない牛が多すぎて、セリでもなかなか値段アップさせることにつながらない、そういう牛が多すぎて、そこを何とか高値牛とこの下の牛の格

差を縮めるために、もちろんその農家に指導しなければいけないのですが、なかなか与論島の場合は改善していかないのか何なのか、そういう状況が続いているということなのです。そこでのこのキャトルセンターなのですが、もちろん伝染病が蔓延とか管理者の専門性、畜産の将来の展望など、いろいろ考えないといけない課題はあると思うのですが、子牛の平均価格が図れ、また牛の出生率も上がるということですので、中小農家や高齢農家にとっては、今、例えばさっきの20万円を払ってでも可能性があるのではないかと思います。産業振興課長にお聞きします。このキャトルステーションに関して課長のお考えをお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

確かにキャトルステーションの整備については、非常に有望な施設であるというふうに思います。特に購買者のニーズに合った生産体系ができるのではないかと考えているところです。しかし今の現在において、それだけ20万円、もう少しまた必要経費もかかるのではないかと、そしてまた規模と面積、ある程度肥育面積も非常に今の堆肥センター以上の形で求めているとできないのではないかと。いろいろな点から検討いたしますと、もう少し時間が必要ではないかと思えます。確かにいい施設ではありますので、また農家の意見、また近隣市町村の情報も検討しながら、前向きに検討を進めてまいりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） そのようにお願いいたします。

要旨の3、観光で与論島を発展させるわけなのですが、その前にまずは20年後、30年後先の今の10頭以上の大規模農家は大丈夫でしょう、10頭未満の飼育農家のし尿の垂れ流し状態は、今はまだいいのかもしれない。でも20年後、30年後もこのままの状態だったら、果たして大丈夫なんだろうかと心配をします。ですので、与論島はこの小さい島ですから、すぐに限界が来るというのはおかしいですが、何とか今から対策をとっておかないと、もしかしたら50年後は水が飲めなくなるかもしれない。そういう可能性も出てくるかと思えます。ですので、町単独でも10頭未満の農家に、例えば堆肥舎にセメントを打つとか、尿止めをすとか、それから屋根をつくとかという対策を、今から打っておいたほうがいいのではないかと思います。今ここにありますが、建設費用の3分の1若しくは補助金の上限を20万円、年間10件程度の補助。これは具体的にはどういったことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

この地下水の問題については、これまでいろいろと議論を重ねて、特に畜産農家の方が大きいのではないかとということで大変苦慮をいたしました。畜産農家で悪質ということではありませんが、やはり垂れ流しがあつたりというときには、県の担当者の方も含めて、一緒に農家指導もしてまいりました。しかし農家指導だけではやはりいけないのではないかとということで、いろいろ補助事業もしながら対策をやっと小さい補助金ですが、3分の1として補助金の上限を20万円として整備をすることといたしました。これは、垂れ流しがないように雨よけというか屋根を付けて、その下に堆肥を入れてその堆肥が流れていかないような対策を講じていただく施設で、補助金の上限を20万円としています。一応10件程度で今年度は締め切りたいと思います。財政が続く限りやはりこれは環境問題にもつながりますので、引き続き要望してまいりたいと思います。今回既にもう10件ほど要望が入っていますが、また、効果的に努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 是非10件と言わず、もちろんお金がかかることですから、何十件もできないでしょうけど、なるべく対策を講じて、観光で島が立っていけるように畜産も繁栄するようにお願いしたいと思います。

最後に町長に、この20年後、30年後の与論島のあるべき姿というのを聞いて終わりにします。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今遠山議員から指摘がありましたように、特に与論島の水につきましては本当に苦慮しているところです。それで、地下ダムの件あるいは上水をためて農業用の配水に使うというふうな件、あるいは古里地区の水源を守っていく、そのためにはどうすればいいかというのは本当にこれから私たちの子孫を、残していく子孫のために我々が今考えなければならない仕事だなと思っています。とにかく水は命ですので、その命の水を大事にしていくということですので、本当に地下水を汚さないようなことに対しては、水道課とも連携し、それから産業振興課とも連携をしながら、今後本当に取り組んでまいりたいなと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

次は、8番、野口靖夫君の発言を許します。

8番。

○8番（野口靖夫君） 新しい議場になって初めての一般質問です。令和2年のこういうすがすがしい2年度を迎えて、今回は2つの質問をしてみたいと思います。

1 新型コロナウイルス感染症の影響による実態認識と対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症が本町経済に与えた影響は大きく、再生と活性化には最大限の労力を要すると思われる。基幹産業である農業、漁業、畜産業、観光業の実態をどう認識しているか具体的に伺いたい。
- (2) 政治の責任で何をなすべきか問われている現在、再生には並々ならぬエネルギーと確かな行動による施策と財源（地方創生臨時交付金、奄振一括交付金）の確保、有効活用が求められているが、その施策を伺いたい。
- (3) 緊急事態宣言解除後、第2波、第3波が懸念されており、そのことを想定した対処方針を立てるのが行政に課せられた課題である。医療機関の受入態勢、学校休校による学力低下問題等も含めて、町民が安心・安全な生活が営まれるような力強い施策を伺いたい。

2 環境、景観保全と魅力ある観光地づくりについて

- (1) 風光明媚な海浜地に放置されている廃遊漁船や、リサイクルセンターに山積みしている焼却可能な廃プラ、廃材、また海岸に打ち上げられた海洋プラスチックごみ等の処分を早急に実施する考えはないか。
- (2) 今日の新型コロナウイルス感染症の影響等による社会環境の変化により、国内の地域間競争の激化が予想されることや、観光ニーズの多様化に伴い政策転換が望まれていると思われることから、奄美や沖縄が世界自然遺産に登録された際に、確実な地の利を生かした観光地づくりが推進できるよう、町長の諮問機関として、仮称「魅力ある観光地づくりプロジェクトチーム」をつくり、観光産業振興に息吹を与える考えはないか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、最初に、農業・漁業・畜産業・観光業の実態をどう認識しているかという御質問です。

新型コロナウイルス感染症の本町経済への影響について、農・漁業分野から申し上げます。

園芸作物は、全般に価格が低迷し、特に花卉については、3月から5月の単価下落の損失だけで1000万円を超えると推定しており、出荷不能や生産調整も余儀なくされています。また、生産に係る経費が大きいことから、今期作経費の負債や次期作に係る資金繰りを考えると、経営の停滞や生産意欲の喪失が危惧され、規模縮小が産地としてのブランド力に影響するおそれがあります。

畜産業については、外食需要の減退による枝肉価格の下落が本町の子牛価格にも

大きく影響を及ぼし、5月のセリ市では、前回比12万円の単価下落、業界全体で5000万円を超える損失となっています。

水産業については、ソデイカ等の水産資源が減少している中、主要出荷先の経済減退の影響を受け、魚価は前年比3割から4割ほど低下しており、漁家経営は一段と苦しくなっています。

次に、観光業について申し上げます。4月の入込客数は、昨年同月比で86%減となっており、ゴールデンウィークは90%以上の減少となりました。宿泊業をはじめとする観光関連業は、収入のほとんどを観光客に頼っており、4月・5月の売り上げはほとんどなく、さらに影響は長期にわたると認識しています。

次に、地方創生臨時交付金や奄振一括交付金の確保、有効活用についてということです。

地方創生臨時交付金は、本年4月に新規に創設され、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう交付することを趣旨としています。

本町は、18件の施策事業の実施計画を提出しており、認定されれば本交付金を活用した事業実施が可能となります。現段階においては、今回の一般会計6月補正予算案において、一般財源を充当した形で当該事業を計上し、事業認定の後に充当を考えています。

また、奄振交付金関連の補正予算に関しましては、観光産業における需要喚起策を実施するとともに、群島他市町村と連携し、スケールメリットを活かした観光誘客支援策の展開を実施したいと考えます。

本奄振予算についても、今回の一般会計6月補正予算案に計上しています。これらの財源等の有効活用により、経済活動等の早期回復に向けた事業実施を推進してまいります。

次に、第2波、第3波が懸念されている中で、医療機関の受入態勢はどうなっているかということです。

本町の医療機関の受入態勢については、医師の数や病床数が限られ、第2波・第3波の発生に備えた体制整備が必要であると認識しています。

しかしながら、医療機関の設備や人員の整備は、国・県及び運営する医療法人等との調整が必要であることから、今後も関係機関と連携し、補助制度も活用しながら感染予防に努めてまいります。

次に、廃船や各種廃プラスチックゴミ等についてです。

海浜地等に放置されている廃遊漁船については、景観を著しく阻害する要因とな

り、観光面に与える影響も少なくないと思われます。廃船化した放置艇については、所有者の責任において処理すべきものと考えますので、所有者の確認等を含め、関係機関と連携を図り適切に処理されるよう努めてまいります。

次に、リサイクルセンターの廃小型家電の処理については、現在、手作業により分別を行っていますが、処理が追い付かない状況にありますので、将来的な処理業務委託を含め、他自治体の先行事例を参考に改善を図ってまいります。

なお、海岸漂着ゴミについては、国の交付金等を財源に、町が収集運搬から処理に至るまで適正に行っています。

次に、今後の観光産業振興への対応についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が経済に与える影響は計り知れず、復調傾向にあった本町の観光業も大きなダメージを受けています。

観光政策を模索するプロジェクトチームの発足は、現状の課題認識や新たな発想に基づく事業展開を提案する機関として、大変有効な方策の1つであると考えますので、先進事例を参考に関係機関の御意見を取り入れながら検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、緊急事態宣言後の学校休校等による学力低下問題についてお答えします。

学校の臨時休業に伴う学習の遅れについては、各小・中学校において、学校行事の精選や時間割の変更などの工夫によって対応がなされています。

教育委員会としては、全ての小・中学校の教頭と学力向上担当者会を6月4日に行い学力向上対策の指針を示すなど、学力低下を招かないよう各学校に具体的な働き掛けを行っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） それでは順次説明させていただきます。町長のこの第1回目の御答弁に関しましては、朝、給与の削減からまた一般会計の補正予算の審査から、その実態に関わる考え方というものは、既にお聞きいたしました。また、ほかの方々の一般質問の中にもこの実態をどう認識しておられるのか。その件に関しては十分私の考え方と似ていますので、この件に関しては、僕は別に問題ないと思います。なぜこれを質問したかといいますと、やはり物事を進めるためには、実態がどうなっているかというのをピシッと把握できなければ、前に進むことはできないと思うからこそ私はこれを質問したわけですので、どうかここら辺は御理解いただきたいと思います。

そこで、2点目のこの政治の責任で何を成すべきかということです。私はこれが一番重要でありまして、先ほど遠山議員が、死亡牛の焼却施設の整備について町長

の答弁を先ほど聞いていましたが、非常に苦慮しておられると。それは当然でしょう。今のままでは苦慮されるのは当たり前です。財政的に非常に厳しいのは我々もわかっていますから、県のほうにおいても、その補助金がないからできませんということで、知らぬ存ぜぬで放り出されましたが、これで果たして政治の責任においてこれでいいと言えるのだろうかということなのです。我々が考えなければならないのは、補助金事業が終わったから、ないからこれでいいんだということではなくして、常に牛は死ぬものなのです。生きものは死ぬ。それに対する処分というものは我々政治家が農家が、我々がしなければならないわけなのです。そのためにどうすればいいかということを考えれば、我々の責任だと私は思っています。ただいまのコロナの問題でもそうなのです。先ほどからない袖は振れません。今いろいろな、先ほどの一般会計の補正予算の中でもこれは町の財政が裕福だから、潤沢にあるからこれを振り分けたということではなくして、国からの地方創生臨時交付金をいかに有効に使って、それを配分しているかということで、苦労しておられるのは十分わかるわけなのです。ですから、財政というものは我々もわからないわけで、何でもいからとにかく分配してみろと、出してくれと言っているわけではなくて、そのために政治が何を成すべきか。政治が何を成すべきかということはどういうことかと言ったら、ないときは頭を使って国や県にお願いをしなければなりません。これは我々特に町長、奄美に生活している我々は、10%の消費税が上がり、そして新型コロナウイルス感染症でこれだけ痛められ、これは本当に大変な問題です。同じ10%消費税が上がったとしても、この格差は非常に大きいわけなのです。それをカバーするのが政治の役割なのです、ということを私は申し上げたいのです。ですから、この間も補正予算の審査のときに、町長に訳のわからないようなことを質問したような感じでありましたが、これは何を言わんとしているかといいますと、我々はこの奄美の地に生まれている以上は、奄振特別措置法というのがあります。その中には一括交付金というのがあります。その一括交付金を、いかに我が島の与論町の町長を先頭に、あるいは議長を中心にその国や県にお願いしていかうかというのが、我々の責任だと思っているのです。そうしなければ、先ほど言った死亡牛の焼却施設をつくれません。だからこそ高岡会長を中心にして、そして国や県に要望するのがあなたの仕事だと私は思っているわけです。この間成立しました第二次補正予算では、皆さんも御存じかと思いますが、もうマスコミで言われているとおり10兆円の予備費が組まれているのですよ。政府においては、内閣総理大臣も担当大臣も柔軟果敢に、この補正予算を万が一必要なところがあるならば、これを配分しますよということを言っているじゃないですか、国会答弁で。そういうことはどうするかと言ったら、やはり我々の代表である鹿児島県知事が全国

知事会でものを言っていただきたい。そして国にも陳情していただきたい。奄美を代表して市町村長会で陳情すること、そうすることがこの財源確保になると思うのです。そうすれば、先ほどから町長が答弁しておられるその農業、漁業、観光、畜産の今苦しんでおられる方々に対して配分ができるのです。そうすることで我がまちの島の経済が潤うのではないかということを私は考えるからこそ、こういう質問をしているのです。どうですか、私の考え方は間違っていますか。町長の御意見を承りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に御提案ありがとうございます。先ほどからお聞きしていることを考える場合に、本当に我々がこれから成すべきことは、山積しているなどというふうに思っているところです、町単独ですべきこと、そしてまたほかの町村と協力しながら進めること、奄美全体で考えるべきこと、いろいろなことを想定しながらこれからみんなと力をあわせて、いろいろ国のほうへも県のほうへも陳情してまいりたいと思いますし、また皆様方のお力もお借りできればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 総務企画課長にお伺いします。総務企画課長、この間も申し上げましたが、あなたは広域事務組合の与論町を代表して幹事なのですね。それで町長とか市町村長会を主催するときは、まず最初に幹事会をするのですね。奄美では次に何を要望しよう、何をしようということで、幹事会で議論してそこで決まったものを市町村長会、広域事務組合の議会でもって審査して、県に要請すると。こういう同一行動を起こすまず先発隊が、総務企画課長なのです。ですから、私が今町長に申し上げましたとおり、あなたはどう思っていますか。そういうことを考える気持ちはありますか、ないですか、どうですか。お気持ちを聞かせたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 当然、奄振事業についてなのですが、与論町で奄振交付金を活用した事業、それから与論町だけではなくて、群島内で考えて訴えられる事業、そういったスケールメリットを活用した事業というのがあると思いますし、それは当然今後も要請してまいりたいと思います。今回については、奄振交付金の補正につきましては、特に観光に関する需要喚起、コロナ収束後の需要喚起という施策が特定されていた関係で、それで事業の予算化をしています、その他はほとんどが地方創生臨時交付金について、ある程度大きな分野を充当できる施策が反映できるということで、そちらのほうを充填をしてはいますが、奄振予算について

も精いっぱいまた頑張ってまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 私が言っているのは、今 2 点言いました。1 つは奄振交付金、もう一つは地方創生臨時交付金、この 2 つを言いました。この先ほど遠山議員が質問しました死亡牛の焼却施設、これは与論島だけの問題ではないですよ。これは、沖永良部も徳之島も、徳之島 3 町の市町村長は頭を悩ませていますよ、みんな。そうでしょう。だからこういうことは与論島だけの問題じゃないわけだから、その市町村長会のトップである方と一緒にそういう陳情をしたらどうですかということなのですよ。一括交付金に関してはね。それで持って各市町村、地域によって使うことは全部違いますからね。例えば、今総務企画課長が言われたように、観光が大変だと、ここは農業の花弁が大変だと。こういうことがあった場合のそれを使えるじゃないですか。そういうことを言っているんであって、自由に使えることを私は使える金のことを申し上げているのです。ですから、これは奄美全体の問題として取り上げて国に、県に要望しても、これは恥ずかしいことではないのです。先ほど言いましたように、予備費が前代未聞の 10 兆円が組まれているのですよ、こんなことがありますか、これ。そして内閣総理大臣も担当大臣も、そういうことがもちろんあれした場合には、そこに応じて執行しますということを言っているじゃないですか。だからそれに甘んじてどうしたいという言葉がちょっと語弊があるかもしれませんが、それに便乗をしないで何をするのですか、政治家は。奄美はこうですよと、消費税も 10 %になりました、これに対して鹿児島県あるいは首都に近いところよりもこれだけの離島が苦しんでいますよ。だからそのために奄振があるじゃないですかと、特別措置法があるじゃないですかと、それを口実にしてやればいいじゃないですか。また、その先ほどから話になっている地方創生臨時交付金も、これもそうですよ。奄美の中でも徳之島も沖永良部も与論も全部違いますよ。これは金子衆議院議員でも知っています。この間お話はしたけれどもね、金子先生もそれは奄美の中で全部市町村、全部違うようですよ要望は。だからその要望に応じて使われるような交付金を、あなたたちが考えて申請すべきだよ、野口君知っているのかとはっきり言われました。先生もそう思っておられますよ。ですからそれを奄美の市町村長は、あるいは関係者が言わないだけで、これをやっていただきたいということを申し上げているわけなのです。どうですか、もう 1 回町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この地方創生臨時交付金の使途について、我々も 18 件ほど計画を提出して要望をしております。先ほど言われました死亡牛についての一括交付金事業につきましても、今後関係町村と協力しながらやっ

てまいりたいなと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） やるということですので、次へ進みます。

次は、先ほど教育長も御答弁いただきましたが、ありがとうございます。しっかり進めていただきたいと思います。教育長は僕の同級生なもので、あまり質問しようと思っても考え方が一緒だから、これ以上質問はいたしませんので、あしからずでよろしくお願いします。

その次、環境、景観保全と魅力ある観光地づくりについて質問させていただきます。これは最後ですが、私がなぜこの風光明媚な海浜地に放置されているガラクタを片付けないかということを申し上げる、これは何回も私は言っているのです。これは、本当に魅力ある観光地づくりにとっては非常に足かせになっているのです。そのもちろんこういうものは所有者がおられるわけだから、所有者に任せればいい、確かにそのとおりです。そのときは儲かったわけだから。今は儲からないのでほったらかして大変な問題です。自分で責任を持ってやらなければならないのは当たり前ですが、これは行政が主導となって、主体となって前に進めていかなければ、この問題は全然解決しませんよ、いつまでたっても。だから私は申し上げているのです。だから所有者にも負担金を出してもらって、全部全額行政が面倒を見てくれと私は言っているんじゃないのです。これは、魅力ある観光づくりをするためには、これだけ必ず必要ではないですか。そのためにはどう行動すればいいか。商工観光課長、あなたも商工観光課長になりたてで、いろいろと考えておられると思いますが、これは、あなたが中心になって動かないといかん。どう思いますか。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに廃船がコースタルリゾートとかいろいろなところにありまして、また大金久の遊歩道とかもありまして、観光ルートにそういう廃漁船があるのが、ちょっと観光客の方には見た目に悪いなというふうには思っています。それで、所有者とか調べて、今、回っているところなんですけど、環境課の方々とも相談しながら、どういうふうにすればいいかというのを今考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 次は、環境課長と産業振興課長に質問させていただきます。先ほど、アイスクリームの製造機の問題で、産業振興課長を怒らせてしまいました。これは、私が好きだから申し上げているのです。それに対して質問するのではなくて、今はアイスクリームの話じゃないですからね、これは。産業廃棄物のことについて質問させていただきます。だから、今怒らないで先ほどの話は忘れて、置

いという、新しく質問しますから、ちょっと御答弁をお願いします。

実は、私はこう思っているのです。産業振興課長または商工観光課長。農業用廃ビニールは、なぜ産業振興課が担当しているかということを私は不思議でたまらない。あれは、ただ農業で使うから産業振興課じゃないですよ。あれは責任をもって環境課がやるべきだと私は思います。それで仕事量が増えるわけではありません。なぜこう言うかといいますと、今私が質問している、これと全く関係あるのです。これが積み積み重ねていけば、そこら辺のところに捨てますよ、農業用廃ビニール。僕は実際見ているところがあるですよ。だから、これは環境課が責任をもってどうすればいいかということを考えるべき。

町長、リサイクルセンターに破砕機があるんですよ。今、破砕機が問題になっていますよね。あれは環境課長に聞いたら、廃材の破砕機なので、農業用廃ビニールのためにあるものではないから、目的が違うから使えませんというような話をしておられました。僕もそれで環境経済建設委員会が、明日この本会議が終わった後、明日リサイクルセンターに行ってみようと思っているのです。もしも農業用廃ビニールを、それがメンテナンスをしっかりとすれば、粉砕できるのであれば、それを使ってムトウの社長が今やっているでしょう。あの焼却施設。あれも協力すると言っているわけだから、社長が。そういう人をお願いしてやれば、安くて与論で処分できるじゃないですか、この農業用廃ビニールは。ですからそういうことからしても、環境課と産業振興課は、それはもう産業振興課は環境課に任せてから、環境課長が中心になって、もしも廃材用だが、ちょっとした手を加えれば農業用廃ビニールも粉砕できるということができれば、同じ機械でできるならば、それはメンテナンスしてきれいに修繕すれば使えるのであれば、使えばそれで安く上がるじゃないですか。別に島外まで出さなくても。というのが私の考え方で、もちろん明日現地調査をしてからですよ、私は考えていますが、環境課長、あなたも一緒に同行いただけますか、どうですか。一緒にあなたのところ行きたいんだけど。

○議長（福地元一郎君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） ありがとうございます。まずもって明日現地のほうで調査をされるということなので、現地で説明したほうがよりわかりやすく、また一応与論町といたしましては、一般廃棄物処理の責任があるということで、大別したときにはやはり農業用ということで、農業と付くとやはり産業廃棄物に分離されるものですから、一般廃棄物の施設でその産廃を処理するというのが、また当初の計画から大分ずれて離れて、国の補助金を受けてつくっている施設なものですから、その後の使用形態とかも毎年、入ったものがどういう形でリサイクルされて出ているのか、あとペットボトル、空き缶類とかもちゃんと報告するようになっていますの

で、そういったことも含めまして、また明日現地で御説明ができれば、こちらとしても大変ありがたいなと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） そこで先ほど言いました、そのもしも町長から命令があるんだったら、その農業用廃ビニールの処理をあなたが担当できますか。どうですか、そういう気持ちはありますか。町長が命令したら。あなたがやる気がなければ、それは駄目だよ。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 産業廃棄物か一般廃棄物かということで、要は町としてどのよう
に処理していくかというふうなことになるかと思います。2 人で相談をしながら
解決をしていければと思います。私のほうは、もし環境課がやるよとなればしてい
ただきたいし、そうでなければまた今までどおりになるのではないかなと。結局こ
れは、補助を受けて施設をつくった関係もありますので、その付近もよく考えてい
かないといけないのではないかなというふうに考えています。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） そういうことを考えたら、いくら金があっても足りませんよ、
町長。ここはこの事業でつくったから、もうこれを持ってきて使えませんかと言っ
ていたら、またここに金を使うのですか。金がないと動けないでしょう。使えるん
だから使えばいいじゃないですか。そして焼くのはここで焼くわけじゃないわけだ
から、ごみ焼却施設で焼くんじゃないんだから、焼くのは別のところで本当のあそ
こでも場所はわかるでしょう。全く違うような後は。顛末処理は、違うことで処理
するじゃないですか。ただ破碎するだけ。そのために破碎機を使わせてください
と、そういうもんだから、連携してやればいいのです。だから横の連携が一番大切
であってですね、そういうことをするからいくら金があっても足りません。だか
ら、町長もそういうこともわかると思いますけど、あなたはやる気がないといかん
と思いますよ。町長が答弁で言っとるんじゃないかんのですよ、そんな。どう思いま
すか、あなたは。

○議長（福地元一郎君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） 廃棄物の場合は、まず排出者がマニフェストに則って、
例えばある施設に持っていった場合には、今回の例ですと中間処理になると思いま
す。中間処理がどういう形でされてきたのかというずっとその排出した時点から
追って行って、最終的には最終処分までいたときに、適正に処理はされましたよ
という最終的な伝票が排出者のほうに帰ってきて、それが最終的な完了とみなされる

わけですね。そういった場合に産業廃棄物がまた一般廃棄物処理のところに行ってから、またそれが産業廃棄物処理のほうに行くと、これがどういうことになるのかなというのがちょっと私の懸念するところです。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 町長、あなたも同じ考えですか。こういう産業廃棄物が何だかんだと言っていますが、今は破砕機がないわけですよ。破砕機さえあれば処分をしてから、最終処分は違うところに入れるのですよ。それも町長も副町長も知っているでしょう、最終処分は。処分灰よ、あの灰。灰は違うところに、本当の産業廃棄物とかも捨てるのですよ。だから破砕するだけの問題が、そんなに難しい問題ですか。副町長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 何とお答えすればいいのですかね。我々が進めている行政の本質というのは、やはり一番町民の福祉の向上と経済の対策だと思っています。そして、我が島に置かれたこの条件が揃っていない外海離島の与論で、どのような対策ができるかというのを考えた場合に、今収集から最終処分まで1カ所で多額の予算をかけてやろうとするから問題があるんであって、一次収集を例えばクリーンセンターあたりで集めて、向こうで破砕したやつを二次処理としてムトウさんの現場でお願いをする。向こうで今度残った残さについて最終処分は町のほうでまた責任をもつというような、段階的に協議をしていけば、何とか島から出た産業廃棄物あるいは農業に伴う生産物、一貫して処理ができるんじゃないか。先ほどの野口議員からのお話もありましたが、せっかくの奄振の交付金とかそういったのが枠は今のところありませんが、奄美・沖縄が自然遺産登録に向けて、各島々の環境問題、そういった漂着ごみも含めて、いろいろな処理の問題が奄美全体としてテーマを持ち上げて、それぞれの島でどういうふうに処理できるかというのを集中的に議論していく必要もあるんじゃないか。やはり最終的には自分なんかが出した、自分なんかで不要になった分については、各島々それぞれに処理をしていくというのが、やはり原則論だと私は思っていますので、それぞれの課の考え方もありますが、それを意思を統一して、またみんなで協議をして進めていければと思います。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） そのとおりです、そのとおり。今の副町長がおっしゃるとおりです。ですからお互いにここ与論町の職員ですよ。金の出どころはそれは違うかもしれない。農林水産省かもしれない、環境省かもしれない、補助事業でつくったものだから、それはわかる。だけど、与論町のこれだけ小さな行政の中で、お互い横の連携を取り合ってやっていけば、安い費用で最大の効果が出るじゃないですか。

それが昔からある言葉ですよ、最小の経費で最大の利益を上げると。そういうことをしないと我がまちはもちませんよ。だから常に頭の中にあることは、もしもちょっと改良すれば、ちょっと付け加えれば、これもできるではないかというそういう発想がないと駄目ですよ、それは。私はあなたを怒っているんじゃないですよ、そう考えていただきたいことを怒って言っているんじゃない。そういう島づくりをしましょうよということを申し上げているのです。

次の質問に移ろうとしているところに、久留副町長が最後の私の答弁をかねて行いましたから、本当にそのとおりなのです。そうしていただきたい。特に与論町は、奄美、沖縄北部、西表のちょうど中間にあって、自然遺産の中間になる。これを地の利を生かした観光政策こそ、これから取るべきことなのです。これを活かしていかなければ、このコロナ時代に、この落ち込んだ観光産業に息吹を与えられない。それを考えるのが政治家の仕事、行政の仕事なのです。そういうことを是非ひとつ皆さん、みんなで協力し合ってやっていきましょうよ。そのために最後になりましたが町長、新しいシンクタンク構想をつくって、この落ち込んだ観光産業をみんなの力で復活させてまいりたい。そのために町長の最終最後の御決断を、抱負をお聞かせいただきたい。そして、私はそれで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に私の最初の施策は、町民の英気を活かしてというようなことで、皆さんの知恵を借りながら、政治を進めてまいりたい行政を進めてまいりたいというふうに思って、その気持ちをずっと今持ち続けているわけですが、ここに野口議員からプロジェクトチームを立ち上げて、また観光振興について考えていくべきではないかということ、ありがたい提案をいただきまして、本当にありがたいと思っています。先ほどの廃ビニールの件も、これからの観光業についても、一人ではできないと思いますので、みんなの知恵を借りながら、どういうふうにしていけばこの島の将来のためになるかというふうなことで、またそこで話し合ったことをもとにしながら、課長等とも話を進めてまいりたいというふうに思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 8番、野口靖夫君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午後3時15分

再開 午後3時24分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、9番、林隆壽君の発言を許します。

9番。

○9番（林 隆壽君） それでは、議長のほうからお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただく前に、一言申し上げたいと思います。

この度の新型コロナウイルスによる感染拡大の脅威が、南海の小さな島与論島にも迫ってまいりましたが、山町長はじめ久留副町長や職員の皆様による賢明なる感染防止対策の御努力により、医療体制の脆弱な我が与論島への侵入を阻止していただいたことに対し、心より感謝申し上げます。また、緊急事態宣言解除後も県境をまたがる移動禁止や生活困窮が予想される事態にもかかわらず、自主的な経済活動の縮小並びに停止に、率先して協力をいただいた町民の皆様方に対し、敬意を表したいと思います。今回の補正予算を見ますと、コロナウイルス対策に心を砕いていただいたことが伺えて、大変ありがたく思うところです。これからも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

さて、今年の秋口から、第2波のコロナウイルスの襲来が予想されますが、北九州市においては、既に第2波が襲来していると言われています。これまでの対策の経緯と今後の対策について油断することのなきよう、再確認並びに再検討をお願いする意味で質問をいたします。

1 新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策の経緯について

(1) これまでにどのような感染拡大防止策を講じたか。

(2) これまでに国や県の経済支援対策にどのように関わってきたのか。

2 今後の新型コロナウイルス感染症対策及び経済支援のための財源確保について

(1) 第2波新型コロナウイルスの襲来に備えた感染防止対策をどうするのか。

(2) 第2波の新型コロナウイルス襲来に対して、国や県との経済支援連携並びに奄振交付金拡充や離島振興一括交付金創設などの要請をする考えはなにか。

3 これからの経済活動の復興について

(1) 県境をまたぐ移動制限解除後の経済活動支援をどのように展開していくのか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、まず、これまでどのような感染拡大防止策を講じてきたかという御質問にお答えしたいと思います。

これまで、与論町新型コロナウイルス感染症対策行動マニュアルや、役場各課の感染症対策ガイドラインを策定して、対策の指針を示すとともに、対策本部会議を開催し、町内外の皆様への渡航自粛要請や感染予防策のメッセージを発信してまいりました。

島外からの感染を阻止するための水際対策としては4月4日から空港における検温作業の実施及び港においての注意喚起のチラシ配布を行い、来島者や帰島者へ感染防止策の徹底をお願いしています。

また、町民や医療施設及び福祉施設等へマスクの配布を行うとともに、各公共施設に消毒液の配布、その他感染防止対策に係る物品購入などを行っています。

次に、これまでに国や県の経済支援対策にどのように関わってきたかということですが、本年4月に新型コロナウイルス感染症に対応した地方創生臨時交付金が創設され、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるような内容となっています。

本町の取り組みとして、特に感染症拡大の影響を受けた島内産業の経済支援事業、感染症対策に係る環境整備事業、小中学生及び大学生等の支援事業など18件の支援策について、本地方創生臨時交付金を活用して実施してまいります。

また、本年度の奄振交付金の補正予算において、特に観光産業における需要喚起策を実施するとともに、群島他市町村と連携したスケールメリットを活かした観光誘客支援策の展開を実施したいと考えます。

国や県の中小企業・個人事業者に対する緊急支援対策については、申請様式や申請手順書の窓口配布及びオンライン申請時の入力支援等を行っています。町内金融機関や商工会では、融資や経営に関する相談を受け付けており、各種融資制度や補助事業活用において町認定書が必要な場合には、金融機関による代理申請や商工会内での申請様式の発行を行うなど柔軟に対応し、関係機関と連携した緊急支援対策の活用に係る事業者へのフォローを行っています。

その他、国・県の経済対策支援について、全町民を対象とした特別定額給付金の給付、役場以外の窓口対応となっている支援制度の広報などを行っています。

本町としましては、国・県の経済対策支援制度を最大限有効活用するとともに、今後予定される国の二次補正予算の経済支援策も注視し、その制度活用と財源確保を行いながら、島内経済活動等の早期回復に向けた事業を推進してまいります。

次に、第2波新型コロナウイルス襲来に備えた感染予防策をどうするかということです。

新型コロナウイルス感染症の第2波の襲来による感染拡大が危惧され、感染防止

策としてさまざまな感染予防用の物資を購入するとともに、感染予防の基本となる「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いの徹底」や「三つの密（密閉、密集、密接）のある場所」を避けるなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の推進を図ってまいります。

感染予防策は、多くの人が実践することで効果を発揮すると考えますので、健康・命を守るための自粛要請と経済活動のバランスを見極めながら、町民の皆様の御理解・御協力をお願いしてまいります。

次に、第2波の襲来に対して国や県との経済支援連携及び奄振交付金拡充等の要請をどうするかということです。

今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る施策については、まず、感染症抑制策や経済対策、生活支援など幅広い用途に充当可能である地方創生臨時交付金の活用を図ってまいりたいと存じます。

奄振交付金の拡充については、本町をはじめとする奄美群島の状況や地域課題に対応するために必要となる制度新設や予算の拡充を、引き続き群島内他市町村をはじめ関係機関と連携し要望してまいります。

次に、これからの経済活動の復興につきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、県境をまたぐ移動の自粛については、県が5月25日に指針を発表し、6月18日までの期間は、特定警戒都道府県への観光やレジャーを目的とした移動は引き続き避けるよう求めています。それ以外の地域については、移動の自粛が緩和されましたが、県外への移動は地域の感染者の動向を踏まえた上で、慎重に対応してほしいと呼びかけています。

このような状況下ではありますが、経済活動を再開し次のステージへ進むことも求められており、国の地方創生臨時交付金を活用した、飲食店等で使えるクーポン券を町民や宿泊者に配布する需要喚起、来訪創出の施策を順次展開するとともに、観光協会と連携し誘客方法等を検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） ありがとうございます。今回は、コロナウイルスに関する質問がたくさん出ています。大分ダブっているところもありますので、私は割愛をして少し短めにさせていただきたいと思いますが、この御回答をいただいた中に、食糧備蓄に対する考えがないと思いますので、私のほうで少し御提案をしてみたいと思います。もし、物資輸送路が遮断された場合の対策を検討することも、これは必要なのではないかと考えます。そこで、山町長に伺います。東北大震災や今回のコロナウイルスの拡大蔓延による非常事態宣言を経験し、もはや想定外の言葉は通用しないと考えています。各家庭で災害用備蓄を準備している場合、台風災害について

は避難準備をする時間的に余裕がありますが、地震や津波など突然襲ってくる災害についての避難準備については、大変困難であると考えます。したがって、町における最小限の備蓄については、安心安全のまちづくりには必要であろうと考えます。例えば、一人住まいの高齢者など、弱者に限定しての備蓄など必要ではないかと私は考えています。現在、災害時のあらゆる備蓄食品や日用必需品等が品数豊富に出回っています。どのような備蓄品をどのように備蓄すればいいか、与論町における町民が行う備蓄も含めた備蓄形態を検討する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。お客様の移動はもちろんですが、この物流につきましても、船会社と再三話し合いをしてまいりました。できるだけ物流につきましては、支障がないように取り組んでいくという御返事もいただきましたが、今、林議員からもありますように、本当にいざというときに島内で備蓄しなければならぬ品物が出てくるのではないかなということです。今後、それにつきましては検討してまいりたいと、今のところしておりませんので、今後検討してまいりたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 備蓄については、やはりそれぞれの家庭でするのが当然だとは考えますが、台風のときには自分たちで握り飯をつくって、ゆっくりゆっくり避難所に行くということもできるかと思いますが、地震や津波、突然来るものについては、備蓄をされていた人たちについては、後でまた取りに行くとか、そういうこともあろうかと思いますが、やはり与論町において弱者に対するその備蓄というのも心掛けていかないと、私は安心安全のまちづくりには反するのではないかなと思いますので、是非御検討をお願いしたいと思います。

久留副町長に伺います。あらゆる場合を想定したシミュレーションは必要であろうかと思います。想定外の事態です。コロナウイルスの拡大蔓延の最中の台風災害が起こったときに、避難所での飛沫感染防止対策等のシミュレーションというのも必要であろうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） その避難所の対応につきましては、午前中から総務企画課長のほうでも何回か答弁をしているわけですが、やはり島内にそれだけの最大これまでの経験で280人ぐらいだったと思っているのですが、避難をされた方々へのスペースが確保できないというのが、一番の大きな問題だというふうに思っています。今後各自治公民館、あるいは最悪の事態を想定したときには、宿泊施設等の契

約も進めながら対応していく必要がある。そのためには、それぞれの施設でまた医療の専門的な知識を持ったスタッフも含めて検討を進めていかないと、ただ寝泊まりするところだけの確保という問題だけではございませんので、その辺また担当の町民福祉課あるいは保健センターの方とも協議をしながら、進めてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） 考えてみると何か簡単なような感じがしますが、これはあらゆる方面に関しての心配がないと、このシミュレーションはできないということだと私は思います。ですので、今からやはり確固たるそういう対策というのを青写真を描いて、今度の第6次与論町総合振興計画の中にもちゃんと組み込んで、いついかなる時でも、いついかなる人たちがそれを引き出してすぐ対応できるというようなそういう対策、対応をお願いしたいと思います。

今まで各議員の皆様方の新型コロナウイルスに対する具体的な対策、微に入り細にわたり町民目線に立った質問がございました。それに対してまた町のほうで御回答をいただきましたので、私はこれ以上の再質問はいたしません、今年の2月に大島郡町村会会長に就任された徳之島の高岡町長が、就任インタビューでこうおっしゃっています。「奄美の小間使いになる覚悟で、市町の思いを後押しする町村会を目指したい」と語っておられます。高岡町長を中心に大島郡町村会が一体となり、先ほども野口議員が力説されておりましたが、奄美のそして与論町の経済活動再生に必要な財源確保の国への要請活動を、是非実施していただきたいと強く要望いたします。第2波のコロナウイルスは、感染を繰り返し、変異強化し、致死率が高く危険度を増していると言われていています。また、第1波で影響を受けなかった年齢層や地域は、第2波に脆弱であると言われていています。まさに我が与論島がそれに該当するのではないかと心配をされています。どうか想定外という意識を持たずに、あらゆる対策を講じていただきますよう強く要請して、町長のお考えを伺い、私の一般質問を終わります。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、これから襲来するであろう第2波、第3波について、本当に油断することなく対応していかなければならないなと思っています。今まで本当に第1波が来たら困るなと、本当に島に1人でもそういう患者が出たら困るなということで対応してまいりましたが、今後これは長い戦いになるのではないかなと思っています。まずは、やはり町民一人一人の意識の改革というんでしょうか、自助・共助・公助というのは、やはり大事なことでないかなと、自分の命は自分で守るんだという、まずそういう

ような意識の啓発からしていかなければならないのではないかと思ひますし、これを予防するためのいろいろなこれまでのマスクの着用、手洗ひ・うがひ、それから3密の対応とかいろいろなものがありますので、そういう基本的なことも対応しながら、また皆で協力し合つて、考えつくことを本当に実行できるようにしてまいりたいと思ひます。皆様方の御協力をまたよろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 安倍総理もおっしゃっていました。このコロナ戦争は長期戦争であるということです。与論町の町民の命は、山町長が守るという気概を持って頑張っていたきたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（福地元一郎君） 9番、林隆壽君の一般質問を終わります。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊です。2020年第2回定例会において先般の通告に基づいて質問をいたします。よろしくお願ひします。

1 医療体制の充実と台風時の対策について

- (1) 新型コロナウイルスにより医療機関の脆弱さが指摘されている。本町においても1医療施設が来年度より閉鎖されると聞いているが、どのように認識をし、どう対処されるのか。
- (2) 台風シーズンが到来するが、避難所の3密（密閉、密集、密接）の対策は十分か。

2 職業の多様性と働き方について

- (1) 今後、テレワークなど職場の環境や働き方、雇用形態が変わってくると思われるが、将来の役場の業務形態や働き方についてどのように考えているか。
- (2) 島の活性化のためには、職業の多様性を図るための人材育成が肝要だと思うが、その考えはないか。

3 農畜産業、水産業、観光業の連携について

- (1) 農畜産業、水産業、観光業の浮揚を図ることが、他業種にも波及し、島の経済が大きく押し上げられると考えるが対策はあるか。

4 教育の充実について

- (1) 教育のグローバル化が急速に進展する中で、国際的に活躍できる人材育成に取り組む考えはないか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、医療施設の来年度の閉鎖に伴って、医療体制の充実をどうするかということです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中で、本町の医療体制の脆弱さについては、大変憂慮される問題ですが、その中であってさらに1医療施設が閉鎖されるということは、非常に危惧すべき事態であると認識しています。

これまで、当医療施設が本町の医療体制充実に多大なる貢献をされてきたことは、疑いの余地のないところであり、今後も存続していただきたいところです。

当医療施設自ら、さまざまところで後継者探しをされていますが、なかなか厳しい状況のようです。

次に、避難所の3密対策は十分かということです。

災害時の避難所開設に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、避難所内の社会的距離の確保や観光客等との分離、発熱・咳等体調不良者等の専用避難所開設など、これまでより多くの避難所の確保が必要となりますので、新庁舎や学校体育館、各集落自治公民館等を確保し対応してまいります。

また、避難者が集中し密集・密接になることを避けるため、親戚や知人宅などの避難先を想定するようお願いしてまいります。

避難所運営については、検温や消毒、避難者の搬送など感染防止に係るきめ細かい対応が新たに発生するため、対応職員を増やすなど避難所の運営体制を強化し、避難所運営マニュアル等を基本としながら対応に努めてまいります。

次に、将来の役場の業務形態や働き方についてです。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、テレワークや時差出勤の導入等、新たな勤務形態が全国的な規模で訪れつつあり、今後、国の方針として従来の働き方改革の推進に加え、テレワーク導入に向けた環境整備促進等の取り組みが加速していくと想定されます。地方自治体においても、こうした全国的な社会情勢を受け、テレワークの推進やフレックスタイムの活用等に係る検討が行われていくことと思われます。

一方で、本町をはじめとする地方自治体の行政業務の遂行においては、町民との対面的なサービスが求められる場面も多く存在するとともに、業務に係る個人情報等の取り扱い等セキュリティ対策、テレワーク等の導入に対応するための通信環境整備など多くの課題もありますので、今後の社会情勢の推移や国・県の施策動向を注視し、他自治体や企業等における先進事例等を参考にしながら対応してまいりたいと存じます。

次に、島の活性化のための人材育成についてです。

地域における暮らしと働き方をめぐり、多様な価値観が存在する現代の社会状況下において、島の活性化を図るためには、従来の島内産業に加えてＩＣＴ等の先進技術活用により離島の条件不利性の解消につながる新規産業の創出や地域にイノベーションを起こす起業家人材の育成が必要であると考えられることから、御指摘に対し深く首肯するところです。

本町を含めた奄美群島では、奄美群島広域事務組合が実施する「奄美群島成長戦略ビジョン実現事業」において、群島内における起業家人材の育成を図るため、起業セミナー開催による創業機運の醸成や助成金による起業トライアル支援、また、クラウドファンディングの活用及び顧客獲得の支援策が実施されており、本町においてもこれらの施策を活用する事業者や起業家人材が出現してきています。

今後も、これら施策を効果的に活用しつつ本町における多様な起業ニーズの把握・対応に努め、島の産業を担う「新たなシゴトの創り手」となる人材の育成支援を行ってまいりたいと存じます。

次に、農畜産業、水産業、観光業の連携についてです。

農畜産業、水産業は、消費者の消費意欲の向上がなければ経済の活性化に結びつかないため、相互の波及を享受させていく必要があります。とりわけ観光業との連携による波及効果は、消費意欲を刺激する大きな可能性を秘めており、与論らしい水産物や農産物、加工品などを本町独自の特産品として開発し、情報発信、販路開拓に積極的に取り組んでいくことが、今後の重点施策であると考えます。

そのため、これまで民間主導で行われていた特産品開発を生産から加工・販売まで一連として取り組むために「島の特産品づくり推進協議会」（仮称）を立ち上げ、会員同士で相互に問題解決を図りながら、必要な施策を町政に反映できるよう、官民一体となった効率的な特産品開発を重要施策として推進してまいります。水産業については、近年、漁船の大型化が進み島の重要な一次産業を担っていますが、漁業者の高齢化や後継者不足が問題となっているところです。現在、離島漁業再生支援事業において、漁場や珊瑚の再生等の調査・試験を行っており、この漁場環境の改善は、島の観光資源の回復にも直結することから、今後も継続した取り組みを行っていくとともに、各種事業を活用し魚価単価の向上に結び付け、漁業所得の向上を図ることや新規漁業者の支援、大型漁船の導入支援に努めてまいります。

観光業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により観光客が激減したことで、観光業だけでなく関連する仕入れやクリーニング等多くの業種が連鎖的に影響を受け、経済に大きなダメージを与えていると認識しています。

大都市圏での新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しながら、まずは島内の飲食店等で使えるクーポン券を町民や宿泊者に配布し、需要喚起を促してまいり

ます。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 教育の充実についてお答えいたします。

国際的に活躍できる人材育成の取り組みについては、与論町教育行政の基本方針で示すとおり「激しい社会の変化に対応できる能力の伸長を図り、心身ともに調和のとれた人間の育成に努める」としています。

現在、グローバル化が進展する中、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外のさまざまな場において、躊躇せず自分の意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要な力等をつけていくことが重要です。各学校で新学習指導要領に則った教育活動が展開されることにより、そのような力が子供たちに身に付き、ひいては、国際的に活躍できる人材の育成につながっていくものと考えます。

また、本町においては、各小中学校にネイティブのALTを派遣したり、中学・高校の英語教員が校種をまたいで授業をできるようにしたりするだけでなく、実用英語技能検定の受検料や、島外で行われるイングリッシュ・デイ・キャンプへの参加費を補助することなど、グローバル化に対応し得る英語力を身につけさせるための施策を推進しているところです。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） まずこの医療体制の充実についてですが、この新型コロナウイルスによって韓国と日本の違いというのが浮き彫りになりました。どういうことかという韓国は病院とか医療施設を増やしてきたのですが、日本の場合は削減してきたのですよ。それで新型コロナウイルスをその防止するのに時間がかかったということなので、ですから専門家の方からは、これによって医療機関の脆弱さが浮き彫りになったということが報告をされています。それで、今後またこの在宅医療とか、在宅介護とかこういったのが進められてくると思うのです。それを考えると1病院だけではどうしても対応ができてこないと考えています。ですからもう一つ例えば在宅医療や在宅介護ができるようなその医療施設というのを、私たちはつくっていかなければいけないと思うのです。ですから、まず一番問題なのは、まず医療施設の確保、あと住宅の確保、そういったのが必要になってくるかと思います。もちろん運営のほうは民間に委ねたとしても、このあたりをどうしていくかということが問題になってくると思うのですが、国や県の補助とかも今後必ず出てくると思いますので、そういったのを活用してこの医療施設というのは、1施設が閉鎖されるわけですから、それを買い取るとかそういった形をもちながら、民間の法人医療を誘致するという形を取ってもしかるべきではないかと思いますが、町長いかがで

すか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に1つの医療機関が閉鎖されるということは大変憂慮すべきことです。これまでも与論町として過去に町立診療所を運営したりしたこともありますし、そういうことも考えなければならないとは思いますが、民間のこの企業に対しまして、町がどうこうということはまず心してかからなければならないのではないかなと考えています。今後の運用についても、いろいろなことが考えられますので、この辺はお互いに知恵を出し合って町としてそういうふうなことに取り組むべきなのかどうか、あるいは、これはあくまでも民間としてやっていくべきものなのかどうかということを、慎重に検討していかないといけないのではないかなというふうに考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） もちろん、民間にできることは民間に任せて、民間でできないものを行政としてはどう進めていくかというのを、やはり話し合いながら考えていかないと、今後必ずこの在宅医療と在宅介護というのは問題になってくると思います。国の施策としては、在宅医療・在宅介護、こういったのにシフトをしていっていますので、それに遅れないようなシステムをつくっていかなければ、医療的に崩壊していくんではないかと思います。もちろん、高齢化が進んでいるわけですから、早め早めに手を打てるような形を取っていただければ一番ありがたいと思います。副町長いかがでしょうか

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確におっしゃるとおりだと思います。やはり、こういった場合に一番問題になってくるのが、いつも住宅政策ではないかなと私は考えています。Uターン者、Iターン者のことも確かに大事です。Uターン者においては、この住宅政策をもう少し新しい住宅をつくってやるいうのではなくて、もともと親元に増築をした場合の助成とか、改築をした場合の助成とかというのを考えていけば、宅地の問題とかも解消できるんじゃないか。新たな土地を求めてそこに住宅をつくるのに、我々が手助けをするということではなくて、もともとある親が持っておられる住宅を改築し、あるいは水回りを改築したりとかすれば、今それぞれ若者あるいはUターン者、Iターン者が借りている住宅の問題も、少しは改善されて、住宅も少しは空いてくるんじゃないか。また午前中、高田議員からも御提案がありましたPFI制度についても、例えばこれは私の個人的な意見なのですが、教員住宅を民間の業者が建てる、10年間は町がそれを借り受ける。その間に今古くなっている町営住宅を改修して、また住宅政策をやっていくという考え方を、もう少し

また幅を広げていけばまた対応ができるんじゃないか。そういった意味で、この全体的なこの災害の問題とかも幅広く対応できるんじゃないかとも考えていますので、もう少し他の関係者あるいは担当者とも協議を進めてまいりたいと考えます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） そうですね、まず一番必要なのが住宅問題だと思いますので、Iターン、Uターン、こういった方たちにも必ず必要になってくると思いますので、そのあたりをお金がかからないような、民間に任せるところは民間に任せて、行政でやる場所は行政でやる形を取っていけば、その税金の方もかからないんじゃないかなと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） やはり在宅のことを考えていきますと、昔はお母さんや嫁さんが自宅で紬を織りながら、親の面倒を見たりあるいは子供たちの面倒まで見ていたということもありますので、そういったことを考えていきますと、今各家族になっているからそれぞれの施設でうんぬんかんぬんという、在宅訪問とかいろいろ出てくると思うのですが、もう少しそういった住宅政策も考えていくと、あるいは自宅の方で介護もしながら子育てもしながら、二世代の連携を取りながら、何とかできるような施策ができないかというのも、是非提案がございましたら、またみんな考えさせていただきたいなと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ありがとうございます。取り組みをよろしくお願ひしたいと思っています。

あと、この台風時の避難所についてなのですが、一番台風とか災害が起こったときに、その独居老人とか在宅介護をされている方とか、そういった方は早めに誘導することが必要だと思うのですよね。ですから、このような方々のリストの作成はできているのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） まず、介護が必要な要援護者につきましては、地域包括支援センターに名簿を登録しておりまして、避難準備情報を発したところで消防団にお願いしたり、もちろん親族とかその辺が対応できる場所はそういったところでよろしいかと思います。あとちょっと心配するのが、観光で来島して、ホテルにいらっしゃる方々をどうするか。例えば東京、関西とか、いろいろな地域から来られていると思いますので、そういったところは島民の避難所と混合であるというのは、ちょっと避けたほうがいいんじゃないかということと、食事関係もありますので、その辺もそういった避難所の場所を変えて、そういった対策をしてまいりた

いと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） わかりました。これからはやはり在宅避難というのが進んでく
ると思うのですよね。今新型コロナウイルスのときには、もうその医療機関とか避
難場所とかが、なかなか取れないという状態で、在宅で避難をするとかそういった
形が今後進んでくると思うのですが、例えばそのためには、災害時に例えば台風と
か地震とか、その災害時に対応できるようなシェルターというのは必要になってく
ると思うのです。新しく建て替えたおうちというのはよろしいんでしょうが、そう
でないところはやはり築何十年といった家は、やはりそれなりのシェルターという
のは必要になってくると思うのです。別に鉄筋コンクリートでつくらなくても、ブ
ロックでも十分対応できると思うのですが、そのあたりと与論の場合でしたら、防
風林を周りに植えとけば、そうそう被害が少なくなるというのはわかっていますか
ら、そのあたりの対策とかは、できればそういった形を取っていただきたいと思
うのですが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） シェルターとなりますと、かなりお金のことも出てく
るのかなと思いますので、従来の木造それからコンクリートの固定資産税の問題も
ちょっと以前いろいろ緩和したところではありますが、木造に関しては、いろいろ
建築の仕方によってさらに強化するといった工法も取り入れながら、こういう常襲
地帯である与論町の、今後のまた住宅の建て方、民家の建て方とかまたさらに研究
してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） こういったのは、今後とも国や県からの支援策というのが出て
くるかと思うので、そういったのを見合わせながら進めていければありがたいなと
思います。

続きまして、職業の多様性と働き方についてですが、これは一例ではありますが
が、沖縄の医療機関では看護師等の大半が北海道や鹿児島まで全国から受け入れて
充用しているという話をお聞きしたのですが、ですから、やはり勤務形態が変わっ
てくれば I ターン者及び専門職、こういった役場の中で受け入れが容易になるん
ではないかというふうにも思いまして、また、活性化にもつながると思います。それ
でちょっとお聞きしたいのですが、正規でも臨時でも総合的にあわせて職員に占め
る I ターン者の割合というのはいくらぐらいか、もし数字が出なければいいです、
大体でいいですけど。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） ちょっとその数値につきましては、把握はしていませんが、最近の傾向として、採用試験をするわけですが、なかなか島内出身者ばかりではなくて、全くその島外の縁もゆかりもない方々もいらして採用試験を受けて、実際採用になって頑張っているところですけど。例えば、奥さんが与論の人だったりとか、そういった方々も含めると、やはり10人程度はいるかと思いますが、ちょっと数値はちょっと不正確ですので、その辺をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） こちらにちょっと資料がありまして、移住をしたいかというようなアンケートが、これは総務省からとってあるのですが、どちらかと言えば移住したいまた移住したいという、そういう移住意向を示した割合が、過疎地域においては31.1%、非過疎地域においては23.2%であり、ほとんどが一番多いのが20代の方が一番多いというデータが出ています。希望する移住先としましてはどこがいいですかという、地域名は挙げていないのですが、過疎地、非過疎地いずれにおいても第1位に、歩いて暮らせるような日常生活が便利な地域。それと第2位に現在の地域より都市機能が充実した地域が上げられています。第3位に現在の地域より自然環境、景観が豊かな地域、第4に現在の地域より環境にやさしい、暮らしはゆったりとした暮らし、スローライフがおくれる地域というのが挙げられています。ですから、こういった働き方というのを変えていけば、必ずそういった移住者というのは出てくるんじゃないかと思います。そういった感じでいけば、少子化対策にもなりますし、人口増にもつながっていくんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） このコロナウイルス感染症の全国的な波も消えまして、よくマスク等では離島への移住とか離島で仕事をするとか、そういったことがよくさやかれているわけです。ということで、与論町は光ファイバーとかそういったことも整備されていますし、その与論町の普段条件不利と言われている、条件不利性というのがあるのですが、その中でやはりインターネットを活用したICTだのそういったところは、どんどん優位性とはいかなくてもいろいろな産業への結びつきができると思います。従来、いろいろな島内にある産業の拡大という手もあったりしますが、これから移住とかする際に新しい働き方ということで、例えば東京とかに本社があって、ここで仕事ができるとか、今流行りのワーケーション、仕事とバケーションを一緒にしてここで仕事をするとか、それから与論町内の産業をもっとこう結び付けて、いろいろな産業化をさらに拡大していくとか、そう

いったのをやっていくとまた活性化していくんではないかなと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 各セミナーの開催とか、そういったのを開いていただいて、職業の多様性というのを図っていただければ一番ありがたいなと思います。最近公民館活動というのは、文化・芸術も本当に大切ではありますが、それだけではなくて、職業に結びつくようなそういった講座というのもつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） いろいろな企業ニーズ、職業ニーズというのがあってそれを誰がいろいろな形でサポート、それからそういうふうに指導していくかというのが、そういった人材というのがちょっと与論町はないのかな、いらっしゃるのかもしれない、ちょっと失礼になるのかもしれないですけど。やはり新しい若い人たちが何か違う、今流行のイノベーションとかそういう言い方になると思うんですけど、そこをやっていく上では、なかなか与論町内にいる方々がそういった資金集めだとか、いろいろなスタートアップ、その辺を指導する人材といいますか、組織とか団体はちょっと薄いのかなと思いますので、今回といいますか前からあるのですが、奄美群島広域事務組合の中で、そういった企業支援、そういったプロの方々もいらっしゃいますので、そこともまた連携して取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） よろしくをお願いします。

あと農畜産業、水産業、観光業の連携について、ちょっとお聞きしたいと思います。農畜産業には、結構国の補助とか県の補助が、農業機械関係では補助が付いているのですが、これは車庫等には補助等は付いていませんので、例えば台風とか塩害の多い本町においては、高い農機が雨ざらしになって、もう償還期限が来るとボロボロになっていくというような、本当に後は修理にお金がかかるといった状況が農家さんのほうからも報告があります。補助事業というのはありがたいのですが、やはりこの補助事業のあり方というの、見直しを行う必要があると思われますが、こういった要望とかを県とか国のほうに出していただければ一番ありがたいなと思いますが、課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

ありがとうございます。今までの補助事業の中では、そのハード事業ということでトラクターだとかその機械の導入実情については、いろいろと補助事業がありま

す。後それに対する倉庫ですとか維持管理がかかる経費については、私もちょっと勉強不足で即答できませんが、あと農業近代化資金でその倉庫をつくるというものがあるのですが、それが果たして適切なのかどうかはまたわかりません。改めてまた勉強させていただきたいと思います。申しわけございません。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 畜産においては、肉用子牛生産補給金というのがあります。この補給金というのは、肉用子牛価格が補償基準価格を下回った場合に生産補助金が出るという制度ですが、この補償基準価格というのは全国平均ですから、一番外海離島で牛の価格というのは、全国から比べれば安いのですよね。ですからこういった給付金というのはなかなか発動しません。全国的に高いですからね。ですから、与論がいくら基準より低くても全国的に満たしていれば補給金が出ないというような制度になっています。ですから、なかなか使い勝手が悪いなと考えています。こうした離島のハンデ、やはり補うために奄美群島で動かなきゃいけないと町村長会でできれば動いていただきたいなというふうに思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。先ほどからありますように、各町の会等で本当に協働しなければならないものは協働していくし、また広域事務組合を通してやっていくものもあるかと思います。産業の振興については、外海離島の我々がタッグを組んで、国に陳情しなければならないというふうなことをいつも痛切に感じているところです。今後ともみんなと力をあわせながらやってまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 牛が病気になったりとか、死んだりとかしたときには、南大島共済組合というのがありまして、これに共済金を掛けてちょっと補填をしていただくという制度ですが、この組合は与論と沖永良部と徳之島で構成されているのですが、今度来年の1月からは鹿児島県で1組合になります。これによって共済掛金が引き上げられるということになっているわけなのですが、共済掛金あたりは高くサービスは低いというのが現在の実情です。私が申し上げたいのは、例えば私たちが一番に問題にしていた、この貨物船による物流をしてほしいということで今回JAのほうで奄美群島流通化事業を活用して12フィートコンテナの10基を取得できたということで、6月1日より貨物船が就航します。これによって多少なりに物流経費が安くなります。それともちろんサトウキビに関しては、年内操業は定着しているわけです。私がここで申し上げたいのは、町村長会でもこういった問題を取り上げていただきたいと思います。粘り強く交渉していただければ、必ず今できな

くても何年か先にはできるということをこのことは示していると思いますので、そのあたりを町長よろしくお願いします。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御提案ありがとうございます。先ほどから申し上げましたとおり、町村長会等でも島の実情を申し上げて、全部で力を合わせてやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） サトウキビの農薬散布についてなのですが、今全国的に、このドローンを使って農薬散布をするというのがもう最近は多くなっています。与論のほうでも、サトウキビの除草ができれば収量も上がってくるかと思うのですが、現在このドローンを活用している方もいらっしゃる聞いたのですが、何人ぐらいいらっしゃるのですか。課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

町内で今ドローンを操作していろいろ作業できるという話はお聞きしていますが、それで農業の作業受託をされている方については、すみません、今のところちょっと私のところでは把握していないものですから、改めてまたちょっと調査でもしてみたいと思います。申しわけございません。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） このドローンを活用するためには資金が必要だというふうに言われています。大体25、6万円ぐらいかかるんじゃないかと思います。こういったA Iの活用が今後進んでくるかと思うしますので、そのあたりを考えていただければ一番ありがたいなと思います。

次に、教育についてちょっとお聞きをしたいと思います。グローバル化に対応していくためには、語学力が必要だと思います。ありがたいことに民間で有料、無料問わず、この英語塾というのを開催しています。この中でも引きこもりの生徒さんも受け入れて、やっているという話もお聞きをしています。ですが、私が申し上げたいのは、例えば行政の縦と民間の横と連携をしながら、この語学の向上に努めていければ一番ありがたいなと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。協力する体制はもちろん、気持ちもそうですが、どのような形でどうしていこうかというのは、やはりお互いが話し合っていくことが大事だと思っています。そうすることによって、行政側が協力できることというものもまた見えてくるとと思いますので、今後そういったと

ころにも気をつけてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 私は、この助成金を出すとかそういった問題ではなくて、そういう形で、その民間がなるべく活動できるような体制を取っていただければ一番ありがたいなと思います。やはり与論町の発展のためには、教育が最も必要だと思うのですよね。ですから、官民きちんと連携を図りながら、このグローバル化に対応できる人材の育成を進めていただきたいと思います。これまでずっと質問をしてきたのですが、医療体制のことからずっと質問をしてきたのですが、実は島を形成するのはやはり教育だと思います。これまで質問してきたのは、島の活性化であって、島を大きく変えるのはやはり教育だと思いますので、そのあたりを考慮していただいて、人材の育成について進めていただきたいと思います。最後に。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。これまで島の中で塾を立ち上げたり、それから不登校への指導をしようとしたりする方々とは、教育現場とつながって連携をしていくような形のあり方についての指導とまではいきませんが、相談に乗って丁寧に場所を紹介したり、活動のあり方を親から遊離したりそれから行政と遊離したりではなくて、本当に島の子供たちが本物の力を身につけるためのあり方を模索するようにしていますので、そういった意味では頑張る人たちは先ほど議員がおっしゃったとおり、すぐ補助金ということではありませんが、地域からの信頼を得ながら確実に育っていくところにはまたそれなりの時間を経て、協力するということも視野に入れながら、励ましをしたりしながらやっていますので、大変ありがたい部分でありました。気を付けて頑張ってまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） これで私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3 番、川村武俊君の一般質問を終わります。

本日の会議時間は、7 番、大田英勝君、6 番、町俊策君の一般質問が終了していないため、あらかじめ延長します。

次は、7 番、大田英勝君の発言を許します。

7 番。

○7 番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。日本中が新型コロナウイルスへの対策で、戦々恐々となっていますが、幸い与論町での感染は発生しておりません。誠にありがたいことです。

さて、月日の経つのは早いもので、あっという間に4年が過ぎ、今期最後の定例

会となりました。それでは令和2年第2回定例会に当たり、先に通告した件について今季最後の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1 新型コロナウイルス感染症への対策について

- (1) 緊急事態宣言が終了し、ほっと一息といったところである。おかげさまで本町での感染は出なかったが、第2・第3波も予想される中、手放しで安心はできず、今後に備えるためにも検証は必要と考える。そこで、新型コロナウイルス発生後、本町ではどのような対策を講じてきたのかを時系列で伺いたい。
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、全国的に不要不急の外出自粛や飲食店等への休業要請が行われた。本町においても島外からの来島自粛の要請が行われ、観光客は限りなくゼロに近い状況となっている。新型コロナウイルス感染症の影響拡大で、あらゆる業種が大変厳しい状況になっており、町としても緊急支援が求められている。中でも、特に落ち込みの激しい観光関連へは手厚くする必要があると考えるが、見解を伺いたい。
- (3) 外出自粛の最中、ある方からストレス解消や運動不足、筋力低下を防ぐため、時間を決めてラジオ体操をしたらどうかという提案があった。幸い本町には「ゆんぬふとうばラジオ体操」というユニークなラジオ体操がある。そこで、例えば午後3時に防災無線からこれを流し、役場をはじめ各職場でも仕事を中断し体操をすると、リフレッシュ効果で仕事の効率も上がり、健康増進にもつながると思う。この度のコロナ禍を契機に、ラジオ体操タイムの導入を検討する考えはないか。

2 選挙の投票率向上について

- (1) ここ20年間の本町で行われた各種選挙における投票率の推移を見ると、総じて次第に低くなっていく傾向がある。この原因はどこにあると考えるのか伺いたい。
- (2) 2016年島根県浜田市で、選挙における投票所への移動支援が初めて導入された。その後さまざまな形で全国に広がり、昨年の参議院選挙では215自治体で導入された。高齢化が進む中、本町でも移動支援を必要とする方は増えている。本町でも町民サービスの一環として導入する考えはないか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、新型コロナウイルス感染症への対応について時系列でお答えしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が問題化してきた中で、2月19日に第1回目の対策室会議を開催して、各課で問題意識を共有するとともに各課の役割分担を確認いたしました。

3月3日には、徳之島保健所長を招聘して、関係機関の長並びに各課長を交え、感染事案発生時の対応について研修を行いました。

また4月7日の国による緊急事態宣言を受けて、町としても4月8日に第1回目の対策本部会議を開催し、これまで第1弾から第7弾まで町内外の皆様に対する対策本部長メッセージを発信してまいりました。

さらに4月28日に感染症対策連絡会議を開催し、医療機関・消防・警察・校長会・自治公民館など関係機関の長をお招きして、各専門分野の御意見を聴取して対策本部会の指針の参考とさせていただきました。

その他、新型コロナウイルス感染症への感染を予防するために必要なマスク、消毒液等の物品を購入し、全町民や医療機関及び福祉施設等に配布を行っています。また、感染症が発生した場合の消毒や搬送等の感染症対策に係る物品の購入を行っています。

感染症の水際対策としては、与論空港での検温の実施や港でのチラシ配布を実施し来島者の感染症対策への啓発を行ってきています。

おかげさまで、本町においては、陽性感染者は発生しておりません。これもひとえに町民の皆様の御理解と御協力によるものと感謝申し上げます。

しかしながら、未だ完全な終息をみたわけではなく、今後は健康と命を守る行動と経済活動のバランスを考えた取り組みを図る必要もあります。

基本的な感染予防対策としての「新しい生活様式」を町民の皆様に実践していただくことが重要であると考えています。

次に、特に観光関連事業への緊急支援についてどうかということですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、4月の入島客数は昨年同月比で86%減となっており、ゴールデンウィークは90%以上の減少となりました。宿泊業をはじめとする観光関連業は、収入のほとんどを観光客に頼っており4月・5月の売り上げはほとんどなく、さらに影響は長期にわたると認識しています。

このため、経営支援策としては、給付額の大きい国の持続化給付金をできるだけ多くの事業者の方々が受給できるよう、商工会と連携し申請手続きをサポートするとともに、地方創生臨時交付金を活用した観光関連業、商工業の方々への給付金の支給を計画しています。

特に、観光関連事業者支援給付金事業については、手厚い給付としています。

また、地方創生臨時交付金を活用し、来訪創出のための各種事業も行っていく予

定です。

次に、ラジオ体操タイムの導入を検討する考えはないかという御質問です。

防災無線を活用したラジオ体操タイムの導入については、30年ほど前に実施しておりましたが、保育園児の就寝時間と重なるなどの点から取りやめた経緯があります。

また、防災無線の屋外への利用については、業務の遂行や子育て世帯、精神的な病をかかえた町民からの騒音などの苦情も寄せられているところでもあり、ラジオ体操タイムの導入については、放送時間帯など課題がありますので、今後、自治公民館連絡協議会等とも検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 平田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（平田暢孝君） ただいまの大田議員の御質問にお答えする前に、議長にお願いがございます。お礼と御理解に対するお願いです。

私、本日の8時半から傍聴席に座って傍聴いたしています。茶花の老人クラブの会員の一員として、従前から計画していた傍聴の機会でした。そして、たまたま今度は反対側の答弁席に座っているのですが、一日でこういう貴重な体験を枠を超えて行ったり来たりしている、大変貴重な経験をしています、あしからず御理解をいただきたいと思います。

さて、もう1件、皆様方のこの議会に議案として上程されていると思いますが、現在お持ちかどうか分かりませんが、選挙管理委員会委員の選任の件が多分出ていると思いますが、私ども現任の選挙管理委員の任期は6月の27日です。そこで、私も75を過ぎましたので、退任することになっています。その私が今日の質問にお答えするのですが、職務柄この席でお答えするのですが、これは職務ですので御理解いただきたいと思います。この件に関しては、今日の答弁、そして昨年の3月議会における沖野議員の質問、この件をちゃんと後任の選挙管理委員、そして委員長、書記長は総務企画課長がお座りですが、ちゃんと申し送りをして確実に引き継いでまいりたいと思いますので、お許しと御理解をいただきたいと思います。

2期6年そのうちに選挙管理委員会の委員長として4年間やってきました。皆様方の選挙のお手伝いもしました。皆様方の御指導で、いい4年間の選挙管理委員長を全うすることができました。本当にありがとうございました。また皆さん方におかれましては、来たる8月に選挙がございます。皆さん方が御自愛されて、各々御健闘され、御活躍されることを祈念し、御期待してお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、改めてただいまの大田議員の質問に対してお答えいたします。

全国的に投票率が低下している中において、本町の投票率は高いほうではありま

すが、それでもここ数年は低下傾向が続いている状況です。

投票に行くかどうかということについては、投票により得られる選挙結果や政策実現等の利益と投票参加に伴うコスト等を比較して決めるということが言われており、その意味でいうと、有権者の政治参加に対する意識や期待度の薄さが投票所に行くという行動提起につながらないということであると言えるのではないかと思います。

有権者一人一人が選挙により政治参加を身近なものと考え、自分事として捉えられるための仕組みづくりを進め、投票行動への啓発に努めていくことが必要と考えます。

また、全国的な傾向と変わらず、本町の場合においても若年層の投票率が低いので、若年層の投票率向上について、いかにして政治に関心を持っていただくか選挙啓発方法等の対策が必要であると考えます。

与論町選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会において、今後積極的な啓発活動を行い、投票率向上に努めてまいります。

島根県浜田市において実施した移動投票所は、合併により統合廃止された山間部の投票区において実施されたものと把握しており、投票所統合の代替案としての取り組みであると認識しています。

移動投票所のほかに、巡回・送迎バス等の運行による移動支援があります。いずれの移動支援の方法においても、移動支援対応の車両や設備整備、投票管理者・立会人や事務職員に加え、二重投票防止のための事務局体制整備や介助員等の人員確保等が必要となります。

本町においても高齢化率の上昇に伴い、移動支援を必要としている方が増えているということは認識していますが、実施に伴う設備や体制をどのように整備していくことができるか、本町において実施する場合は、どのような移動支援の方法が適しているのかなどを十分検討した上で、投票機会確保のための移動支援の実現可能性について検討してまいります。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 本年 2 月から、新型コロナウイルスが日本でも拡大し、町長をはじめ職員の皆様も気の休まることもなく、大変な御苦勞をされてこられたことと思います。皆さんの取り組みや町民の御協力もあり、本町からは発生を免れています。誠にありがたい限りです。しかしながら、第 2・第 3 の波も予想される中、決して安心はできません。これからも手を緩めることなく、感染防止、侵入防止、はたまた万一発生した場合への対策等について、引き続き万全を期していただきたいと思います。町長の決意をお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。これまで本当に職員やそれから町民の皆さんの協力のおかげさまで、何とか与論町に感染者が入ってくることを阻止することができました。今後もこの体制をずっと確保してまいりたいなと、少しでも与論町民のために頑張れることはやってまいりたいなと思っています。そのためにいろいろな施策を行い、また予算もつぎ込みながらいろいろな対応をしてまいりたいと考えます。これには役場職員だけでできるものではなくて、いろいろなここにも申し上げましたが、医療機関や消防それから警察、あるいは各学校等、自治公民館連絡協議会と町民一丸となって取り組んでいかないと、予防はできないのではないかなと考えていますので、そのための啓発活動も一緒に頑張ってまいりたいなと思っています。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） それでは、2 番目に移りたいと思います。

先ほど補正予算の審議の中でお聞きすればよかったのですが、24 ページの商工観光業等の緊急対策として観光関連事業者支援給付金 2190 万円、それから商工業緊急支援給付金 810 万円、クーポン券が 521 万 8000 円とありますが、この配分方法とかクーポン券の中身の説明を簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

観光関連事業者の支援給付金の件なのですが、こちらは観光関連業者の会員の方々、商工会、観光協会の方々と事業者を 83 業者想定しまして、去年の売り上げに対しての給付金の支給を計画しています。観光関連以外の商工業の方々も 53 業者を想定しておりまして、去年の売り上げの収入に対しましての支給を計画しています。

続きまして、消費喚起型クーポン券というのが、こちらはお土産店やマリンレジャー等、観光関連店舗やその他店舗で使えるクーポン券を町民及び来島者の方々に配付をしまして、利用してもらう予定です。あとそちらの方は町民の方々に各 1 世帯 2,000 円分、観光客の方々に 1,000 円分を配付して利用してもらおうかと今計画しているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 県内の自治体の支援策もいろいろ各市町村においてされているようですが、ちょっと長くなりますが述べてみたいと思います。

南九州市では、2 月から 5 月までで、前年同月より 2 割以上減った月が 1 か月以

上ある飲食・宿泊業者を対象に１０万円の支給、商工会による弁当販売事業への補助、市立小中学校、幼稚園で使うマスク・消毒液の配布、医療機関と障害福祉介護保険サービス事業所へのマスク配布、保育所などへの消毒液の配布を行っています。

枕崎市では、雇用維持策として国の雇用調整助成金の申請を促す目的で、社会保険労務士に依頼する費用として１０万円を上限に補助。さらに支給決定時には、事業者負担分を４０万円まで支援、飲食店の出前をするタクシーへの補助、また事業継続策として２月から９月までで、前年同月より売り上げが２割以上減った月がひと月以上ある事業者を対象に、店舗や駐車場などの賃借料３カ月分を、月５万円を上限に補助。

西之表市では、売上減に苦しむ飲食店を支援するため、プレミアム付き飲食店応援券を単独事業で発行する予定で、１冊５,０００円の応援券は６,０００円分の冊子となっています。市民のみが購入でき、商工会加盟の飲食店で来年２月まで使える。観光業者へ１０万円の見舞金。

南種子町では、持続化支援給付金として、１月から５月までの売上高が前年比１割以上減少した事業者へ１０万円から２５万円給付。生活応援クーポン券５,０００円分を全町民約５,６００人に配布。町に登録した店で６月から半年間使える。また全世帯の水道基本料金６００円を５月から３カ月分免除。児童手当対象者へ国の給付金１万円に町独自に１万円上乗せ。ひとり親家庭の児童約１００人には、さらに１万円追加支給。さらに種子島中央高校の通学バス利用６０人分に定期購入代金の補助。

鹿屋市では、休業要請に応じた法人に１０万円、個人に５万円、１８歳以下一人１万円、消費喚起策に取り組む団体への事業費を１００万円を上限に助成、３割増しのプレミアム商品券の発行、３月から５月までのいずれかひと月、売り上げが２割以上５割未満減少した農林水産業を含む事業者へ法人３０万円、個人１５万円を支給。水道の基本料金４カ月分を免除、また新型コロナウイルス影響で結婚式や出生の立ち会いができなかった人を少しでも祝おうと、婚姻届や出生届を出した人に特産のバラを贈る。

曾於市では、国の持続化給付金の対象から漏れた減収事業者の支援として、減収率が３割以上５割未満の２次産業、３次産業の中小業者に３０万円を給付する。農林業については、収入保険などの補填制度があるため対象外とした。また減収率が５割以上となった小規模事業者へ月５万円を上限に３カ月分の家賃を補助。

阿久根市では、全市民に１万円の商品券を配布、飲食・宿泊業者の家賃など固定経費を支援するため１店舗当たり１日２０万円の給付、５割増しのプレミアム商品

券の発行。

南さつま市では、飲食店支援として1万円分を5,000円で買えるプレミアム商品券2万セットを限定発行、2割以上減収の事業者に10万円支給。宿泊・運輸業者などに上限50万円給付、県外在住の出身学生に農作物3,000円相当を送送。

南大隅町では、国からの10万円に加え全町民に3万円を上乗せ支給。休業要請に応じた業者に5万円、自主的に休業した宿泊・交通などの業者に8万円を商工会を通して支給、飲食店向け5割増しと一般店向け3割増しのプレミアム商品券を発行。

さつま町では、全町民に5,000円を支給。町出身で県内外に住む大学生や予備校生に一人当たり3万円支給、県外に住む出身学生に牛肉5,000円分を送付、また2割以上減収の事業者に10万円給付。

日置市では、2割以上減収の中小事業者に10万円支給、それからプレミアム商品券を商工会から発行。

出水市では小中高生に5,000円の商品券を配布、2割以上減収の中小業者に10万円支給、休業要請に応じた法人に10万円、個人に5万円を上乗せ支給、それから県外から帰省できない出身学生に3,000円相当の特産品を送付、こういったことがされています。

霧島市では、50人を臨時雇用、2割以上減収の事業者に20万円支給、業者によって上乗せの支給、2割増しの飲食チケットの販売、子牛価格の下落に対し、1頭当たり2万円、1戸当たり上限20万円、肥育農家の収入減に対して条件付きで一律20万円を支給。

東串良町では全町民に1万円支給、児童手当に1万円の上乗せ、本人か保護者が町内に住所登録をしている学生に一人5万円支給、飲食店に県の休業協力金に10万円を上乗せ、1万5000円分の券を1万円で販売するプレミアム商品券。

垂水市では、2月から5月の売り上げが2割以上5割未満の減収になった事業所に5万円給付。小・中学校と保育所、幼稚園の給食費・副食費を3カ月分免除、児童手当1万円分上乗せ支給、小・中学生に本の購入費を支給、それから2割増しの商品券の発行、牛農家には平均価格が2割を下回った場合、1頭当たり飼料代2,000円、肥育農家には条件付きで1頭当たり3万円を助成。

指宿市では、牛農家の子牛購入費を一部助成、飲食店の出前をするタクシーに補助、休業要請協力金に10万円を上乗せ、それから43%増しの商品券の発行。

伊佐市では、商品券・食事券を7,000円分を5,000円で発行、国の支援から漏れた2割以上5割未満の減収の中小事業者に20万円支給。

屋久島町では、土産店・飲食店ガイドに10万円、タクシー・レンタカー事業者
に30万円、貸切バス事業者に50万円、宿泊施設は規模によって最大100万円
支給、飲食店応援として町民を対象に1,000円以上会食し、精算時に離島航空
割引カードを提示すれば500円の割引、燃料費補助として1リットル当たり10
円補助、学校の給食費を4月、5月免除、図書カード1,000円分支給、プレミ
アム商品券を5万部発行。

鹿児島市では、売り上げ2割以上5割未満の業者に最大30万円支給、3割増し
のプレミアム商品券の発行、子ども食堂への助成、ホテル・旅館には収容人数に応
じて5万円から100万円支給、1事業者当たり50万円を上限に貸切バス1台当
たり3万円、タクシー1台当たり1万円を助成。

薩摩川内市では、2割以上減収の商工会議所商工会員に10万円、それから10
割増しの商品券の発行、収入減世帯に就学援助、休業協力金10万円を支給。

いちき串木野市では、10割増しの飲食店商品券を発行。

志布志市では、1割以上減収の事業者に15万円から65万円の給付。

南九州市では、宿泊業者に10万円、テイクアウト事業に4分の3助成。

始良市では、児童手当1万円上乘せ、2割から5割減収の事業者に10万円。

十島村では、民宿に20万円支給、世帯に1万円支給、2割増しの商品券の発
行。

湧水町では、高校1年までの子供1人に1万円。

大崎町では、全世帯へ500円のクーポン券を配布、高校生までの子供1人に2
万円、それから15%から50%減収の事業者に30万円。

姉妹町の錦江町では、5割増しの商品券の発行、デリバリーや買い物代行のタク
シー利用の補助、町出身の高校生に1万円、学生に3万円、4月28日以降に生ま
れた赤ちゃんに10万円支給、2割から5割減収の事業者に10万円。

南種子町では、5割増しの商品券の発行、それから減収の中小事業者に5万円か
ら30万円の支給。

また郡内を見ても、瀬戸内町では、3月、15%以上減った飲食店・観光
業者を対象に一律10万円支給。

喜界町では、建設業者が寄付した1000万円を65の店舗に一律15万円を配
付する事業にそれを充てています。

奄美市では、休業者の雇用一人1日2,500円助成、ひとり親家庭に5万円支
給、全市民に5,000円の商品券、観光業者へ独自支援として、住民が市内の宿
泊施設やガイドを利用した場合2万円を上限に最大8割を助成、水道の基本料金を
2カ月分免除、その他66%増しの商品券の発行。

龍郷町では、全町民に5,000円の商品券、ひとり親世帯に5万円、売り上げが減った法人に20万円、個人に10万円、来島自粛を求める中、観光・飲食・宿泊業者には、さらに10万円を上乗せ。

大和村では、観光・飲食業者に10万円支給。

徳之島町では、3,000円の特産品を島外の学生に送付。

伊仙町では、休業要請協力金を10万円上乗せ支給。

和泊町では、全世帯に5,000円の飲食券を配布。切り花の下落分の助成、町民の町内宿泊費7割を助成。

という具合に、県内あるいは郡内各市町村でもさまざまな支援策が講じられています。本町を含め8町村については、6月の定例会で提案される予定となっているようです。今回の一般会計補正予算で、先ほどの7630万円ほどの緊急経済対策事業費が計上されていますが、先ほど可決されましたので、一日でも早い迅速な対応が求められています。予算の早期執行への町長の決意をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。これまで各新聞やテレビ等マスコミを通して、いろいろなことが発表されるたびに、ああ、すごいな、与論にこれを持ってこれるのかな、どうなのかなといつもそういう気持ちでお聞きし、また見たりしておりましたが、改めて議員からそのように調べたものを発表されますと、なるほどいろいろなところでいろいろなことを考えてやっているな、対応しているなど考えるわけです。与論町としましては、できるだけ次につながるような、今後の事業が発展していくような、そういうふうな予算を組んでいければいいのかなというふうに思うことですが、何しろ自治体の規模がこういう規模ですので、なかなか思うようにできないところもございますが、先ほど皆様方に御提案申し上げまして、議決していただきましたので、その予算につきましては、早急に支援をしていって、できるだけ早くまた島の方々の活力を取り戻したいというふうに思っています。できるだけ早く頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） 新型コロナウイルス感染症が、今後どのように推移していくのかは誰にもわかりません。経済対策についても、今回の補正予算だけでは決して十分とは言えないと思います。身の丈に合った規模での対応しかできないのはもちろんのことですが、今回のコロナ対策は特別です。町としてもぎりぎりのところまで最大限の支援をする必要があると思いますが、今後の対応について町長の考え方をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に身の丈に合った支援しかできないというのは、本当にそのとおりです。気持ちとしてはできるだけたくさんの方々に、できるだけたくさんの方々の事業に支援していければいいなと思うわけですが、先ほどこからありましたように、国や県に対しても要望を続けながら支援してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 次に移りたいと思います。

30 年前に、ラジオ体操をしていてそれが中止に追い込まれていたというのを初めて知りました。そこで、現在はこども園の場合、お昼寝タイムというのは何時から何時までになっているのでしょうか。それは各園とも大体同じような時間帯でしょうか。

○議長（福地元一郎君） 富茶花こども園長。

○茶花こども園長（富 千加代君） お答えします。

各園とも大体 1 時ぐらいから 3 時ぐらいまでとなっています。ですが、0 歳、1 歳児に関しましては 1 2 時ぐらいからお昼寝に入ります。体が小さいものですから、どうしてもそれだけの睡眠時間が必要になります。年長児さんに関しましては、2 時半ぐらいから落ち始めます。やはり子供たちの成長によって睡眠時間も異なっています。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） ありがとうございます。1 時から、その前から 3 時頃までとなると、なかなか時間をとるのは厳しいですね。そういったことも勘案しながら、また何とかしてうまい具合に工夫をすれば導入できないか。それはもう皆さんでまた検討をしていただきたいと思います。できれば、またそういう形で健康増進につながるような、そういった取り組みもできればいいかなと思っていますが、ひとつまたよろしく願いをいたします。

それでは、選挙の投票率向上についてに移りたいと思います。投票率の低下の要因にはさまざまなことが考えられます。なぜ選挙に行かないのかというアンケートによりますと、投票所に行くのが面倒とか、選挙に関心がないとか、どの候補に投票すればいいかわからないとか、自分のような政治がわからない者は投票しないほうがよいとか、選挙では政治は変わらないとか、自分が投票したところで何も良くならない等の回答があったそうです。これだけではないかもしれませんが、大体総じてそういうことではないかと思います。このことは基本的に政治に対する無関心というのが根底にあるような気がいたします。そういう意味では、私たち選ばれる側にも責任の一端があるのではないかと思います。私たちも今後魅力ある議会と

か、魅力ある議員として投票率アップにも貢献できるようなそんな活動、取り組み、そういったのができれば、また投票していただけるアップにもつながるのではないかと思います。そういう気持ちで、またお互いみんなが頑張ってまいりたいと思います。そのことについて、委員長、何か感想ありますか。

○議長（福地元一郎君） 平田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（平田暢孝君） やはり政治に関心を持たせる、いかにして投票所に入ってもらうか、それが大事だと思うのです。模擬投票ということも中学生、高校生対象にありますが、今投票所に入れば投票自体は本当に簡単なのです。難しいことはありません。いかにしてその投票所の入り口に入れて投票をしてもらうということが一番大事だと思います。これは大変難しいのですが、先ほど議員からありましたように、いろいろな要素が絡み合っていると思います。そこで、政治も私が投票を入れたから、世の中がこう変わったというようなドラマチックな変化があったりすると、若者が投票所に行きたいという気になられると思うのですけれども、なかなか難しいのが現状です。こればかりは皆さん方と一緒に頑張って議員も政治に関心を持ってもらうことを、若者を含めて町民の皆さん方に啓発していくことが、一番大事ではないかというふうに感じます。それは私どもだけではなくて、皆さん方だけでなく両方あわせてそういう活動をやっていくことは、やはり大事ではないかというふうに考えます。

○議長（福地元一郎君） 7 番。

○7 番（大田英勝君） 次に移りたいと思います。投票所への移動支援ということですが、先ほどの答弁にもあったとおり、島根県の浜田市で容認されたのも、投票所の統廃合がきっかけとなって、それができたようです。そのときのスタイルというのは、ワゴン車に投票箱を積み、投票管理者が1人、職務代理者が1人、投票立会人が2人、事務従事者1人、この5人がワゴン車に乗って時刻を決めて何時から何時まではどこどこですよということで、あらかじめ決めておいて、そうやって回って行ってやったというスタイルです。その後ワゴン車の代わりに、バス等を使った投票所、投票車、そういったのも出ているようです。それから、答弁にもありましたが、移動の支援については人の移動を支援するタイプがあるようです。そういうタイプのスタイルとしては、路線バスの臨時の無料運行とか、公用車で職員が連絡があった場合送迎するとか、要望のあった有権者を自宅からタクシーで送迎し、そのタクシー代を負担するという方法のようです。そして1歩踏み込んで、投票入場券にタクシー利用券を添付して配布する、そういった自治体のケースもあるやに聞いています。こういった場合の対象者については、自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない、家族でも送ってもらえないとか、そういう条件があるようです。主

に高齢者や障がい者等を想定しているのですが、若年層だけがとかで足を骨折したとかで、そういったのもまたそのときは対象になることのようにです。その対象になるかどうかを判断する場合は、その申込みがあったときに選挙管理委員会が判断するケースと、中にはまた民生委員が、この人はこうこうだから対象者ですよというような決め方をしている自治体もあるそうです。

本町の場合に、もしこれを導入できる、導入するとしたら、先ほどの答弁にもあったとおり、いろいろな車で行くとなるといろいろなスタッフがいっぱいまた必要になってきますので、タクシー等でそういった方にタクシーを利用して出てきてくださいということで、そのタクシー代を支給する形のほうが一番ふさわしいんじゃないかと思います。そういった場合、対象者にも免許証の返納者とかも対象にすれば、また相乗効果で危ない運転手が免許証を返納するという効果も期待できるのではないかと思います。経費についても国政選挙ではほぼ満額国費で措置をされています。また地方選挙についても2分の1が特別交付税措置ということで、そんなにかかるものではないと思いますので、是非とも申し送りの中にできるだけ早期に導入していただきたいのを一筆入れて、申し送りをしていただければ大変ありがたいと思います。何か委員長のほうで。

○議長（福地元一郎君） 平田選挙管理委員長。

○選挙管理委員会委員長（平田暢孝君） 移動投票所は、ただ単なる人数5人あわせではなくて、かなり専門的なことでないと、選挙の場合はどうしても100%で確実にないと駄目なのですよね。間違えました、後で修正するだったら、これは全くその場で決定しないといけないものですから、相当な準備と指導、その選挙の仕方、もちろん受付をして渡して、そういうのを含めて相当な綿密な、人の性格にもよるでしょうけど、ある程度人もそういうふうに緻密にできる方をお願いしていかないと、移動の途中で間違っただけとなりますと、これはもうとんでもないことになりますので、もちろん財政的なことも勘案しながら、その指導体制、人員の把握、これはものすごく大変なことだと思います。

そしてもう一つ、公平・公正を保てるか。例えば、宇検村は全国でも一番投票率がいいところですね。ここは昔から行政サイドではなくてその集落がいっぱいあります。集落の区長が車で派閥の誰これは別にして、一緒に投票所まで案内するような昔からのいい習慣と言いますか、それがあって、そのおかげで投票率も上がっているようですが、そういう面ではそこら辺の、先ほど民生委員とか人を選ぶときの話がありましたが、その辺の公平さ、公正さはものすごく慎重にしないと、そこが崩れると選挙自体がもう完全に駄目になりますので、その辺は慎重に対応していくべきではないかなというふうに考えます。もちろん申し送りはします。あと財政

面については、書記長のほうで。

○議長（福地元一郎君） 沖島選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（沖島範幸君） 移動投票所につきましては、今、委員長が述べられたようなところで、投票管理者、立会人、それから選挙に係るいろいろな公職選挙法とかその辺も少しはわからないといけないという点がありまして、そういった内容を今おっしゃったのですが、それよりは本町としてできると考えると、この移動支援につきましては、島根県とかそこはかなり40キロメートルとかかなり距離のあるところなわけですが、与論町内で例えば一番遠いところで4、5キロメートルというところなのですが、そういった中でタクシーを使うなりバスを使うなり、そういった料金の問題も発生するわけですが、それはまた検討できると思います。今のデイサービスとかが福祉センターとかでされていると思いますので、そういった例えば期日前投票所に経由していくとか、そういったことはすぐにでもできるのではないかなと思いますけど、そういったことでいろいろ検討してまいりたいと思います。

あと、投票所につきましては、医療機関とかでも3カ所、そういった方々については、指定されたところでまたできるようになっています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。私もその投票所の移動よりは人の移動ということで、タクシーとかを使ったほうが一番手取り早いし、それが与論には向いていると思います。ひとつまたその辺を十二分に検討していただきたいと思います。デイサービスとかで社会福祉協議会等で運んでいただいた場合は、そこにまた500円ぐらい自治体から支払いをしているケースもあるそうです。ですから、いい形で実現ができますように、手取り早いのはもうタクシーだと思います。よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 6番、質問をさせていただきます。

1 観光スポットの整備について

- (1) ビドウ遊歩道周辺に自生する蘇鉄に寄生する害蝶の駆除対策を、町長は、どのように考えているか。
- (2) 皆田海岸の山口誓子の句碑周辺を撮影スポットとして整備することを、町長は、どのように考えているか。

(3) 与論十景を選定し、撮影スポットを整備して、旅行者に写真撮影の場として推奨する考えはないか。

(4) 寺崎海岸入口の公衆トイレ脇から宇勝方面へ、農道又はサイクリングロードを整備し、周遊道路を継続させる要望があるが、町長は、どのように考えているか。

2 海藻類やカニ、エビ、貝類等の再生について

(1) 大金久、船倉地区の藻場再生のための対策を、町長は、どのように考えているか。

(2) 少量多品種の海藻類やカニ、エビ、貝類等の陸上養殖の是非について、町長は、鹿児島大学水産学部等に研究を依頼する考えはないか。

3 防波堤擁壁へのレリーフ作成について

(1) コースタルリゾート内ヨットハーバー横の防波堤擁壁に、縦90センチ×横504センチの額縁状の枠が5カ所あるが、県の承諾を得て、これに画題を与え、小・中・高生の代表グループにレリーフを作成させ、美術環境思想の高揚を図る考えはないか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えを申し上げます。

まず最初に、ビドウ遊歩道周辺の蘇鉄に寄生する害蝶の駆除対策をどうするかということです。

御質問の蘇鉄に寄生する害蝶は、蘇鉄の若葉を餌とするクロマダラソテツシジミであると考えられます。この蝶は、蘇鉄の柔らかい葉に産卵し、孵化した幼虫が柔らかな葉を食し新芽を食べつくすこともあると言われています。

ビドウ遊歩道は、県の魅力ある観光地づくり事業において整備を行う予定もあり、観光客や町民の皆様など多くの利用者が見込まれますので、駆除の箇所や方法を検討し観光スポットとしての価値を高めてまいります。

次に、皆田海岸の山口誓子の句碑周辺の整備についてです。

山口誓子の句碑は、皆田海岸防波堤の南側奥に位置し、周辺には自生したアダンなどがあります。現在の位置で撮影スポットとして整備するには、植物の大規模な伐採が必要になりますので、自然保護や景観に配慮し、句碑の補修・移動などを含め地元の方々と調整し検討してまいります。

次、与論十景の選定についてです。

御質問の与論十景の選定については、大変有効な御提案であると考えます。島内には隠れた絶景ポイントも数多くあると思われ、これらが旅行者のSNSで発信されることは、大きな宣伝効果を生むと考えますので、有識者・観光関係者・町民の

皆様の御意見を取り入れながら検討してまいります。

次に、寺崎海岸入口から宇勝方面への農道又はサイクリングロードの整備についてです。

本農道は、賀義野地区の区画整理事業の際、集落から要望がなかったことから未整備となっています。

サイクリングロードの整備についても、自然公園法や農地法等の各種法令の許可条件をクリアできるか調査・検討し、地権者等の意向も踏まえながら検討してまいります。

次に、大金久、船倉地区の藻場再生のための取り組みです。

現在、漁協において行っている離島漁業再生支援事業の中の藻場造成事業において、ホンダワラの母藻の移植や生育状況の調査・研究の取り組みを行っていますが、藻場再生には至っておりません。かつては、藻食性海産物のシラヒゲウニが豊富に水揚げされていましたが、藻場の消失とともに生息自体が危ぶまれる状況にあるため、シラヒゲウニの放流も定期的に行っています。

大金久、船倉地区のみならず、島内各所にて今後も藻場再生への取り組みを継続して行ってまいります。

次に、少量多品種の海藻類やカニ、エビ、貝類等の陸上養殖の是非について、鹿児島大学水産学部等に研究を依頼する考えはないかということです。

昨年度は、漁協において環境に左右されにくい陸上イケスを活用したスーナの試験養殖を行いましたと思うような成果が得られませんでした。

このほかに新規の取り組みとしては、鹿児島大学との共同研究・協力を受けている事業で、漁港湾内のイケスにおけるカキの試験養殖や、二枚貝の一種で貝殻が黄色、紫、オレンジ色と多彩で贈答用やその色彩から食用の貝柱だけではなく、観光資源としての期待もできるヒオウギガイの試験養殖に取り組んでいます。今後も試験養殖を継続し出荷を見据えた量産が可能か経過観察を行ってまいります。

これまでも鹿児島大学とは連携した取り組みを行っていますので、引き続き水産業の発展、漁家経営の安定及び本町の水産業が抱える課題解決につながる先進的な研究を依頼してまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、防波堤擁壁へのレリーフ作成についてお答えいたします。

防波堤擁壁や海岸、港、道路のコンクリート面等の壁面の絵画やレリーフ作成については、美術や創作等に関する発表の場として、あるいは地域の美術・創作活動の意欲醸成のためにも、また、人に感動を与えるよい作品が描かれれば、地域の文

化・観光の面でも有効であると期待できます。

また、一方では、そのための地道な活動計画、団体やグループの育成、広報活動、必要な活動資金の援助等課題への対応も必要になると予想しています。設置した後のメンテナンス、不評な作品や剥がれ出した作品の住民等からの撤去要請への対応や再作成等への持続的な計画も必要となることから、県との連携、学校への啓発、学校や団体・グループとの意見交換等も含めて、今後検討してみたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 6 番。

○6 番（町 俊策君） それでは、質問事項の順番においてさらに質問を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、ビドウ遊歩道周辺に自生する蘇鉄に寄生する害蝶の駆除の件ですが、これはもう何年前にも質問して、それでいろいろ検討するということでありましたが、その後もやはり毎年今の時期になりますと、新芽がやられてしなっているということで、ややもするとこれは放っておくと、もう蘇鉄の群生林はあそこだけになっていますが、貴重な自然が損なわれるのではないかなという心配をしています。是非、駆除する方法を考えていただいて残してもらいたいと思いますし、それから今つくっている遊歩道の価値も、これはないとあるとではえらく違ってまいります。是非大切にしていきたいと思います。何年か経っています、是非実行をお願いしたいと思います。そしてまたこの蝶ですが、これはあそこだけの問題じゃないのです。一番最初は立長方面から出てきたと記憶していますが、もう全島的に蔓延しています。是非そのことも踏まえて、あの辺一帯だけということでは、おそらく繰り返し繰り返し害ははびこるものと思います。是非蘇鉄を大切にしていきたいなということです。と同時に、最近これまた質問の中にはありませんけれど、ヤスデが那間地区の方面でいっぱい出てきてるらしいのです。そういったことも何らかの要因があると思われますので、これもあわせて駆除対象として質問上にありませんが、急きょそういう住民からの申出がありましたので、対応をお願いしたいと思います。

それから、次の皆田海岸の山口誓子の句碑周辺は、同僚の議員からも先ほど質問がありましたが、私は直に山口誓子さんと会って、一緒に回っていた関係で特に大切に思っているのですが、山口誓子先生はいわゆる「柿食えば鐘が鳴るなり法隆寺」で皆さん御存じの正岡子規の高弟なのです。その系統を継ぐ詩人なのです。俳人なのです。だから非常にその道では有名な先生でもあります。大切にしなければいけない先生です。昭和53年に与論島にお見えになっていますから、その時も御夫婦でいらっしゃいましたけど、お年を召されていたので、まだ御存命かど

うかはわかりません。

四国の松山市では、四国で俳句甲子園というのをやって全国の高校生が俳句の討論をやっています。毎年やっているのですが、1チーム5、6人、男女あわせてですね、それに監督の先生が1人だったと思います。全国大会が行われているのです。俳句甲子園というネーミングだったと思いますが、これらも捉えてみますと、全く無関係じゃないわけで与論島の場合は。それで、ここにわたしは改めて、その優勝したチームの招待を航空会社、那覇と松山間で航空路線があるわけで、ここと提携して同じ航空会社の航空便は与論にもあるわけですから、提携する宿泊をヨロン島観光協会等でみるとか、そういった形の中で優勝者を招待するという商品を出すというのはどうかと。そのことによって、その大会が全国放送されるのですが、さらにまた与論島と高校生との関係が結ばれていくんではないかなという気がします。そういったことへ今の句碑を大切にしながらも、今皆田のところで非常にやっていただいて、非常に私としてはありがたいなという思いでいっぱいなのですが、ただ、もう一つ琴平境内に句碑がありまして、これなども場所が非常に不適切です。神社の裏のほうに隠れておりまして、人の目にも触れないところに建てられています。物自体は大変立派ですが、これは「原始より碧海冬も色変へず」という句なのですが、これは53年の11月に建立されていて、山口先生がお見えになったのは3月ですから、すぐ後につくられています。それから今の皆田のほうは、その2年後につくられています。予算の関係だと思うのですが。そういう具合にできておりまして、これが意味するものは、単なる有名な俳人がつくられたということだけではなくて、非常に観光史としてのレベルの位置付けにもなるんじゃないかと思います。ついでに皆田のほうは、「冬も青離は神饌(ミケ)の棚なるよ」と、神饌(ミケ)というのは、神様に供えるお供え物のことですが、この皆田離れをそういうお供え物をする台に例えて、詠んでいるのですが、今そこをきれいに整地してもらっていますし、また地元の方々がその場所を非常に大切にされていて、一緒になってやっている状況がありますので、非常にいい環境が設定されていくと思います。

それともう少し奥のほうに入りますと、副町長の土地があそこにあるのですが、その土地はオオゴマダラの自生地というか、オオゴマダラが越冬するところなのです、昔から。そこでその季節になるとあの辺一带オオゴマダラが乱舞するのですが、そういったのも含めてあわせてそこも大切にすると、ある種ロマンに満ちた地区になるんじゃないかなと。その向こうのほうは立派な海水浴場があるのですが、そこはまた危険がつきものなので、宣伝していいかどうか私にはわかりませんが、そういうところで関連したものができるといことで、あの辺一带を是非大切にしたいと思っています。

それから、与論十景のことですけど、昔も1回この提案をしたことがあるのですが、なかなかそういったのが取り上げられていただけないものですからあれなのですが、せっかく与論に来て何をされるか、海に潜るだけのことでなくて、最近では高齢者の方々もいっぱいお見えになります。それから修学旅行生も、自転車で駆けずり回っています。こういった人たちに与論のいいところを、あるいは歴史的なものも含めて、それを是非見ていただく、巡ってもらうことで、より与論を親しく感じてくれるでしょうし、また教育のためにも非常に役立つことではないだろうかなという気がいたします。また、そういった十景の周辺には、俳句投入ポストを設置してもらうとか、また与論十景についての写真コンテストを行うとか、そういった方面の活動も期待できるのではないかなという気がいたしますので、もう1回検討をしていただきたいと思います。やっていただくということになっていますので、期待をいたしています。写真につきましては、与論に専門家がいらっしゃいますから、その専門家の支援をすとか、それなりの価値を高める方法はできていると思います。

それから、サイクリングロードを整備してほしいと、宇勝方面の農道なのですが、あの土地は新しくつくった公衆便所がありますが、あれから南のほうの土地、坪数にして3,000坪か4,000坪あると思うのですが、あれは私が管理しています。持ち主は銀座松屋デパートの関係者のゆかりの人なのですが、あそこは昔埋め込みにしてそのまま私が管理しているわけです。もしあそこに道路を通すということであれば、非常にその土地の価値も上がりますし、みんなにいいことではないかなと思いますので、是非積極的に計画を進めてみていただければと思います。もちろん自然公園法の問題とかいろいろありますが、それらのことまで含めて検討していただければ、より価値が上がるのではないかなという気がいたします。

それから、船倉地区の藻場再生のための対策ということを申し上げているのです。今あの辺一帯は、非常に砂浜が厚くなって、深くなっていて、島もいつの間にかくっついていくわけですけど、あそこは昔はモズクとかいろいろな藻場があって、貝も捕れました。それから夜はエビ類もいたのですが、それが埋まっています。というのは、農業という本がありますよね、あの本の中に海を耕す（カイコウ）ということが必要だということが書かれていました。1回あそこは何らかの方法であさる必要があるのではないかと、耕す必要があるのではないかと思います。そういったことも是非研究の課題の1つに入れていただいて、あれだけあった海藻類の種類、それからウニ、スーナなどもいっぱいあったところですし、ちょうど私、島に帰ってきて55年になりますが、来た頃はそういったことでその当時はすごいものでした。何も持たずにみんな海へ行って、食べられたものですけど、そういっ

た55年の間で大変寂しい思いがいたします。今のうちに何とかできないものだろうかと思いますし、そういったことのためには、現場で作業をしてくれる先達の先輩の皆さんからいろいろな話を聞き出して、そしてそれを記録に留める必要もあると思います。昔はこうだったよということを聞き逃しにしないで、この際ですから、今私より少し先輩の人も大分少なくなりましたが、その方々でしたら十分記憶をお持ちですし、そういういろいろな海藻があったよ、こういう貝があったよ、カニがあったよと、それをみんな覚えていらっしゃると思いますので、是非今のうちに記録に残しておいて、それを参考にして開発をしていってもらいたいという気がいたします。

それからスーナの件ですが、スーナは東南アジアのほうの海洋民族、海を渡って生活した民族がいるのですが、その人たちが養殖をして定着をしているのです、スーナで。スーナの原料は何になるかという、マカロニの原料になるんだそうです。それをイタリアあたりに輸出して、今はもう海に浮いて生活していた人たちが、もう陸に定着して子供たちを陸の学校に通わせてという具合になっているのですが、その方法というのは、荒縄にひよろひよろと2、3本、何センチかおきにずっと付けておいて、それをただ沖に砂の上に流すだけです。あの方法が一番合っているのではないかと思います。その何か月後にはその2、3本あったスーナが何十本とひとかたまりになって、いっぱいそれにつながるわけですけど、そういう養殖の方法もやはりいろいろと検討してみる必要があるのではないかなという気がします。

それから陸上における少量多品種の問題ですけど、これに賛同してそういう夢を持っていた青年がいたわけですけど、残念ながら亡くなりましたが。その考え方ではあったわけです。本当にこれをもう1回伝えておきたいなと思って、前回は質問しましたが、今回また改めて質問をさせていただきたいと思います。是非これは検討していただきたいと思います。それで、陸上イケスを活用したスーナの試験、養殖が思うようになぜかできなかったということなのですが、あれじゃ駄目だと思います。やはり陸上においてでも、箱に入れたにしてもやはり自然と同じような状況、環境をつくっていくような考え方を持たないと、海藻を入れて子供がやるようなあんな養殖の方法では、それでは生き物ですから簡単にはいかないと思いますし、もう少し考え方を改めた方法で、特に大学の方々に教えをいただきながらやっていけば、海が近くても陸上で養殖できるのではないかと思います。こういう小さい島で、しかも観光客を相手にするということになれば、やはり多品種ないと影響しにくいわけで、名物にはなりません。是非これは成功をさせていただきたいなと思います。

それから、今の防波堤擁壁については、しょっちゅうあそこに、週に2、3回は行ったり来たりしているものですから、思いつきでそういったわけですけど、子供たちの美術意識というものをいろいろな面で引き出せばいいなという思いで提案しましたが、非常に荷が重たいと思います。あそこの大きさでは。でも何かそれやってもいい感じの防波堤のつくりのようなんです、遊歩道もできています。あの場所から見た与論の街、茶花の街というのもすごくすばらしいと思いますし、子供たちの心に残る風景ではないかなと思います。もう1回検討していただければありがたいと思います。

以上、たくさんの質問をしましたが、これは何回も繰り返した質問の中に入っています。こうやってまたその質問に対して丁寧にお答えいただきましたし、いつかはやってもらえるだろうなということで期待をしています。

今日が、私の議員生活における最終日ですので、言わせていただきましたが、どうか遺言だと思ってよろしく願いいたします。しないと化けて出ますよ。ありがとうございました。

以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月16日本会議（議案審議）です。

午前9時まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

—————○—————

散会 午後6時04分

令和 2 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 6 月 1 6 日

令和 2 年第 2 回与論町議会定例会会議録
令和 2 年 6 月 1 6 日（火曜日）午前 9 時 0 1 分開議

1 議事日程（第 2 号）

- | | | |
|-----|-----------|---|
| 第 1 | 議案第 2 2 号 | 与論町税条例等の一部を改正する条例 |
| 第 2 | 議案第 2 3 号 | 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第 2 4 号 | 与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 2 5 号 | 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第 2 6 号 | 与論町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 2 7 号 | 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第 2 8 号 | 与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 | 議案第 2 9 号 | ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 | 議案第 3 1 号 | 令和 2 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 第10 | 議案第 3 2 号 | 和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて |
| 第11 | 議案第 3 3 号 | 知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて |
| 第12 | 議案第 3 4 号 | 与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について |
| 第13 | 議案第 3 5 号 | 与論町茶花生活館の指定管理者の指定について |
| 第14 | 議案第 3 6 号 | 与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について |
| 第15 | 議案第 3 7 号 | 与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について |
| 第16 | 議案第 3 8 号 | 与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について |
| 第17 | 議案第 3 9 号 | 与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について |
| 第18 | 議案第 4 0 号 | 与論町叶生活館の指定管理者の指定について |
| 第19 | 議案第 4 1 号 | 与論町城青少年センターの指定管理者の指定について |
| 第20 | 議案第 4 2 号 | 与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について |
| 第21 | 議案第 4 3 号 | 与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について |
| 第22 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度与論町一般会計補正予算（第 4 号）） |
| 第23 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）） |
| 第24 | 同意第 1 号 | 与論町農業委員会委員の任命の同意について（内野豊信） |
| 第25 | 同意第 2 号 | 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山本池富） |

- 第26 同意第 3 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（原田新一郎）
 第27 同意第 4 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（遠山和歌子）
 第28 同意第 5 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（保喜久男）
 第29 同意第 6 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（長尾さとみ）
 第30 同意第 7 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（白石茂一）
 第31 同意第 8 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（白尾憲雄）
 第32 同意第 9 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山下みどり）
 第33 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（喜村雅子）
 第34 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

2 出席議員（10人）

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 番 遠 山 勝 也 君 | 2 番 沖 野 一 雄 君 |
| 3 番 川 村 武 俊 君 | 4 番 林 敏 治 君 |
| 5 番 高 田 豊 繁 君 | 6 番 町 俊 策 君 |
| 7 番 大 田 英 勝 君 | 8 番 野 口 靖 夫 君 |
| 9 番 林 隆 壽 君 | 10 番 福 地 元一郎 君 |

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 町 長 山 元 宗 君 | 副 町 長 久 留 満 博 君 |
| 教 育 長 町 岡 光 弘 君 | 総務企画課長 沖 島 範 幸 君 |
| 会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君 | 税 務 課 長 武 東 真奈美 君 |
| 町民福祉課長 田 畑 文 成 君 | 環 境 課 長 白 尾 与志一 君 |
| 農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君 | 産業振興課長 山 下 哲 博 君 |
| 商工観光課長 松 村 靖 志 君 | 建 設 課 長 町 本 和 義 君 |
| 教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君 | 教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君 |
| 水 道 課 長 仁 和 男 君 | 与論こども園長 富士川 智恵美 君 |
| 茶花こども園長 富 千加代 君 | 那間こども園長 龍 野 勝 志 君 |

5 議会事務局職員出席者（2人）

- 事 務 局 長 川 上 嘉 久 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時01分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第22号 与論町税条例等の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第22号「与論町税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第22号、与論町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第161号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第49号）は同年4月30日公布原則同日）から施行されることになりました。

これに伴い、所要の改正、規定の整備等を行うため、与論町税条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、与論町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、与論町税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第2 議案第23号 与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第2、議案第23号「与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第23号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

与論町国民健康保険税につきましては、所要の改正を行うため、与論町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、地方税法の一部を改正する法律（令和2年3月31日公布 令和2年4月1日施行）に伴う、国民健康保険税賦課限度額の引き上げ及び国民健康保険税の軽減措置について5割・2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げ、並びに国民健康保険税課税額について県から示される標準保険料率に沿った引き上げの改正となります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） いつもトップバッターで質問したいと思います。

ちょっと勉強不足でわからないところもありますので、説明を求めたいと思いますが、国保につきましては、かつて与論町が保険者だったのですが、鹿児島県全体でそれをやっていこうと、もともと赤字運営でずっと厳しい状況でしたので。そういうふうになってきたのですが、これからの保険税、私も納めているわけです。

が、非常に高いなという印象があって、国民健康保険税の仕組み、保険税というのは本当に大変だなという印象があるわけですね。そういう中で、保険税がこうやって限度額が引き上げられたり、いろいろなそれぞれ例えば介護のほうとかどんどん引き上げられていくようなことを鑑みると非常に不安感が増すわけですね。今後の鹿児島県がリードしてやっていくわけですが、今後の見通しというか、保険税というのはどんどん上がっていく一方なのかなと、経済に連動して少しずつ上がっていくのだったらまだわかるんですが、結構な金額なんですね。上がっていくこれからの見通し、国民健康保険全体の運営の見通しも含めて、税がどんどん上がっていく見通しについてちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 国民健康保険については、平成30年度から県が運営主体となっておりますが、これは県全体の分の給付費とかを県全体でみていくものなので、与論町で給付費がそんなにかからなくなっても、県全体で給付費がかかるようでしたら、それは県全体でみていかないといけないので保険税率が今後も今の見通し、来年度、再来年度も上がると予測されております。

与論町の保険税率を決める場合は、県のほうが各市町村ごとに標準税率というのを示されまして、与論町はその示されたその標準税率で、いろいろ自分たちもそれに近い数字を一生懸命検討いたしまして、こういう数字を出しています。今回、高くなっておりますが、ほかの奄美群内の市町村と比べますと率は低いほうです。急に上げますとやはり支障と言いますか、皆さんコロナの関係で苦しんでいますし、その税率をそれほど一気に上げずに少し高めに上げております。これは、来年度も多分上がる見込みだと思います。今回は、保険税は上がっておりますけれども、所得の低い人たちも拾い上げるという形で2割、5割軽減の方の範囲が広く拾い上げられるような税率となっております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 毎年上がっていく見込みですよという説明でした。

ちょっと参考のためにまたお伺いしたいんですが、その税の算定の考え方というのは、この表にありますように所得割と均等割、平等割、何と言うんですかね3部構成でなっているわけですが、資産割というのが与論の場合はないというふうに聞いているわけですが、県内のほかの市町村で資産割をかけているところもあると思うのですが、そういったところとのバランスの考え方、資産割があったほうがいいのか、ないほうがいいのか。あるいは資産割というのが新たに加わってくると、税務課の皆さんの仕事とかまた増えてくると思うのですが、そのあたり事務的なこ

ともあるのでしょうか、資産割の考え方についてなぜ与論は採用されていないのか。またほかの市町村は資産割というのをやっているところもあるかと思うのですが、そこの違いというか、保険料との全体のバランスというかそういった考え方はどういうふうな解釈をされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 武東税務課長。

○税務課長（武東真奈美君） 資産割をしている市町村と県内の与論みたいに資産割をいれない市町村で、割合が資産割を入れない市長村のほうが多くて、今後は県といったしましては資産割を入れない方式にいく予定であります。資産割がありましてもその計算は、その資産割のある市長村ごと、資産割のない市長村ごとで税率を出させておりますので、不平等にならないようにしています。

以上です。

○2番（沖野一雄君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、与論町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

————○————

日程第3 議案第24号 与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第３、議案第２４号「与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２４号、与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続法等における情報通信技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２４号、与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２４号、与論町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４ 議案第２５号 与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第４、議案第２５号「与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２５号、令和２年度与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について、所要の改正を行うため、与論町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者が、事業所から給与の支払いを受けることができなくなった場合に、一定期間に限り傷病手当金を支給することができるようにするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２５号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２５号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２５号、与論町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、

原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第26号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第26号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第26号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、令和2年4月1日より消費税率の引き上げの満年度化による低所得者の保険料軽減強化の完全実施に伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 確認をさせてください。この介護保険料の中でいただいた資料を見ますと、保険料というのは基準額の段階があって、第5段階は基準額で、第1段階から9段階まであるのですが、今回の改正は第1段階から第3段階、一番所得の低い皆さんを軽減する形でしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今おっしゃったとおりでございまして、第5段階の基準が月額6,800円となっておりますが、それが保険料率1%ですが、それが第1段階から第3段階におきましては、0.3、0.5、0.7ということで6,800円かけるの0.3、0.5、0.7ということで月額を出して年額を出すことになっておりまして、その第1段階から3段階分の保険料軽減強化の完全実施ということになります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 先ほどの町長の説明の中で、消費税が10%に上がったということで、低所得者により負担が大きいため低所得者だけ見直しをして、保険料を下げるという考え方は一応理解はできますが、そもそも消費税というのは間接税ですよね、直接税じゃなくて、間接税で、全国民に等しく物を買ったりした場合に、それに係るような仕組みになっているわけですが、全国民に等しく係るような間接税

の影響を受けた料金改定であるのであれば、全段階等しくというか、それは等しくというのはなかなか難しい言葉ですが、全段階の全国民、全被保険者に対して改正の見直しをするべきだというふうに考えるんですが、それは国が決めることなのでしょうが、そのあたりの考え方、低所得者だけに見直しをして下げるというのは少し理解もしにくいように思うのですが、そのあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 確かに、できれば全国民に対しての軽減的なものがあって然るべきではないかと考えるのですが、国のほうの考え方としては、やはり低所得者を厚くみているということで法律改正されているものですから、一応それで、国の基準に従っているところです。

○2番（沖野一雄君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第27号 与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第27号「与論町後期高齢者医療に関する条

例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２７号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当支給に関する条例の改正を鹿児島県後期高齢者医療広域連合が行ったことに伴い、市長村で申請書の受付ができるよう条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２７号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号、与論町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第７ 議案第２８号 与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第28号「与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第28号、与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、介護保険法第115条の46第2項の規定に基づき、地域包括支援センターの位置を変更するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 小さなことだと思うのですが、この包括支援センターは役場の新庁舎完成とともに当然設置条例の設置場所のところの改正が予測されていたと思うのですが、包括支援センターだけじゃなくてほかにも役場の新設開設とともに、もしかすると、まだ設置条例、公の施設とか一切合財全部含めて設置条例を改正すべきものがまだ残っているのではないかとこのところが想定されるわけですが、ほかにあるのかどうか。

要するに、できれば本当は役場移転した1月1日前後には設置条例を出すべきだったと思うのですが、遅れた理由をあえて聞くまでもないのですが、この条例の議案提出が遅れた理由と、ほかにもあるのかどうか。そのあたりの説明、あわせて総務企画課長にお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 遅れた理由については、私のほうでは答弁ができませんので、ほかの件なのですが、ほかの件については役場が移転して当然役場は変わっているわけですが、移転に伴って変わるというのは、そうですね再度ちょっと調査をしたいと思います。すみません、以上です。

○2番（沖野一雄君） 町民福祉課長から遅れた理由をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 大変申し訳ございません。これはまさにそのとおりでございまして、移転した時点で改正すべきところだったと思います。その点、ちょっとこちらの落ち度だったと思っています。

○2番（沖野一雄君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２８号、与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号、与論町地域包括支援センター設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第８ 議案第２９号 ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第８、議案第２９号「ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第２９号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この改正は、ヨロン特産品支援センターの活用促進のために、加工室と加工機器類の使用料の見直し及び新規導入を予定している機材の使用料制定を行うもので、あわせて円滑な施設運営と特産品開発の推進を図るものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今同時に二人手を挙げたわけですが、特産品の開発というのはやはり我が与論町にとっては非常に重要な、古くて新しいテーマというか、これからもその重要性はますます増すと思われるわけですが、そういった意味で質問してみたいと思いますが、特産品の料金を改定するということで、安くするところもあればアップするところも、備品もあるということで、相当慎重な検討をされた結果だと思うのですが、料金はいろいろな状況を考えて決めているかと思うのですが、それが単に維持経費とか、備品関係のメンテとか考えて料金を単純にアップしたところもあるかもしれませんが、基本的に特産品支援センターの活用の仕方について、これからどのように活用して特産品を、良いものを出していこうと考えていらっしゃるのか。見通し、これからの考え方、そういうところをトータル的な俯瞰的なものの考え方というのを、ちょっと説明いただきたいと思いますが。課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

まず、料金の見直しにつきましては、いろいろ運営委員会のほうでどのような形にしたほうがいいのかということで、いろいろ見直しをしました。その中で料金を上げたものではなくて、若干利用料を100円あたり、150円あたり減額をしています。加工室につきましては、そのような形で改定をいたしましたが、研修室につきましては、先ほども沖野議員から特産品の必要性も出てくるということで、運営委員会の中ではこれまでの特産品については、各個人事業者で行われたのが主です。

しかしながら、特産品づくりにはなかなか利益が安定しない、上がらない、製品はできたが、原料の継続的調達が難しいとか、パッケージはどうしたらいいのか、販路はどうすればいいのか、いろいろと壁にぶつかって一人で悩んでいることが非常に大きいような現状にあります。そういう中で断念せざるを得ないなど後継者が育たない状況です。今年度、奄振事業によって与論特産品開発促進事業、パイロット事業というのを実施いたしまして、与論の特産品案を応募してみませんかということで、今町民のほうから応募を行っているところです。

また、加工品販路拡大支援事業補助金交付要綱を定めまして本町において農林水産物などの地域資源を活用した加工品の消費拡大を推進するためにお土産品、新たに開発される商品、伝統食、食材などの販路拡大に係る取り組みを、これから300万円あたりの奄振事業の予算を活用していろいろ研究してみたいというふうに

思っています。そういう中で、加工室を御利用いただいて、その中でいろいろと検討し、また支援すべき財源があるのであればまた支援していきたい。そういう窓口担当者もまたきちんと決めて、一人一人というか事業者事業者をみんなでバックアップをしながら商品化に向けて検討していけないかということで今構想を練っているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 今の説明の大体 3 分の 2 ぐらいは運営に関するお話でしたが、ちょっと期待するところは、要は行政が、それは民間任せで特産品が次々開発されて、おっしゃるように新しい後継者だったり、次々新しい商品が生み出されるのであれば問題はないのですが、そこまで民間の技術とか考え方ノウハウがあまりしつかりしていないということで、与論特産品は何でしょうかといったときに、ぱっと即答できるような 2 つも 3 つも 4 つもあがるような情勢ではないわけですね。

ですから、私が考えることはやはり行政がリードというか、先導というかそういったのが必要だと思うのですよ。具体的に申し上げれば、例えば本土で有名なそれはネットで検索してもいいし、どこかルートを通じて専門的な特産品開発をする技術的なこととか。与論のいろいろな資源がありますよね。例えば野菜であったらいつもつくると誰でもつくれて、腐るほどできるドゥックイとか、ああいったものはつくりやすいからもう山ほどできるわけですよいっぱい。そういったものの加工食品とか、あるいはほかにもいっぱいあるかと思う。果物で言えば昔グアバですね、バンジロウ。そういったものもありますし、いろいろなものがあるんですよ。そういったものを使って独自のユニークな商品価値のあるそういった特産品ができないかということ、昔からずっと言われているわけですが、なかなかそれが生まれてこないというか、試行錯誤がずっと続いているわけですが、そこをしっかりと専門家のプロというか、そういう専門職、あるいはアイデアに富んだそういう人を行政が招へいして民間に下ろしていく、そういった方法もとるべきところをとっていかないとなかなか定着しないと思うんですよ。せっかく特産品支援センターができていますので、そこはしっかりソフト面でもっとこう充実というか、模索というか、そういったトライアルが欲しいなというのが私の期待なのですが、産業振興課長もう一度、ちょっとあえて町長にも例えば具体的に提案したりしながら、いい人を招へいしてそれが与論の民間にしっかりと経済効果に結び付くような、そういうことを頑張っていただきたいのですが、どうでしょうかね。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） はい、お答えいたします。

確かに、今沖野議員がおっしゃるとおりだと私も確信をしています。いろいろな形で支援を受けたいわけですが、特に鹿児島県の大隅加工センターとかそれから産業技術センター、そういう方々にもお願いをし、その事業者の必要な技術者とか、そういうのも必要であればまたこちらのほうで講師を呼んで、支援をしていくような形もとっていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） ぜひ頑張ってくださいと思います。私からは以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） 私は、加工機器類の使用料についてお伺いします。まず、この使用料が1回きりという金額から、例えば1時間になんて変わって使用量も高くなっているわけですが、その理由ですね。1回きりからなぜ1時間に改正したのか。

そして、またゼリーシーラーというのがあるのですが、まさか魚のシイラではないかと思っていますが、この機器の説明ですね。それから、その特産品支援センターというのは、将来その保健所の許可をとって、そこでそのあらゆる方々が島外、あるいは町内でもいいのですが、特産品を出せないのかどうか。そこらあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ここで、使用料の改定の中で増額したのはございません。加工室の当初300円が200円、それから30分までというのが、150円から100円。それから、超過1時間当たりが500円だったのが300円。という形に変えてございます。冷凍冷蔵庫の1回100円というのは、やはり1回というのは保存する冷蔵庫に出したり入れたりするのは使い勝手が非常に悪いということで1日当たり100円ということに改定をいたしました。あと、ゼリーシーラーというのは袋に入れて、その開口部を閉めるというような機械です。そして、将来保健所の申請をとって、そこで営業できるかということではなくて、まずこれは希望される、そこを使いたい方々がまずは研究をしてもらって、これが製品に出せる出せないを自分たちで勉強していただいて、それをもとに事業所を開設したいというときに各々の事業者が保健所の申請をして、あとは自分の事業所において製造販売するという形をとっていきたいと思っています。

特産品支援センターで町で保健所へ申請をして運用するということになると、食品衛生法とか病気があったりとか、いろいろと発生した場合に町自体の営業停止とかそういうのも誰が責任を持つかという非常に大きな問題もあります。ですから、製造して販売するにあたっては、個々の事業者が保健所に申請をして営業というか販売許可を取るような形は今までもそうですけど、これからはそれはそのまま

やっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） それはわかっておりますが、将来、例えば民間委託をして、そこに任せるような考え方も必要ではないかと思って質問しているところです。とにかく、今使用されている方は4、5名しかいないと聞いているのですが、なかなかその特産品がつかれない、製造できない。またいろいろな特産品グループの方々といろいろな会合をなさっておりますが、これからどういう特産品をつくる予定であるかお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） はい、お答えいたします。

特産品加工支援センターにつきましては、年々稼働率がよくなりまして、今39件、78名の方がいろいろと乾燥機をお使いになって、バジル、ヨモギ、チョウメイソウそれからクワ、サシ、パパイヤ、ダイコン、トウガラシ、モリンガとかいろいろな加工を頑張っていっております。特産品支援センターを民間委託するというのは、まだ運営委員会の中でもちょっと決められていないので私単独で民間委託するかどうかについてはお答えできません。

しかしながら、民間委託というよりは、いろいろな方々がそこで特産品支援センターを利活用していただいて、研鑽していただいて将来的には各個人か団体、企業で事業をおこすような形にとればいいのかとは思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 4 番。

○4 番（林 敏治君） ぜひ検討されて、特産品をいろいろな種類があると思いますので、ひとつ努力されてください。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 昨日、野口議員のほうからアイスクリームの製造機のことで質問があったのですが、私はこの答弁の中で中山間総合整備事業で整えた機械が劣化したから入れ替えるのだと解釈していたのですが、今の現状の備品の一覧を見たら、新たにアイスクリーム製造機を入れるわけですね。そこで、昨日の説明の中で、果樹組合からの要請があったということがありましたよね。それは、具体的にどの品目、何を使ってどういう形でこのアイスクリームをつくるとか、そういう話まで煮詰めた結果として予算を出されてきたと思うのですが、そのサンプリング的な製品の中身を聞かせてもらえますか。全くわからないで予算を付けたということじゃないでしょう。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） そのようなことではございません。ただ、果樹組合だけを特別に限定して、このアイスクリーム製造機でつくるということではおりません。ただいろいろな形でいろいろな方々がマンゴーを使ってみたい、それから、まごころ市のほうからアテモヤも使って何かつくってみたいという話もいろいろ聞きまして、そのような形でアイスクリームの製造機を導入しようということで決まったわけです。運営委員会においても与論島にはそういったものがないなというのがいろいろ話が出たものですから。特にまた島内の果樹の生産においても加工としてできるのではないかとということで、アイスクリームの製造機に至ったわけです。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） それはやはり相当な金額だと思うのですよ、僕は。それで例えば本土などでは抹茶を使ったようなアイスクリームがありますよね、あれ本当においしいですね。だけど、特にこの離島の場合は、一次産業的な物品を島外に持っていくのはいろいろ輸送費の問題もあって、できたら1.5次なるべく加工できるもので加工して出荷できるものを出荷する。市場で評価がちょっと下がるような多少訳あり的な果樹とか、そういったものはもちろん加工してできればいいと。特にこの与論が一番弱いところでは、加工して品物を合理的に効率的に所得を上げていくというのが、非常に低いような気がするんですよ。与論島とか特に加工技術が低い。だからそういうことで、今後は先ほども案内がありましたように、大隅あたりとか特産品を使ってふるさと納税の返礼品を多数出しているところもみんな見てきているわけですが、これからさらに極めていって特産品加工による島おこしができるように産業振興課はもっとそちらのほうにも力を入れていただきたいと。このように期待して叱咤するわけですが、どうですか、課長。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。

私もちょっと商工観光課時代にいろいろと特産品開発のことにつきましては、耳の痛いぐらい話がありました。やはりこの公務員生活でも何か一つ特産品として出せないか、いろいろ担当者とも話し合いながら研修もどんどん、どんどんと言うか予算の範囲内ですが、いろいろな形で検証してもらって何か島内に大きな特産品ができるように今頑張っているところです。何とか努力して頑張っていきたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 頑張っているとは思いますが、もっと頑張ってくださいというふうには私は言うところですよ。お願いしておきます。

○議長（福地元一郎君） 3 番。

○3 番（川村武俊君） 加工機器類のところに時間設定していますよね。その時間を誰が管理するのか。また自己申告なのか、それをお聞きしたいと思います。普通はキロとかそういったのですはずなのですが、時間でやっているものですから、職員が管理するのか、それとも自己申告なのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

私もその加工支援センターにつきましては、1カ所か2カ所ぐらい検証いたしまして、名護のアグリパーク加工支援施設においては、やはり担当職員がきちんといて、器具の説明それから管理衛生面上チェックをしたりするわけですが、今の加工支援センターにおいては、なかなか人材として見つからないというか、置いてないわけですが、将来的にはやはり施設に管理者をおいて、それから加工技術ができる方が何とかいらっしゃればいろいろな形で支援できるような形がとれると思います。今の段階においては、隣の土壌診断センターに職員が1人いますので、その方に兼務になっていただいて、時間のチェックだとか、衛生面の関係だとか見ながらまた職員が出向いて、またいろいろその支援、フォローはしてまいりたいと思っています。

○3 番（川村武俊君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 産業振興課長、全くあなたの考え方と一緒にです。私は昨日ですね、そういう答弁を聞いていたならば、このアイスクリーム製造機の話は、もう1分間もかからずたった1秒で終わっていたと思います。どうか、先ほど高田議員のほうから話がありましたように、我々が望んでいるのは、この特産品を開発してね、島おこしをしなければならぬというその一心で我々はいつも質問して、あなたが商工観光課長のときから申し上げてきたわけなのです。ですから、ひとつもつと力を入れて個人だけに機械を買って与えるのではなくて、誰でも使える支援センター、特産品をつくって島おこしをします。そういうことで、今日はもう本当にあなたの答弁を聞いて惚れましたよ。うん、素晴らしいです。その考え方こそ、しまむち、いうむち、くにむちです。ありがとう。頑張ってください。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） すみません。昨日は私の答弁がちょっとおぼつかないようで、誤解を与えるようなことがありますが、特産品については委員会でもいろいろと議論をして、皆さんの意見も聞きながら、この本会議だけでは時間が足り

ないぐらい語り合いというか、いろいろ話し合いしたい気持ちもあります。やはり特産品、この離島の中で、いろいろ輸送コストもかかる中で島の経済をどうやってもっていくかというのは、常々考えながら事業を進めているわけですが、やはり特産品を開発してそれを商品にするまでには非常に時間もかかるし、労力もかかる、人材もかかる。少ない中ですが、一生懸命頑張って何とか1つでも2つでも特産品が開発できるように努力していきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 例えば総務企画課長、この地域おこし協力隊ですね、これは今いろいろジャンルがあると思うのですよね。私たち壱岐という島に行ったのですが、そこは魚類を使って加工したりする専門員の方を地域おこし協力隊として招へいしてそこに定着させているのですよ。今、山下産業振興課長がこうして設備の面、あるいはまたこの生産グループとの調整の面とか、そういった加工のメンバーの方々といろいろしているわけですが、やはりノウハウには技術者が必要だと。何があっても人ですよ。ですから、その地域おこし協力隊を公募する場合は、こういうそのエキスパートを呼び込むようなこともあわせて考えていかないと、いくらいい機械があっても人材が整っていないことには全くそういう良い製品はできないですよ。これはもう競争ですからね。全国との競争になるわけですよ。ですから、そういったエキスパートの方をなるべく発掘できるように、その辺も頑張りたいと思います。私もまたそのように常日頃から目をつけてみたいと思っていますので、一つ地域おこし協力隊の公募に関しましては、そういったのを前面に出して、公募するようにしていただきたいと思いますが、総務企画課長。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） はい、ありがとうございます。

地域おこし協力隊、これまでは3年間ということではしてまして、その3年が終わって募集する際に、どういったことをやってもらいたいということで募集しているところです。そういった中で、特に与論町の課題となっていますこれまでの特産品に関しても、いろいろお願いする形での募集はしてきているところです。先ほどからありますように、与論町の特産品に関しては本当に難しいところもありますが、産業振興課、商工観光課とも連携して、地域おこし協力隊も取り組んで様々な活動をしているところです。なかなか成果がすぐ出るよということではないところではあるのですが、徐々に議論を重ねながらまた取り組んでまいりたいと思います。

また、その活動についても、議会の皆さんといろいろ特産品に関する取り組みについてもお話をしたいということで考えていたのですが、コロナの関係でできな

かったのですが、また近いうちにいろいろ議論できたらなと考えておりますので、
よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２９号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号、ヨロン特産品支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第９ 議案第３１号 令和２年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（福地元一郎君） 日程第９、議案第３１号「令和２年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３１号、令和２年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、県支出金特別交付金１７４万１０００円を追加計上しております。歳出では、総務費総務管理費１万８０００円、保険給付費傷病手当金３５万円、保険事業費１０３万円、特定健康診査事業費３４万３０００円をそれぞれ追加計上しております。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） 再び国保のことについてお伺いします。今度の補正の大きな柱というのは、一番最後のページを見ていただくと、先ほども出てきました傷病手当金と大きいのは疾病予防費の糖尿病の重症化予防看護師業務委託料というのがちょっと目立っているわけですが、私がお聞きしたいのは糖尿病重症化予防看護師業務委託料48万円ということですが、具体的な新型コロナの影響のあるハイリスクの方々の重症化を予防するための看護師をそういった委託されるのでしょうか、委託をされる対象者の想定はどんな想定をされているのでしょうか。今病院に働いている方をお願いするのか。あるいはまた完全な民間の主婦をされている資格のある方を予定されているのか、そのあたり。それから業務の頻度ですね、月に1回なのか、週に1回なのか。看護師の人数もですが業務内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ただいまございました糖尿病重症化予防につきましては、主婦の方ではなくて看護師の資格を持っていられる方をお願いいたしまして、医師の指示書に基づいて保健指導を行ったり、また未受診者に対して受診勧奨を行ったりといったことを想定しておりまして、毎日ではなくて委託契約ですので、その方の御都合によって委託していく形になると思っております。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 非常に糖尿病の方が重症化しないようなそういう指導というのは重要なテーマの一つだと思います。ぜひ頑張っていただきたいと思います。国保というのは、要するに町民の被保険者の方の健康づくりというのを進めていくのも大きな業務の一つなのですね。それでこれまでもされてきましたが、ぜひ健康づくりに関するいろいろな指導とか助言とか、運動不足の方に対するいろいろな例えば体操だったり、指導だったりあるいは有酸素運動、ウォーキングとかそういったものの指導。あるいは元気な方にはトレーニングをしてもらうとか、そういった指導を積極的に展開していくことによって、この国保というのは医療費が下がっていくわけですね。これが非常に大きなテーマだと私は考えているのですが、ぜひこれからちょっと予算書の中には出てきませんが、大きなテーマとして健康づくり保健事業といいますか、そういった考え方についてぜひ山町長にもリーダーにも、

しっかりそのあたりをわかっていただく意味でも、担当課長、どのような考え方、見通しそういった覚悟といたしますか、そういったのをお聞きしたいんですが。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 大変、実はコロナの関係で運動教室とかが今止まっております、それで少し最近またコロナが落ち着き小康状態ですので、7月からまた改めましてストレッチ教室を開催する予定にしております、その中でも各集落での高齢者の方々のサロンは始まっておりますけど、その保健センター主催のほうの教室が止まっていたものですから、そのやり方についてもいろいろと工夫しなければいけないということで、今まで講師と対面してやっていたのを講師の背面から見ながらするとか、また間隔を置くとか、いろいろ環境を注意したりとか、また時間を制限したりとか、人数を制限したりとか、そういったいろいろな工夫をしながらやっていこうということで今計画をしまして、健診等につきましても、今回は7月から予定はしているんですけども、それにつきましてもいろいろ工夫をしていかないといけないというところがございまして、特にまた夏場ですので、熱中症も対策もしなきゃいけない、非常に気を遣わなきゃいけないことが生じているところですよ。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 現状が大変なのはよく理解できます。今まさにwithコロナの時期です。やはりアフターコロナ、コロナの後の国保に関する健康づくりのところにしっかり力を入れて、全町民ができるだけ健康で幸せな時間が過ごせるようにぜひ行政のほうでリーダーシップをとっていただきたいなと思います。私は健康づくり、お酒も飲みますが、結構人一倍気を遣う、健康づくり、体力増進には努力しているほうだと思いますが、今いろいろな本とかを見てみますと、やはり例えば大企業の定年間近の管理職、課長とか部長とかそういった方々、今まで活躍している人のほとんどが実は筋トレをしているのですよ、ほとんど。筋力トレーニングをしています。何もジムに行かなくても自分の家で自主トレーニングをしたり、いろいろな器具を持ち込んでダンベルを買って、それでトレーニングしたりそういうことをやっているのですね。筋肉の大切さというのはわかっているわけです。そういう世の中で活躍している人というのはですね。ですから、ぜひこの国保事業というのは、できるだけ病院に行かないようにするのも一つの手ですので、病院に行かないためには体力をつける、筋力をつける。筋力があれば寝たきりにもならなくてすむし、転んだりすることもないわけですよ。そういったことで、もっと町民福祉課長を中心に、ぜひそのあたり情報も考え方もしっかり上司にも町長、副町長にもぜひ提案していただいて、町長を中心にリーダーシップをとっていただいて、みんな

なの健康づくりに頑張っていたきたいなということでちょっと質問させていただきましたので、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第32号 和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて

○議長（福地元一郎君） 日程第10、議案第32号「和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第32号、和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて提案理由を申し上げます。

和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて、地方自治法第286条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求め

るものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番。

○9 番（林 隆壽君） この脱退の撤回について、この提出した時点で和泊町の町長あるいは議長から、おわびの言葉があったかどうか総務企画課長にお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私のほうでは、消防議会とかその辺には出席していないので、そのところでどうなったかというのはわかりませんが、その他についてはそういった内容のことはございませんでした。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） それでは、町長にお聞きします。いろいろどんな形でも結構ですので、和泊町からそういうおわびと言いますか、謝罪の言葉があったかどうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 謝罪の言葉を私は受けておりません。ただ、この議題になってからいろいろな経緯がありまして、4 年間が経過しておりますが、その中でその折に決定まで引き伸ばしたということ、あるいはこれの経緯については両方の町でいろいろと考えるとところもあったり、また反省することもあったりということで、それなりに意義があったんじゃないかなと感じております。今後またいろいろな機材の購入等もございますので、そういう機会をまた捉えながらそういうふうなこともまた考えていきたいと思っております。

○議長（福地元一郎君） 9 番。

○9 番（林 隆壽君） 私は、これに謝罪を求める動議を出すつもりはございませんが、私どもはこの原因になったのは、その当局から出された議案に対して、ルールどおり私どもは肅々と否定をしてきております。それはルールどおりやってきておりますので、それを恐らく業を煮やして恫喝のような脱退をほのめかしてきておられたというふうに私は感じておりますので、やはりこういう組合あるいは仲間であるという組織というのは、お互い心が通じ合っているいろいろな話し合いで決めていくべきではないかと思います。昔から沖永良部と与論島は、兄貴島、弟島という長い歴史の中で来ておりますので、ここで兄貴島の度量を発揮していただいて、懐の

深さを発揮していただいて、町長に一言でもおわびをいただければとそういうことで私が言っていたということで請求してください。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） この同意に関することで御質問するわけではございませんが、せっきくの機会ですので、総務企画課長にお聞きしたいと思います。

我々は、今度 25 日に広域事務組合の消防議会があります。その中で私は聞いてみたいとは思っているのですが、一応負担金を我々は和泊、知名が望むとおり負担金を上げてまいりました。同意しました。その中でお互いに議論を重ねたところ、総務企画課長あるいは消防長、管理者、また議長このポストは輪番制です。和泊、知名、与論の 3 者で輪番制でしょうということを提案してまいりました。その中で総務企画課長に対して、今のところ幹事会で連絡協議会の中で、何かそういう話は出ていますか、どうですか。それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この件に関しては、幹事会とかその辺でも出ていますし、また消防議会の議事録を見ていると、人事の件の不公平さというのも上がったりして、いろいろそれは議論されているというところで認識しています。今回、いろいろな問題になった点で、こういろいろやってきたわけですが、やはりその負担金だけの問題だけではなくて、人事の面、給与の面、それからいわゆる備品、固定資産ですね。本署と分遣所で保有している財産、設備それからいろいろな出張の問題とかあるわけですが、そういったところの公平公正さという点が大きくクローズアップされたかなというふうに思いますので、その辺を令和 5 年だったですかね、また協議の見直しに係る開始をすると、見直しをするということではなくてその話し合いをもつということです。その辺はまた十分今後も見えていかないといけないところだと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 8 番。

○8 番（野口靖夫君） 先ほど 9 番の林議員のほうからお話がありましたが、私非常に林議員が言われたことは的を得ていると思います。我々は、別に駄々を捏ねて拒否しているわけではなくて、ルールに則ってやってきたわけですね、我々は。そこでこの私が申し上げたいことは、せっきくの機会ですので言っておきますが、今消防署職員の報酬体系、給料体系も差が出ているのですよ。これは沖野議員がしょっちゅう広域事務組合の消防議会に質問してやっていることなのですが。その差が出ている、これをある程度これから今までもやらなかったのが本当に残念でありませんが、これから幹事会におけるあるいは対等な立場でないといけないわけな

のですよ。それはもともとからそうなんです、そういうときに報酬の平等性とか、先ほど言った問題の解決とか、そういうのは、我々与論町としては主張すべきことは主張していかなければ、いつまでも先ほど林議員が言われたように兄弟島と言われている中で、奴隷扱いみたいな、和泊町のおかげで与論町は成り立っているんだということを、文章の中でもそう書かれているわけですからね。与論町は和泊、知名のおかげで消防組合は成り立っているのだと。そういう文章でそうやって消防長がハンコを押して、管理者のハンコを押して、我々に文書で来ているわけだから。それだけばかにされているわけですよ。それに別に喧嘩を売るわけではないのだけれども、主張すべきことは主張しないと、いつまでたってもこの不平等性というのは直らないと私は思います。町長、ひとつしつかりした副管理者でありますから、私の考え方が間違っているかもしれませんが、町長、今どう考えておられるのか、ちょっと内心をお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今おっしゃるとおり、いろいろな会合等で直接この会ではないのですが、和泊、知名の町長と話をする中で本当にすまなかったなというのは、申し訳なかったというふうなニュアンスはとれているところですが、あえて私はそれについて、本当にこうこうこうだというふうに今まで言わなかったわけですが、今おっしゃるようにこういうルールに則って我々がやっていることに対して、誇りを持って対応していかなきゃならないと思っております。

○議長（福地元一郎君） 5 番。

○5 番（高田豊繁君） 私は、去年の12月議会だったですかね、もうやむなく賛成の討論をさせてもらったのですが、これはもうとにかく間がなかったということです。脱退するにしてもこれを解散するにしても間がなかったし、更に現場での業務に甚だしい支障を来したり、職員がまた動揺、そういうことをさせてはいけないという苦渋の判断から、沖野議員と二人で反対、賛成の討論をさせていただいたのですが、やはり今両議員からもございましたように、私は謝罪というふうに簡単なものじゃないと思うのですよ。口先だけで謝罪というのをするのは、それはいとも簡単なことで、ああ、そうかということでこれまた納得するというのも、これは全く論外な話でありまして。まずは、管理者のほうが元年度の作業工作車を購入する予算をまずあげなかったというのが大きかったですよ。これも大きな不法行為ですよ、民法でいう不法行為にあたりますね。こういうことを平然と数の論理でやるとい、そういう組織というのは、永遠にこれは長続きしないと。今、総務企画課長が言ったように、今度は令和5年にはまたその話し合いをするということで、これはまた県の消防防災課、それとまたこれに乗っかる形でこういうことで与論ばかり

が悪いような感じで与論をいじめているでしょう。それで、僕はその町長の苦渋もわかりますけどね、だけど町長も与論町を代表して行かれるわけですので、そこら辺は理路整然と合理的、合法的にやはり主張していただきたいと思うのですよ。そういうことで知名の議会だったですかね。この間の議会でパワハラの問題が出たでしょ。知名の議員が今井町長に管理者に、本部のほうで知名出身の職員に対してパワハラがなされているんじゃないかと。そういうのを議会で言っているのですよ。ですから、いかにそれ以上に与論の職員は、本部からしいたげられているということは、これはしょっちゅう言われているのですよ。ですから、そういう待遇面でも非常に今苦労しているところがある。

それと、もっと大きな面はドクターヘリの問題ですね。ドクターヘリの手配については、すぐ119番通報すると沖永良部本署が今やっているのですよ。与論の分遣所は全然タッチしていない。ただ現場に行って救急車を搬送するだけ。患者を与論病院に搬送するだけしかやっていないのですよ。これも大きな問題があるんですよ。これは現場で発生した急患については、現場からドクターヘリを呼ぶことになっているけど、今はとにかく沖永良部と与論が一緒なもんだから、コントロールしているのが指令室が沖永良部にあるもんだから、沖永良部の職員が沖永良部、大島、あるいは沖縄ということでやっているけれども、もう常套的に沖縄じゃなくて奄美のほうに招へいしているのですよ。奄美がよっぽど都合が悪いときだけ、沖縄にという形で今なっているわけでしょ。そうすると与論の分遣所は全くタッチしていないのですよ。全くタッチしていない。だから私どもは去年、今年の1月に県の消防防災課と医務課に話をしたら、全くあなたらが何を言っているのという感じだったのですね。中身をずっと調べていくと、これは沖永良部の本部の問題だったのですよ。それもわかってないんだ、この与論分遣所はですね。

そういう問題もあるものですから、この町長は2期目に入っている。そういうことで非常に町長このスタンスも、今が絶頂で強い発言力を私は期待しているのですが、そういうことで今後はその見直しも常に念頭に置きながらですけど、脱退というのも解散というのも念頭に置きながらしていけないといけない。これは、自分の島は、自分の町民は、自分で守るというぐらいの気迫がないと、僕はもうしょっちゅうやられっぱなしではまずいですよ。僕は向こうの議員から、与論の沖野と野口がやかましいものだから、全く收拾がつかないとか聞いてですね、とんでもないですよと。私たち賛成したのは誰もいないよと、僕はそのぐらい言ったんですけど、そのぐらいとにかく与論が悪いから私たちは解散、脱退の行為もしたんだと言わんばかりのことなんです。だから、根底にあるのは2対1で与論いじめをして、今3割が均等割だけど、これまた5割そして財政割は非常に基準として割合も

少なくしてくるとこれはもう目に見えている。それで私どもは、町民に対する背信行為まで言われている私どもは、立場がないですよ。そういうことで、これは嚴重に今後は対応していただきたいと思います。町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当にありがとうございます。御指摘、肝に銘じて今後また努めていきたいと思いますが、同じ構成町として、また管理者として本当に今までおとなしすぎたなと反省もしています。申し上げるべきことはきちんと申し上げられるように、今から頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

4 番。

○4 番（林 敏治君） 町長に申し上げたいことが1件。ぜひ、管理者になってください。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私から立候補はできないと思いますが、こういうふうにして同じ構成町ですので、輪番制でしていけばまた私に巡ってくるかと思います。ただ、今までの経緯では、管理者は向こうの両町から出すというふうな内規みたいなのがあるみたいですので、それがまた今後の課題かと思っています。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、和泊町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについては可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第33号 知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて

○議長（福地元一郎君） 日程第11、議案第33号「知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第33号、知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについて提案理由を申し上げます。

知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意をすることについて、地方自治法第286条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番。

○9番（林 隆壽君） 先ほどは和泊町でございました。今度は、知名町の今井町長と平議長から謝罪の言葉がございましたでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私は受けておりません。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 広域事務組合という仕事は、やはりいくつかの町が集まってやる仕事ですので、やはり気持ちよく仕事を、相手に信頼をおいて仕事をするというのがベストだと思います。両町長、議長から口頭でもよろしいですので、はっきりと謝罪の言葉、「お騒がせいたしました」という言葉をいただければ、私たちも雪解けムードになって、今度3町とも議員の改選がございます。新しい議員もいらっしゃるかと思いますが、それから先、気持ちよく3議会で協力し合っていけるように、ぜひ謝罪の言葉をよろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３３号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３３号、知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号、知名町の沖永良部与論地区広域事務組合からの脱退の予告の撤回に同意することについては可決されました。

暫時休憩いたします。４０分から始めます。

—————○—————

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１０時４１分

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第１２ 議案第３４号 与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第１２、議案第３４号「与論町地域福祉センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３４号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町地域福祉センターの指定管理者の指定につきましては、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、与論町地域福祉センターの指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第35号 与論町茶花生活館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第13、議案第35号「与論町茶花生活館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第35号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町茶花生活館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第35号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、与論町茶花生活館の指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第14 議案第36号 与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第14、議案第36号「与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第36号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、

施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３６号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号、与論町立長へき地保健福祉館の指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第１５ 議案第３７号 与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第１５、議案第３７号「与論町朝戸児童館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３７号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町朝戸児童館の指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理

者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第３７号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３７号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号、与論町朝戸児童館の指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第１６ 議案第３８号 与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第１６、議案第３８号「与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第３８号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第

244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、与論町麦屋へき地保健福祉館の指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第17 議案第39号 与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第17、議案第39号「与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第39号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定については、地方自治法第24条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第39号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第39号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、与論町那間へき地保健福祉館の指定管理者の指定については可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第40号 与論町叶生活館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第18、議案第40号「与論町叶生活館の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第40号、与論町叶生活館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町叶生活館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、与論町叶生活館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、与論町叶生活館の指定管理者の指定については可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第41号 与論町城青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第19、議案第41号「与論町城青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第41号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の指定を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、与論町城青少年センターの指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第20 議案第42号 与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第20、議案第42号「与論町東区青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第42号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これは、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・

効果的な管理を図るために、施設の管理者の指定を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第４２号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４２号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号、与論町東区青少年センターの指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第２１ 議案第４３号 与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第２１、議案第４３号「与論町古里青少年センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４３号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

これは、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の指定を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） 指定管理の最後になりましたけど、古里に限ってのことではありませんが、この各集落 9 つの集落のこういった事業名がいろいろ違うわけですが、各自治公民館の中核的なコミュニティー施設として町民に利用いただいているわけですが、そもそも 9 つの集落の自治公民館というのは、老朽化がかなり進んでいる状態だとは思いますが、参考のために、指定管理として使っているこの 9 つの集落の自治公民館、公共施設の整備計画というのがあると思うのですが、おおむねあと何年ぐらいしたら建て替えする計画だったのですかね。ちょっとそのあたりお聞きしたいのですが、総務企画課長わかりますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 各自治公民館につきましては、行政財産という扱いになっておりまして、各担当課が管理をするということになっておりますが、当初行政財産ですので、ある特定の目的用途に使う財産であるということで、補助金とか起債等を活用して入れたものだというふうには思いますけれども、現在もそれが年数を過ぎたとは思いますが、古いほうはそういったところで、まだそういう運用体制といいますか、そういうふうになっております。今後、古い建物等がきていますのでこの建て替え等についても細々としたところはやっているんですが、今後は防災面で自主防災組織をお願いして、避難所という位置付けはすでにされておりますので、そういったところから奄振の交付金を活用した防災拠点施設という位置付けで、今後順次整備できたらというふうに考えます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） この自治公民館のまず町民も含めて、私たちも疑問に思うことは、誰もが気づくのですが、自治公民館と言いながらそれぞれ名称が違うわけですよ。そして、国の所管も違えば、役場の所管も教育委員会だったり町民福祉課だったり違うわけですよ。そういうところは一般町民に対して非常に理解しにくいというか、我々自身もですが、ちょっとなじめない部分があるわけですよ。場所によっては青少年センターあたり、へき地保健福祉館だったり、生活館だったり児童館だったりするわけですよ。ですから、今度しっかり建て替えの際には一定の補助事業、例えば一つは教育委員会だったり厚労省だったりということにならないよ

うに、できたらこれは希望的な観測ですが、一貫した名前の事業が導入してできれば統一された名称の事業で整備ができれば、名前も同じように難しい名前を使うのではなくて、例えば古里自治公民館とか、茶花自治公民館とかいう名前でもって堂々と何でもできるような形にすれば、もっとなじめる拠点として使えるのではないかなというそういった印象を持つわけですが、今、総務企画課長は運営面をちょっと話されました。実はちょっと触れられたように、災害の際には避難施設になっているわけですね。避難施設として使わざるを得ないところがあるわけです。ところが、現実はかなり老朽化が進んできて、例えばドアの部分が危ないとか、あるいは雨戸の部分が全く動かないとかそういったケースがどんどん出てきて、毎年のように補修が続いている状態だと思うんですね。古くなると車もそうですけど、どんどん補修費がかさんできて結局トータルすると建て替えたほうが良いということになっちゃうんですね。また、建て替えをしなくちゃいけないという時期にきています。それぞれの耐用年数が数十年過ぎていきますのでね。ですから、町としては建て替えの整備計画をしっかりとつくっていただいて、必要な部分についてはリフォームをすれば済む部分もあるでしょうけど、そこをしっかりと調査していただいて、各9つの自治公民館がしっかりと足並みを揃えて、きれいに新しい出発ができるような形に、名称まで含めてできれば理想的かなと考えますが、副町長いかがですかね。私の考え方。これからの計画の考え方。答弁を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） まさしくそう思っております。建設の段階ではそれぞれの目的があって、集計をしてみましたら福祉館が3カ所、児童館が1カ所、そして青少年センターという名前が3カ所まちまちになっていて、建設の事業主体のただ分かれただけで現実には各集落のくみちぎの拠点施設として利用している現状でございます。この9つある集落の公民館をどこが一番古いのだろうと今考えましたら、一番我が集落西区集落が、我々高校2年のときにちょうど高校の体育祭のときに火事をして、木造の家屋から与論町で初めてコンクリートの自治公民館ができたわけなのですが、大変今ありがたいな。建て替えるのであったら、我が西区のほうから今度はぴしゃっとした公民館を建て替えて、防災面の拠点としても活用できるようなすばらしいコミュニティセンターができればと思っています。

御指摘ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、西区中心の話をされましたが、足並みを揃えることが一番大事ですので、建て替えの時期はそれぞれ財政的な事情も当然出てきますから、最初は西区から手を付けるのも、それはまた調査してみれば自ずと答えが出る話です。

ので、そのような形でよろしいかと思います。茶花が一番新しいのかなと思うのですが、例えば全集落建て替えるのに4、5年ぐらいかかるのかもしれませんが、そういった計画をしっかりと立てていただいて、早め早めに避難所として指定しながら、避難所から先に台風で壊れたりしたらとんでもないことになりますので、しっかり避難所としてのニーズにも対応できるような、そういった整備をしっかりとやっていただきたい。また、先ほども申し上げましたように、9つの集落のコミュニティー活動の中心ですので、そこがしっかり名称が堂々と〇〇自治公民館とちゃんと名乗れるような形で、表看板もそういうふうに見えるように、そういった方向でしっかり名称も通していただいて、これから行政というのはコミュニティー組織と連動してやっていかななくては、行政は太刀打ちできませんので、コミュニティー組織というのは非常に重要です。文書配分のときもいろいろ出ていましたが、そもそもコミュニティーがしっかりしているところは文書配分についてもそんな難しいことはないんですよ。コミュニティー活動がしっかりできるように行政がリードをしていながら、集落の自治活動が楽しく朗らかにできるような方向に持っていくためにも、拠点の施設をしっかりと整備計画を立ててやっていただきたいと思います。町長から最後に、コミュニティー施設の整備について、取り組みの御覚悟についてお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。この各集落の公民館につきましては、前の山一郎町長のときにもいくつか手掛けていたようでございまして、その経緯についてはそれぞれの補助の下りるところを探してやっていたという話もお聞きいたします。一括して同じところで事業ができればそれに越したことはございませんし、また避難所としての活用も今後出てくるわけですので、そういうことも考えながらしていかなければならないと思います。ただし、今与論町としては限られた財政の中で、次々といろいろなこのハード事業が目白押しで計画を立てていますので、この各集落の公民館につきましても、いろいろと強度の検査をしながら、順次また計画に入れて頑張っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第43号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、与論町古里青少年センターの指定管理者の指定については可決されました。

-----○-----

日程第22 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町一般会計補正予算（第4号））

○議長（福地元一郎君） 日程第22、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町一般会計補正予算（第4号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町一般会計補正予算（第4号））について提案理由を申し上げます。

老人福祉費を与論町一般会計補正予算第4号として専決処分いたしました。

歳入としまして、財政調整基金繰入金44万6000円を追加しております。歳出としまして、後期高齢者医療特別会計繰出金44万6000円を追加しております。歳入歳出予算にそれぞれ44万6000円を追加し、一般会計予算総額50億626万4000円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 総務企画課長にお聞きします。財政調整基金が非常に心配になっているのですが、どうですか、今現在で基金はいくらぐらい残高があり

ますか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 現在、当初から第5号補正までで一般会計に繰り入れて財調に残っているのが6億7597万円となっております。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） コロナ対策での引き出しとか、そういうことで僕はそれで心配して質問したわけなのですが、それだけ6億円財政調整基金の残高があるということは、ある程度総務企画課長としてはそれまで心配していない。どうですか、そこら辺の心理的なことお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 非常に微妙な感じなのですが、そうですね、私としては今後が少し心配はします。今現在としてはそれほどでもないと思うのですが、今後いわゆる国の二次補正とか、いろいろな大きな財政支出が伴ってきておりますので、やはり地方交付税は憲法で保障されていますが、補助金関係とか交付金関係がちょっと心配しています。それからいろいろ公共施設も取り壊しをしていく建物が結構あるということと、今建っている建物、例えばし尿処理施設もですけど、給食センターとか中央公民館、学校、そういったところでまた建て替えが必要なところもあったりして、今後やはり基金を積み立てて運用していかないと、整備計画に沿った執行ができなくなるのではないかとということで、ちょっと心配はしているところです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、あえてなぜこれを質問するかと言いますと、昨日の一般質問を聞いていても、お金を例えばこれはもうそれぞれの各議員の政策あるいは考え方で質問するわけだから、それに対してそれは何だかんだ言うことではなくて、私が考えることはあまりばらまきはやめて、例えば農業がどうなっている、漁業はどうなっている、畜産はどうなっているという、実態を把握して、明日の農業政策はどうあるべきか。そうすることによって復活できるのではないか、そういうことに僕は使うべきだと思って、昨日は主眼において質問したわけです。

だから、金があるから、国から入るから、確かに国から入るのはありがたいわけですよ。けども財政調整基金まで取り崩して、ほかの市町村がやっているからばらまきしようということではなくて、それなりに生活が困窮されているから生活支援のためにあるわけですが、基本的にはね。それは総務企画課長もそう考えておられるかと思います。町長もそうだと思います。あれば袖を振れますよ。無い袖は振れません。だから私が一番申し上げたいことは、基本的に申し上げたいことは、明

日の農業はどうあるべきか、明日の漁業はどうあるべきか。その方々も希望を持てるような政策で、金を使っただきたいということで申し上げているのです。そうしないと、先ほど総務企画課長が言われたように明日何が起きるかわかりません。第2波、第3波のコロナがまた発生するかもしれません。だからそういうこともあり得るから、やはり今我々がとるべきことは、もちろんそれに備えてでもあるのだけれども、困窮している者を生活支援ということではばらまきで5万円とか、5,000円とか、1万円とか。地方自治体はそれだけの財源、それはそんなことをしとったら吹っ飛んでしまいますよ。潰れてしまう。だから、本当にみんなが将来に向かって希望の持てるような政策をとっていただきたいということから、この財政調整基金を心配して質問したわけなのです。総務企画課長、どう思われますか。今私が申し上げたこと。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私も野口議員と同じような考え方になるかと思いますが、やはり一斉に全町民を対象にした交付金という手も、経済対策と言えると思いますけれども、やはり一番大きく影響を受けた島内のいろいろな産業、そういったところにもっとそこを手厚くしていくということが大事じゃないかなと思いますので、いろいろほかの市町村ではいろいろありはしますけれども、小さい自治体で財源の乏しいと言いますか、そこは重点化というか、焦点をちょっと変えていく必要があるのではないかと、同感で思っております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町一般会計補正予算（第4号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（令和２年度与論町一般会計補正予算（第４号））は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第２３ 承認第５号 専決処分の承認を求めることについて（令和２年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号））

○議長（福地元一郎君） 日程第２３、承認第５号「専決処分の承認を求めることについて（令和２年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号））」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第５号、専決処分の承認を求めることについて（令和２年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号））についての提案理由を申し上げます。

令和２年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号を専決処分いたしました。

歳入としまして、一般会計繰入金４４万６０００円を計上しております。歳出としまして、前年度繰上充用金４４万６０００円を計上しております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

２番。

○２番（沖野一雄君） この専決処分は繰上充用ですので、素直にそうですかと言って何もなく承認するのちょっとあれですので、お尋ねをしてみたいと思います。まず、この後期高齢者医療の特別会計の補正予算ですが、専決は５月２９日に専決を行ったということで、その４日前の５月２５日には臨時議会があったわけですが、その際にはこの臨時議会のときの会期中には出せなかった理由があるのですかね。時期が遅れて専決になってしまったところの細かい説明を町民福祉課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） まさに議員がおっしゃるとおりでございまして、大変

恐縮なのですが、ぎりぎり年度末の締めを計算した中において、赤が出ていることがわかりまして、臨時議会のほうに間に合わなかったということで大変申し訳ございません。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2 番（沖野一雄君） 予算編成は特別会計、一般会計全てですが、赤字で決算をくくるわけにはいかないのですね。だから繰上充用というのは、いわゆる会計年度独立の原則の例外なわけですよ。赤字を出して予算をくくるわけにはいかないものだから、決算に備えての非常手段としての措置が繰上充用なわけです。かつては国保が毎年のように赤字で繰上充用していましたけど、この後期高齢者医療特別会計の繰上充用というのは、確か初めてじゃないですかね。ですから、前例のない初めての繰上充用ということになります。どこに問題があるのかというところは、私が想像するに44万6000円足りなかったということです。一方じゃ、一般会計繰入金というのはトータルではいくらでみていたのですかね。要は一般会計からの繰り入れというのは、当然毎年のようにあるわけですが、44万6000円です。約45万円、あるいは50万円ぐらい余分に一般会計から繰上予算を計上してあれば足りたわけですよ、こういった措置をしなくても。ですから、あまりにもぎりぎりで予算編成をしすぎて、結局年度末に来てこういう非常手段を取らざるを得ないという結果になったわけですよ。ですから、しっかり医療費の伸びとかいろいろなものを勘案して、歳入の見込みが45万円ぐらい足りなかったということです。ここをしっかりとちょっと余裕を持って一般会計からしっかりと3月議会あたりでしっかり見込んで、もうちょっと余裕をもって繰入金を計上してあれば、こういうことをしなくてよかったわけですよ。そのところを反省も含めて、来年度からあまりにもぎりぎりで歳入を見込まないように正確に補足しながらですから、ちょっと余裕をもって総務企画課長と町民福祉課長連携しながら予算編成をしていくというのが正しいやり方だと思うんです。私の提案ですよ。ですから繰上充用というのは非常措置ですのでそこをしっかりと自覚していただいて、総務企画課としっかりと連動して、来年以降気をつけていただきたいと思います。町民福祉課長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 御指摘ありがとうございます。前年度の予算を計上していく中で、実際、一般会計から事務費とかを繰り入れさせていただいているのですが、その事務費の中でその事務費の繰り入れが漏れていたということで、大変恐縮ですが、またそういうことがないように気をつけてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2 番。

○2番（沖野一雄君） あわせて総務企画課長からもコメントを確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 後期高齢者医療特別会計のみならず、ほかの特別会計多々あるわけですが、その辺しっかりと財政運営についても連携をとりながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第24 同意第1号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（内野豊信）

日程第25 同意第2号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山本池富）

日程第26 同意第3号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（原田新一郎）

日程第27 同意第4号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（遠山和歌子）

日程第28 同意第5号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（保喜久男）

日程第29 同意第6号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（長尾さと

み)

日程第 30 同意第 7 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（白石茂一）

日程第 31 同意第 8 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（白尾憲雄）

日程第 32 同意第 9 号 与論町農業委員会委員の任命の同意について（山下みどり）

○議長（福地元一郎君） 日程第 24、同意第 1 号から日程第 32、同意第 9 号までの「与論町農業委員会委員の任命の同意について」は一括議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 同意第 1 号から第 9 号、与論町農業委員会委員の任命の同意について提案理由を申し上げます。

与論町農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第 9 条及び与論町農業委員会委員の推薦を求め及び募集に関する要綱に基づき、委員候補者の募集を行った結果、定員 9 名に対して同数の応募がありました。

選考につきましては、与論町農業委員候補者選考委員会設置要綱に基づく審議がなされ、9 名の候補者は人格、識見ともに優れ、かつ農業行政に理解があり、委員に適任であると考えております。また、任期は 3 年間であります。

同意第 1 号は、内野豊信氏です。

同意第 2 号は、山本池富氏です。

同意第 3 号は、原田新一郎氏です。

同意第 4 号は、遠山和歌子氏です。

同意第 5 号は、保喜久男氏です。

同意第 6 号は、長尾さとみ氏です。

同意第 7 号は、白石茂一氏です。

同意第 8 号は、白尾憲雄氏です。

同意第 9 号は、山下みどり氏です。

以上 9 名を農業委員に任命したく、御同意賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから同意第 1 号から同意第 9 号までの質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第 1 号から同意第 9 号までは、会議規則第 39 条第 2 項の規

定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第9号までについては、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、与論町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから、同意第2号、与論町農業委員会委員の任命の同意について採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第3号、与論町農業委員会委員の任命の同意について採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第4号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決しま

す。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第4号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第5号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第5号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第6号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第6号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第7号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第7号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第8号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は

起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第8号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

これから、同意第9号、与論町農業委員会委員の任命の同意についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第9号、与論町農業委員会委員の任命の同意については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見をもとめることについて
（喜村雅子）

○議長（福地元一郎君） 日程第33、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見をもとめることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見をもとめることについて提案理由を申し上げます。

人権擁護委員法第9条により令和2年12月31日をもって、人権擁護委員の任期が満了となります。これに伴い人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある喜村雅子氏を推薦したいので、議会の意見を求めます。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見をもとめることについてを採決します。

お諮りします。本件は、適任と認めることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見をもとめることについては、適任と認めることに決定しました。

-----○-----

日程第34 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（福地元一郎君） 日程第34、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、岩村中里君、港沢勝君、町永建身君、田畑豊範君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩村中里君、港沢勝君、町永建身君、田畑豊範君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、池田美知博君、酒勺徳雄君、林英登樹君、富士川浩通君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました池田美知博君、酒勺徳雄君、林英登樹君、富士川浩通君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序はただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、補充の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

—————○—————

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月19日本会議であります、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後11時45分

令和 2 年第 2 回与論町議会定例会

第 3 日

令和 2 年 6 月 1 9 日

令和２年第２回与論町議会定例会会議録
令和２年６月１９日（金曜日）午後３時３０分開議

1 議事日程（第３号）

開議の宣告

第１ 議案第４４号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第２ 議案第４５号 ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について

第３ 議案第４６号 与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定について

第４ 陳情第２号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を図るための、２０２１年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

第５ 陳情第３号 増木名２号線（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）

第６ 発議第１号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を図るための、２０２１年度政府予算に係る意見書の提出について（高田議員ほか２人提出）

第７ 共同墓地調査検討特別委員会報告の件（共同墓地調査検討特別委員長）

第８ 議員派遣の件

第９ 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（１０人）

１番 遠山勝也君	２番 沖野一雄君
３番 川村武俊君	４番 林敏治君
５番 高田豊繁君	６番 町俊策君
７番 大田英勝君	８番 野口靖夫君
９番 林隆壽君	１０番 福地元一郎君

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１８人）

町長 山元宗君 副町長 久留満博君

教 育 長	町 岡 光 弘 君	総務企画課長	沖 島 範 幸 君
会計管理者兼会計課長	大 角 周 治 君	税 務 課 長	武 東 真奈美 君
町民福祉課長	田 畑 文 成 君	環 境 課 長	白 尾 与志一 君
農業委員会事務局長	久 野 泰 司 君	産業振興課長	山 下 哲 博 君
商工観光課長	松 村 靖 志 君	建 設 課 長	町 本 和 義 君
教育委員会事務局長	田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長	朝 岡 芳 正 君
水 道 課 長	仁 ✓ 和 男 君	与論こども園長	富士川 智恵美 君
茶花こども園長	富 千加代 君	那間こども園長	龍 野 勝 志 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事 務 局 長 川 上 嘉 久 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開議 午後 3 時 3 0 分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第 1 議案第 4 4 号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第 1、議案第 4 4 号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第 4 4 号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この改正は、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）の改正により投票管理者等の交代制が可能となったことに伴い、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番。

○2 番（沖野一雄君） ちょっと細かい点を 2 点だけお伺いします。

1 点目は、時間を定めて選任するという交代制としたときはということですが、想定する具体的な時間の割り振りというか、例えば午前と午後とかを投票管理者、立会人の勤務時間というのは、朝 7 時前から準備されて 7 時から夜の 7 時、8 時ですよ。2 分の 1 の半日ということであれば理解しやすいのですが、場合によっては 3 人で交代することも出てくるのか。想定される具体的な時間の割り振りそういったところをちょっとお聞かせいただければと思います。それが 1 点目。

2 点目は、例えば 2 人であれば問題ないのですが、3 人とか場合によっては何か 2 人目が都合悪くて 3 人目も出てきたというときに、端数処理ということが出てきたりしないかと余計な心配をするんですけど。細かいのですが、そのあたりの考え方、説明を求めたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

まず、時間の割り振りについての想定なのですが、現在投票管理者とあと投票立会人が 2 人でやっていますが、例えば投票管理者が、朝 8 時半から夜の 8 時まで長

時間にわたる勤務ということで、そういった中で交代制が公職選挙法で改正されたことに伴いまして、今回与論町報酬条例を改正するわけなのですが、想定としましては、事前に選挙管理委員会の中で半日にするのか、それとも例えば何対何とかそういう時間単位でその都合でできるように設定することができますので、それは委員の中でまたどうした対応をとるのかというのは、今後協議してやっていくことになるかと思います。

それから、端数についてなのですが、これについては労基法に基づいて取り扱っておりますので、今回、こちらの端数処理については特に明記していないところです。

以上です。

○2番（沖野一雄君） わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第44号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第2 議案第45号 ゆんぬ体験館の指定管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第2、議案第45号「ゆんぬ体験館の指定管理者の指定

について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第45号、ゆんぬ体験館の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

ゆんぬ体験館の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番。

○3番（川村武俊君） 以前お聞きしたのは、例えば修学旅行生、あと島内の小中高の学生の活用場ということにしたいということでは言われていたのですが、現在、島外から来られた修学旅行生とか、島内の小中高生の活用というのは何人ぐらいか、延べ人数でいいのですが、何人ぐらいの活用が行われているのかお聞きしたいと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御質問にお答えいたします。

数字はちょっと今書類を持ってきていないので、はっきりは申し上げられませんが、昨年は、修学旅行等が台風とかで減っております。与論町内の子どもたちには免除申請というので提出されておまして、収入のほうはちょっと入っていないところです。

○3番（川村武俊君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第４５号、ゆんぬ体験館の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号、ゆんぬ体験館の指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第３ 議案第４６号 与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定 管理者の指定について

○議長（福地元一郎君） 日程第３、議案第４６号「与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第４６号、与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定については、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、公の施設の効率的・効果的な管理を図るために、施設の管理者の再指定を行い、基本協定書の変更を行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

２番。

○２番（沖野一雄君） お尋ねをいたします。サザンクロスセンター、先ほど議決されたゆんぬ体験館もですが、この２つ、与論観光の１つの目玉と言いますか、拠点施設として与論の観光振興に大いに貢献していただきたいということで、役場の直営から観光協会のほうに指定管理をお願いするという形になって、大いに貢献を期待しているわけですが、ちょっと気になる点も１つありますので確認をさせていただ

きたいと思います。

具体的に、例えばサザンクロスセンターも少し老朽化しているところもあります。そういったことでこれからのこともあります。この指定管理の委託契約期間中に修理が発生した場合、その修理の費用の負担というのはどういう規定になっているのでしょうか。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今の委託料で、主に使われている予算は、エレベーターの維持管理費と光熱費関係です。館内の老朽化に伴っていろんな施設の修繕に伴うわけなのですが、単品で10万円以上の修理につきましては、行政側と相談をして修理します。それ以下につきましてはこの運営費の中で、あるいは売上経費の中で落としていくということで、申し合わせをしてあります。しかし、売上がまた今回みたいな新型コロナの影響で落ちることが予想されますので、今後維持管理費については御相談をしながらまた進めていければと思っています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ただいまの説明ですと、10万円以上になれば役場側が相談の上ですが、基本的には負担するということはわかりました。では10万円に満たない分については、無条件で委託先の観光協会が修繕するということになるかと思いますが、具体的には思い出すとサザンクロスセンターは数年前のすごい強い台風のときに、屋根の一番外側の窓の部分が壊れて大変な修理が出たわけですが、ああいったものについては、当然役場側が修理を行うというのは理解できるわけですが、10万円以下の実際の細かい修理の事例というのが発生していますでしょうか。あわせてお伺いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ここ数年については、いくらというふうには見ておりませんが、簡単なものは照明器具の取り替えとか、あと1階部分にあります展示品なんかの棚の作り替えとか、そういった分の材料費とか軽微なものについては、この経費の中でみてもらうというのが原則です。

○2番（沖野一雄君） わかりました。

○議長（福地元一郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第46号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号、与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号、与論町観光開発拠点施設「サザンクロスセンター」の指定管理者の指定については可決されました。

—————○—————

日程第4 陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第4、陳情第2号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長報告を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月16日火曜日、午後3時から与論町議会委員会室で全委員出席のもと、審査しました。

本陳情の要旨は、昨今のコロナ感染症関連による学校の休業措置に伴う学びの保障や心のケア、感染症対策等の問題に加え、貧困、いじめ、不登校問題等の問題対策や課題も山積している中であって、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保できず、学校現場での困難な状況に対し、現

行の教職員の加配措置方式ではなく、抜本的な定数改善計画に基づいた教職員定数改善対策を求めるものです。

また、現行の義務教育費 3 分の 1 国庫負担制度では、地方自治体の財政的負担の問題や人的配置の問題を発生させ、自治体間の教育格差が生じることとなることから、国の関係機関に対し 2021 年度の義務教育費 2 分の 1 国庫負担制度への復元によって、子どもたちが全国どこの地域においても一定水準の教育が受けられるような対策を求めるものです。

このような観点から、当委員会は豊かな子どもたちの学びを保障するためには、当該陳情の要旨は必要不可欠であるとの結論に至り、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 2 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2021 年度政府予算に係る意見書採択の陳情については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第5 陳情第3号 増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第5、陳情第3号「増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備について」を議題とします。

環境経済建設常任委員長報告を求めます。

8番。

○8番（野口靖夫君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第3号、増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備について」の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、6月16日火曜日、午後2時から全委員出席のもと開催し、執行部から産業振興課長に参与を求めて、現地調査を行った後、庁舎2階会議室で審査いたしました。

本農道は、陳情書の中にも記載されておりますが、里道を含む私有道路が地域の営農・生活路線として利用されております。道路幅が狭く未舗装であることから、大型車両等の通行や、降雨時に路面状況が悪く不具合であることが想定されます。さらに、陳情箇所沿線の地権者の同意が得られていることも考慮しながら、陳情の趣旨を審査した結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで環境経済建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第3号、増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、増木名2号線（仮称）の早期改良舗装整備については、採択することに決定しました。

—————○—————

日程第6 発議第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（福地元一郎君） 日程第6、発議第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） 発議第1号、提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく、与論町議会議員、大田英勝。

「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

学校現場では、新学習指導要領への対応をはじめ、貧困やいじめ、不登校など解決すべき課題が山積する中、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、全国で一斉臨時休業が行われ、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学びの保障や心のケア、感染症対策等不断的努力を続けております。子供たちの豊かな学びを実現するためには、現行の教職員の加配措置方式ではなく、抜本的な定数改善計画に基づいた教職員定数改善が望まれております。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままで、厳しい財政状況の中、自治体間で教育格差が生じており大きな問題となっております。

一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、教職員定数改善が必要であり、教育の機会均等と一定水準の教育の維持向上のための財源確保として、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1にすることが求められております。

このため、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2021年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7　共同墓地調査検討特別委員会報告の件（共同墓地調査検討特別委員長）

○議長（福地元一郎君）　日程第7、共同墓地調査検討特別委員会報告の件を議題とします。

共同墓地調査検討特別委員会の調査の経過と結果についてを報告したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、共同墓地調査検討特別委員会の調査の経過と結果について報告を受けることに決定しました。

共同墓地調査検討特別委員長の発言を許します。

9 番。

○9 番（林 隆壽君） 共同墓地調査検討特別委員会報告。共同墓地調査検討特別委員会の調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本町では、少子高齢化等により、お墓の継承者がなく放置されて無縁墓地化し、荒廃するお墓が散見されていることや、島外から移住された方々の墓地取得の問題など、墓地の管理運営等について将来を不安視する声が住民に広がっていることから、昨年、町行政による墓地の実態調査アンケートが実施されました。

このアンケート調査結果の「将来的に共同納骨堂が必要であるか」との設問に対し、55.84%の住民が必要であると回答されていることを受け、町議会においても、将来的なお墓のあり方について議会独自に調査検討し、提言を行っていく必要があるとの判断から、当委員会は令和元年9月定例会において設置され、以来8回の委員会を開催いたしました。

最初に、調査の経過について申し上げ、次に共同墓地（納骨堂）の整備についての提言を申し上げます。

まず、調査の経過について申し上げます。

第1回目の委員会は令和元年10月9日水曜日に開催し、共同墓地調査検討特別委員会設置の目的、調査項目、活動工程等について各委員の意見を集約しました。

第2回目の委員会は、10月30日水曜日に開催し、共同墓地について調査検討するに当たっては、議会独自で先進地の視察調査が必要であるとの結論に達し、調査地や日程について検討を行い、次のとおり決定しました。

まず、令和2年1月28日に、鹿児島市で開催される議員研修会終了後の29日に鹿児島市営東谷山納骨堂・小松原納骨堂の2カ所の調査並びに令和2年4月に新年度予算確保の後、沖縄県の公営共同墓及び沖縄県南城市の大里メモリアルパークと中城村にある中城メモリアルパークを調査することに決定しました。

第3回目の委員会は、12月9日月曜日に開催し、調査日程の検討と調査項目の検討を行い、その際に、鹿児島市においての調査地について、公益財団法人新生田上霊園を追加いたしました。調査項目については、①公営、民営などについて、②共同墓地の規模並びに形態について、③建設費と管理運営費の試算と耐用年数について、④管理運営の方法と手段について、⑤共同墓地（納骨堂）のメリット・デメリットについての5項目について検討することを決定しました。

なお、令和2年1月29日に行った鹿児島市営東谷山納骨堂・同小松原納骨堂・新生田上霊園の調査内容については、3月定例会での所管事務調査報告のとおりです。

第4回目の委員会は、2月28日金曜日に開催し、所管事務調査報告書作成のた

めの意見取りまとめ等を行い、新年度に実施予定の沖縄県での所管事務調査の日程については、4月12日の週に行うこととし、調査地の確定については、3月本会議中の委員会にて決定することとしました。

第5回目の委員会は、3月12日木曜日に開催し、鹿児島市での所管事務調査報告書の内容について決定し、新年度計画の沖縄県での所管事務調査については、4月16日から2泊3日の日程で、浦添市施設型共同墓・中城メモリアルパーク・大里メモリアルパークの3施設を調査することに決定しました。

第6回目の委員会は、4月1日水曜日に開催し、新型コロナウイルスの感染拡大蔓延による世情不安の現状に鑑み、感染拡大防止のため沖縄県での共同墓に対する所管事務調査を全員一致で中止と決定いたしました。

第7回目の委員会は、5月25日月曜日に開催し、これまでの調査結果を踏まえ、共同墓地（納骨堂）の調査について、6月定例会で報告できるよう各委員の意見を集約いたしました。

第8回目の委員会は、6月10日水曜日に開催し、報告の内容を検討・確認し、集約した意見は、本会議の場で提言として報告した上で、町議会からの意見として町長に申し入れるべきであると決定しました。

調査の経過については、以上であります。

次に、共同墓地（納骨堂）の必要性と整備計画策定にあたっての留意点、基本的な方向性について提言いたします。

まず、必要性については、①核家族化や少子化の進行。②新たなお墓の用地取得の問題。③お墓のことで子や孫に負担をかけることなく簡素化したい高齢者の増加。④新たなお墓の建設に伴う多額の費用負担など、将来にわたってのお墓に対する意識やニーズが変化していること。

以上の4点であります。

整備計画に当たっての留意点は、①第6次与論町総合振興計画において、共同墓地（納骨堂）の整備について具体的に盛り込むこと。②建設費用については、島外資本（目的別ふるさと納税制度）やクラウドファンディング等の導入を図るなど、資金調達方法を十分検討し、町の財政負担に与える影響を十分考慮すること。

以上の2点であります。

基本的な方向性については、①共同墓地（納骨堂）のメリット・デメリットを十分検討し、利用者の利便性を図ること。②納骨堂の規模及び形態については、利用者の負担軽減等を図るために十分検討すること。③管理運営の方法等について十分に検討すること。

以上の3点であります。

以上が、共同墓地（納骨堂）整備についての提言であります。

なお、当委員会においては、本町の将来的なお墓のあり方として共同墓地（納骨堂）の整備についての調査を行いました。厚生労働省の墓地経営・管理の指針等において「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」「地方自治体が行うのが望ましい理由は、墓地については、その公共性、公益性に鑑み、住民に対するサービスとして需要に応じて行政が計画的に供給できることが望ましいと考えられること、将来にわたって安定的な（破綻の可能性がない）運営を行うことができ、住民がより安心して利用できること。」と示されていることから、本町の実情に沿った適切な墓地を供給するための与論町墓地基本計画を策定し、住民が望むサービスが提供できる墓地行政に積極的に取り組んでいただくよう重ねて提言いたします。

なお、提言については委員会において、本議会の意見として町長に申し入れるべきであると決定しましたので、議長において、町長に申し入れることをお取りはからいくださるようお願いいたします。

これで、共同墓地調査検討特別委員会の報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 共同墓地調査検討特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま共同墓地調査検討特別委員長から報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、共同墓地調査検討特別委員長から報告のあった提言については、本議会の意見として決定し、町長に申し入れることに決定しました。

—————○—————

日程第8 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第 9 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第 9、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 2 年第 2 回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後 4 時 1 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 川村 武俊

与論町議会議員 野口 靖夫